白井吉太郎註釋

皇佛刑法治罪法字引

京都　開益堂版

特61
630

白井吉太郎註釋

皇朝法治國體論

京都　閑益堂版

題字

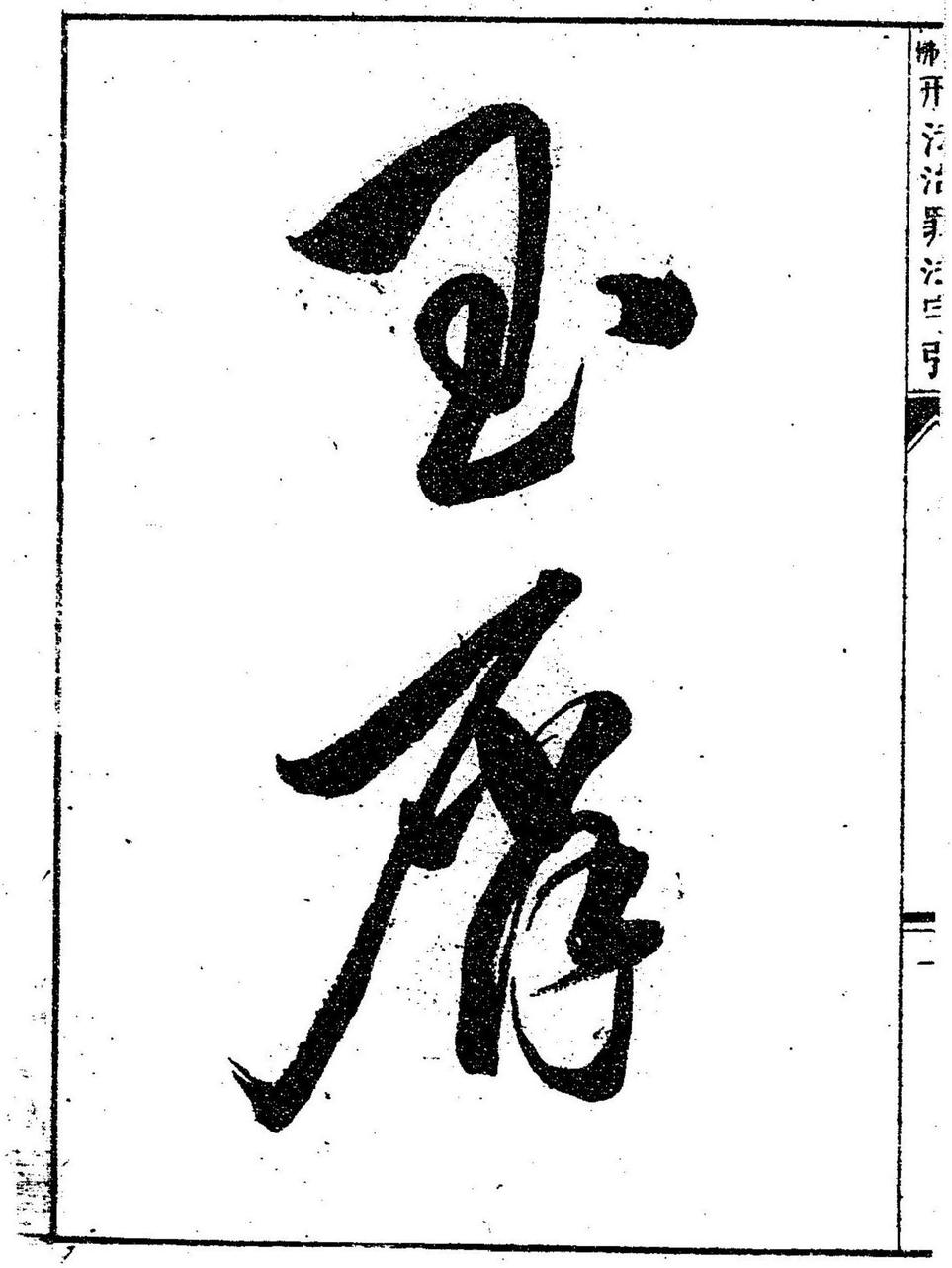

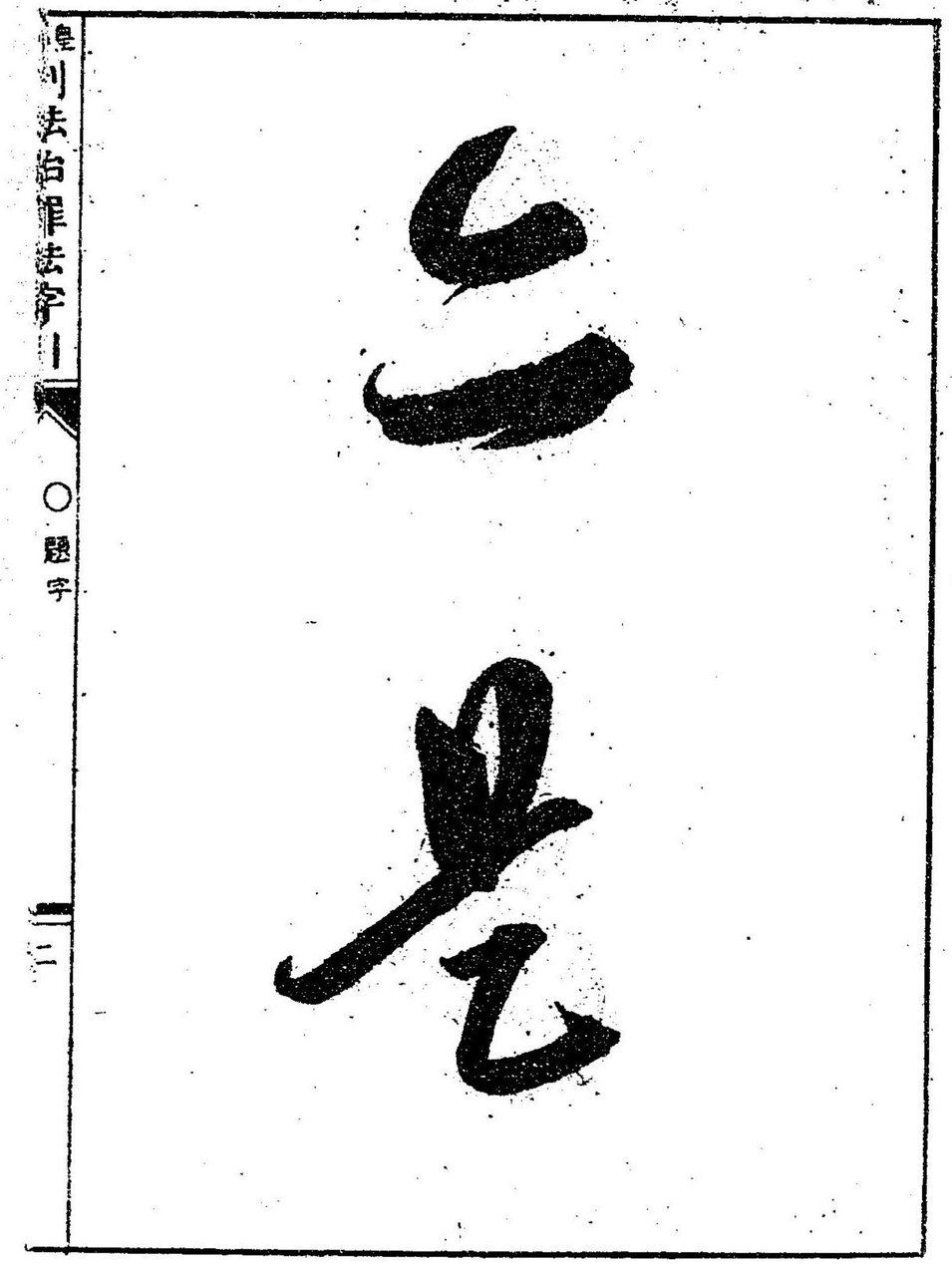

凡例

皇佛刑法治罪法字引凡例

佛律英法ノ已ニ我カ國辞ニ翻スルモノ幾數十種之ニ加フルニ本邦ノ新律朝ニ出テタニ成ル其字句少フシテ意旨深キモノ在リ一字ノ誤解以テ權義ヲ顛倒スルモノ亦在リ是ニ於テカ之ヲ學習スルモノ日一日ヨリ多ク之レガ師タルモノ其ノ供給ノ足ラサルニ至ル新学書生或ハ字引ナルモノニ據リ以テ其ノ意ヲ求ノ強テ之ガ解ヲ為シ却テ其義ヲ失フ慨嘆ニ堪ユ可ケンヤ法律書ノ註解世ノ書ニ乏シカラズ然レドモ數冊ノ卷尺大ノ書固ヨリ携帯ニ便ナラズ或ハ一字一句ヲ求ムルニ其

ノ全文ヲ終讀セサルヲ得ズ是レ乃チ簡ヲ求メテ煩ニ入ルナリ今其ノ幣ヲ救ヒ法意律旨ヲ簡求捷索セン為メ此ノ一小字書ヲ編製ス故ニ註解務メテ其ノ平易ヲ要ス看者諒焉

○本書編述ノ意專ラ新学ノ裨益ニ供スルニ在リ故ニ字ヲ求ムルノ法亦通常字引ノ体裁ニ準ヒ一二畫數ニ據ル

但片傍ヲ以テ部類ヲ分タザルハ一字ヲ求ムルニ非ス必ス連用ノ熟語アルヲ以テナリ然リト雖簡便ヲ謀リ頭字ノ畫數ノミ是視テ之ヲ求メバ其ノ熟字從フテ出デン

明治十五年九月

編者識

皇佛刑法治罪法字引

白井吉太郎　編輯

一畫

一

日 イチジツ　一畫一夜之ヲ一日ト爲ス即チ二十四時間ナリ故ニ法津上今日午前八時ヨリ明日午前七時六十分マデヲ謂ヒ午後二時ヨリ數フレバ即チ明日午後一時ヲ終ル時ヲ云フ○刑法ニ於テ受刑ノ日ハ時間ヲ論セズ言渡アリタルヨリ其ノ日ヲ以テ一日ト立テ刑期ニ算入ス故ニ刑期終ルノ日ハ縱令ヒ午後ニ放免セラルヽトモ刑期外ノ日トシテコレヲ數ヘズ

日程 イチジツテイ　陸路八里ヲ以テ一日ノ里程ト定ム八里以下ト雖モ三里以上ハ一日トス

月 イチゲツ　一年日數三百六十五日有奇ヲ十二分シテ一月ト爲ス故ニ三十日アリ三十一日アリ又二十八日ノ月アリ法津上計算ニ便ナラザルヲ以テ三十日ヲ以テ一月ト定メ刑期ヲ數フ故ニ三月ノ禁錮ト云ヘバ九十日ナリ今月十日ヨリ來月九日ニ至ルノ日數ト異ナリ暦法ニ從フテ立ル所ノ計算ニアラズ又エニ月ノ大小閏ノ有無ニヨリ長短伸縮スルノ憂ナシ

年 イチネン　平年ハ三百六十五日閏年ハ一日ヲ多クハ法律上月數ヲ計算スルニハ暦法ヲ用ヒズ満三十日ヲ以テ一月トスレバ年數ヲ計算スルニハ満十二箇月ヲ以テ一年トス故ニ月ニ大小アルモ年ニ閏日アルモコレニ關セズ以テ計算ニ便ス

週 日曜日ヨリ土曜日ニ至ルノヒ日之ヲ一週ト云フ然レ𪜈法律上一週ト云フハ満七ケ日ヲ云フ故ニ今週ノ金曜日ヨリ數フル時ハ次週ノ木曜日ニ至ルモノトス

一人 人民ノ相共ニ亂ヲ發スコト

一名 上ニ同ジ

一巻 書籍一冊

一編 編篇共ニ同シ書物ノ巻中ニ編アリ或ハ前編後編トシ又ハ一篇ニ篇ト爲スガ如シ巻ヲ細分スルナリ

一章 編中又分ツテ幾章トナシ別種又ハ異類ノモノヲ記入ス即チ刑法第二編中一章ニハ皇室ニ對スル罪ヲ記シ二章ニハ國事ニ關スル罪ヲ記スルガ如シ故ニ編中數章アルアリ數十章アルナリ

一款 佛蘭西法律書ニハ章ノ下節ノ上ニ款ヲ置キ一部分ヲ立ツ

一節 章ノ下ニ節ヲ置キ一節毎ニ數條ヲ抱合ス刑法總則第二章第一節ニ刑名ヲ記シ第二節ニ主刑ノ處分ヲ記スルガコトシ

一條 一車一件ヲ記載スル部名ナリ章節ノ下ニ在リト雖モ全巻ヲ通ジテ百條千條ニ至ル故ニ編節章等如數々變更セズ故ニ刑法四編二十一章六十五節アリテ相ヒ斷切ストヒ連續シテ斷ゼザルガゴトキナリ雖モ四百三十條ノ條數相ヒ連續シテ斷ゼザルガゴトキナリ

一項 一文中ノ別記アルモノ之ヲ一項ト云フ故ニ一條中ニ意アルモノ前ヘヲ第一項ト稱シノチヲ第二項ト稱スルコト

一切 總テノ意ニ用ユ

一耳 意ニ用ユ

一眼 目ノ意

一肢 一手又ハ一足

一定 決斷判定スルコト

一圓 金百錢ヲ一圓ト云フ時トシテハ總テノ意ニ用ユ

一件 一車ヲ一件ト云フ或ハ一車件ト云フニ同ジ

一軍 隊上ニ同ジ

一時 或ハ時ノコト

一個 一個二個ハ物品ヲ數フル稱ヘ個ノ字或ハ箇ニツクル

一般 凡テト云フニ同ジ

一揆 人民ノ相共ニ亂ヲ發スコト

一側 一邊ニ同ジ

一員 一名ト云フニ同ジ

一局 人物ノ一部ヲ爲シタルモノヲ局又ハ部ト云フ役所又局ト云フ

一根 草木一木ヲ云フ

一種 植物一品ノ一ヲ云フ今之ヲ萬物ニ取用シ種類ト云フ

一部 人物一組ヲ云フ其ノ他書物等ニモ取リ用ユ

一罪 一度

一度 一通 書面ニ用ユ

一通 書面ニ用ユ

一區 一塊ヲ爲スモノ之ヲ區部ト云フ今之ヲ市街ヲ分ツニ用ユ

一旦 或ル時或ル日ト云フノ意

一邑 一村

一等 車物ノ上下ヲ分チ等級ヲ立ツ刑法亦同シ罪名ニ等級アリ以テ相上登降スルヲ得セシム假令ヘハ重罪刑中常事犯重懲役ニ當ルモノ一等ヲ加重スレバ有期徒刑ニ入リ一等ヲ減ズレバ軽懲役ニ入ルガ如シ國事犯陸海軍犯各自等級アリ禁錮罰金ハ各本條ノ刑期金額四分ノ一ヲ以テ一等ト定ム

一州 一國

一方 一地方

㋑乙者 甲ニ對シテ云フ甲者乙者ハ猶ホ彼人此人ト云フガ如シ

㋺フランク 佛國ノ貨財ノ名

フ

リメール

二畫

㋩十分 足ラザル所ノコトヲ云フ

㋥二倍 二ニハ倍

㋭トン 船

㋬丁年 二十歳ヲ云フ

㋮入港 船舶ノ碇ヲ入ルノ

泊所ニ入ルヲ云フ

入用 ニフヨウ イリヨウ

入監 ニフカン アガリヤイル 被告人ヲ監倉ニ入レ其ノ逃遁ヲ防ク監倉ハ被告人ヲ入ル、所獄牢ヨリ軽シ重罪ニ當ル可キモノトスルニ於テハ豫審判事之ヲ入監セシム

入札 ニフサツ イレフダ 投票ニ同ジ物品ヲ賣拂フニ各自其ノ價ヲ書セシメ高價ノフタヲ入レル者ニ賣與ス之ヲ入札拂ト云ヒ當リタルモノヲ落札ト云フナリ

入 ニフ イリ

額 カク 田地借家貸金等ヨリ得ル所ノ利益金ヲ云フ

入口 ニフカウ イリクチ

入置 ニフチ イレヲク

人 ジン ヒト

人民 ジンミン 衆人ナリ

人家 ジンカ スミカ 人ノ居宅ナリ

人員 ジンイン カズ 數

人數 ジンスウ ヒトカズ 同上

人工 ジンコウ サイク 人ノ細工ナリ

人名 ジンメイ ヒトナ 姓名ナリ

人相書 ニンサウガキ 被告人ノ捕得ヲ逃レタル者ヲ探索スル爲メ其ノ容貌風俗ヲ詳細ニ記載シタル書付ナリ

人命 ジンメイ イノチ 人ノ生命

人倫ノ道 ジンリンノミチ 父子兄弟夫婦等ノ間ニ行ハル、道義ナリ

人違 ヒトチガヒ

カ カブリ

エール 木名

メ メートル 佛國ノ尺ニシテ吾ガ三尺强ニアタル

ア アルゼリー 亞非利加洲佛領

アベセ 猶ホ我ガイろはノ如ク

三畫

下 カシュ 手ヲ出シテ事ヲ爲スコト

下手者 カシュシャ 同上

下役 カヤク 下等ノ役ナリ

下水 カスイ 水ノハケルコト

下等 カトウ 等級ノ下ナルモノ

下等醫士 カトウイシヤ 上等ヲ醫師トシ下等ヲ醫士トス

下等官吏 カトウクワンリ

下附 カフ

下吟味 シタギンミ 豫審判事ナリ

大 ダイ

秡 ハラヒ 夏季冬季二度ノ祭式ナリ其義不淨ヲ洗除スルニ在リ此日ハ死刑ニ行フコトヲ禁ズ

大祀 タイシ 四方拜元始祭孝明天皇祭春奉皇靈祭神武天皇祭秋季皇靈祭神嘗祭大祓等

大赦 タイシヤ 天下ノ罪人ヲ放免スルコトニテ往古ハ天皇即位又ハ佳祝等アリテ死刑ヲ行フヲ禁セラレタル日ナリ

大赦之ヲ行ヒ又ハ凶變アルニ因リ之ヲ行フタルコトアリ是容易ナラザル事ナレバ猥ニ行フモノニ非ズ故ニ大赦ト特赦ヲ爲スメ權ハ獨リ天皇ニ在リトス大赦ト云ヘドモ古來ハ逆罪トテ君父ヲ弑シ人ヲ殺シタルモノハ赦ルサレズ今ヨリ以後トイヘドモ亦然ルベシ

大陸 タイリク オホクガ 大陸地ナリ

大小 タイセウ オホキサイサ

大木 タイボク オホキナキ

大略 タイリヤク アラマシ

大字 タイジ オホモジ 大ヒナル文字ナリ

大審院 タイシンイン 諸裁判ノ法律規則ニ背キタルコトヲ訴訟スル所ナリ此ノ訴訟ヲ上告ト云フ控訴ハ裁判ノ不服ヲ訴訟スルモノニシテ上告ト同ジカラズ

亡 バウ ウシナフ

亡失 バウシツ ホロビウシナフ

山 サン ヤマ

山林 サンリン ヤマバヤシ

山 サン ヤマ

羊 イヤウ ギ 獸名羊ノ一種

乞 キツ カイ 乞食ノ類

乞丐 キツカイ コヒコフ

乞丐者 キツカイシヤ 同上ノ者

乞者 キツシヤ 同上ノ者

乞食 キツジキ コヒフコト

干 カン ヨ 同係スルコト

干預 カンヨ アガリアヅカル 同上

川 セン タク

川澤 センタク 流水ヲ川ト云ヒ止水ヲ澤ト云フ

下 カ アガリ

下歩 カシヤ アガリアルク

口 カウ イヒ クチ

口實 カウジツ 詭説ノ主トスルトコロナリ

口上 カウジヤウ 談説ノ主トスルコトナリ

三 サン ミツ キサキ

三后 サンコウ 太皇太后皇太后皇后ナリ

三犯 サンハン ミタビフカス 三度ノ犯罪

三府 サンプ 東京京都大阪

士 シ サムライ

士官 シクワン サムライカタ 上等ノ兵士

士卒 シソツ 士官

卒ト

㊀子孫 子庶子庶孫曾孫玄孫外孫養子養孫ナリ

㊁止メ

止制 禁制ナリ

㊂小吏 下等ノ官吏ナリ

小

兒 小供ナリ

小屋 狹隘ナル家屋

小舍 同上

小舟 手輕ナル舟

小路 狹隘ナル路

小徑 上ニ同ジ

小學

校 子弟ヲ教育スル所

㊃工業 工作職業ナリ

㊄凡人 通常ノ人

㊅工作 物ノ細ユシテ製造スルコト

工作場 同上ノ場所

工錢 工作賃ナリ

工匠 工作人ナリ

決囚 刑事ノ判決ヲ受ケ罪名定リタル犯人ナリ

㊆上般 上等ニ同ジ

上般官吏 上等ノ官人

上地 地面ナリ

上塊

㊇已決 已ニ判決アリシコト

已

言渡法律ニ背キ定規ニ違フ者アル場合ニ於テハ其渡ヲ大審院ヘ破毀セラレンコヲ乞フナリ

上訴 上等ノ裁判所ニ服ヲ訴出スルコト

上奏 天子ニ上申スルコト

上等 下等ニ對スル語ニシテ等級ノ上ナルコト

上等官吏 勅任奏任等ヲ云フ

上席 同席ノ上座ニ居ルモノ

上席人 同席人

裁判上席人ト裁判ノ法廷ニ上坐スル者

上書類 上裁 天子ノ裁判

上下議院 上院ハ貴族下院ハ平民等ニテ一年ノ出納會計ヲ議スル所

上申 天子ニ奏聞スルコト

㊈ケイヤンス 南亞州佛領

㊉キユラトール

世話人 ㊋ヒリヤメートル 佛國里數

四畫

㊌互 一ニ

㊍太鼓

㊎六月大祓 大祓ハ不潔ヲ洗除スルノ爲式ニシテ冬夏ノ二季ニ之ヲ行フ即チ曆ニ書ヘル所ノ六月大祓十二月大祓カリ此日ハ死刑ヲ行フコヲ禁止ス

㊏仁孝天皇祭 先々帝崩御ノ日即チ二月二十日此ノ日ハ死刑ヲ行フコトヲ禁ス

㊐公 私ナキ之ヲ公ト云フ

公權 社會ニ對シ公然行ヒ得ル權利之ヲ公權ト称ス刑法ニ於テ定ル所左ノ如シ國民ノ特權官吏ト爲ルノ權勲章年金位記賞恤思給ヲ有スルノ權外國ノ勲章ヲ佩用スルノ權兵籍ニ入ルノ權裁判所ニ於テ證人ト爲ルノ權後見人ト爲ルノ權分散者ノ管財人ト爲リ又ハ會社及ヒ共有財産ヲ管理スルノ權學校長及ヒ教師學監ト爲ルノ權

公權剥奪 附加刑トシテ同上ノ權ヲ去リ取ルナリ

公權停止 公權剥奪ハ之ヲ取上ケ復タ授與セザルナリ停止ハ期限ヲ定メ其間之ヲ行フコヲ止ムルナリ剥奪ハ重罪ニ用ヒ停止ハ之ヲ輕罪ニ用ユ停止期限ハ本刑禁錮ノ間トス

公益 一般ノ公益即チ國民ノ利益ヲ云フ

公然 私ナキ

公務 官ノ職務ナリ

公債證書 國家負債ノ證文ニシテ人民ノ之ヲ所有シ又ハ賣買シ得ルモノ金祿秩祿起業等數種アリ

公證 公平

ノ證據

公布（カウフ）官ノ頒布（オホヤケニシキ）

公選（カウセン）選擧權アルモノヲ集メテ公然投票（オホヤケニアラハ）シテ人ヲ選擧スルナリ

公園（カウヱン）社會公衆ノ共有（オホヤケノ）スル遊園ナリ

公事（カウジ）社會ノ一ヲ公事ト云フ訴訟（オホヤケニアラハ）事件ヲ公事ト云フ「モノアリ

公告（カウコク）一般ニ告知（オホヤケニシラシ）スルナリ

公役（カウエキ）官ノ職務（クワンヤクノ）

公私（カウシ）官ト人（クワンヤクト）民ナリ

公舍（カウシヤ）官舍（クワンヤクノイヘ）ナリ

公平（カウヘイ）公正（タヾシ）ナリ

公正（カウセイ）公平（タヾシ）ナリ

公正書（カウセイショ）規則ニ從フテ書（ヒキカキツケ）シタル書類ナリ

公示（カウシ）一般ニ示（オホヤケニシメス）スモノ

公使（カウシ）官使（クワンシ）ヲ云フ外國派出ニ全權公使特命全權公使等アリ

公證人（カウシヤウニン）公事ノ證（シヤウコ）人ニシテ政府ノ許可ヲ得テ爲リ

公判（カウハン）裁判所ニ於テ衆人ノ傍聽（オホヤケニサクル）ヲ許シ公ケニ判決スル「

公判始末書（カウハンシマツショ）公判ノ終始ヲ記載（サバキノカキツケ）セシ書

公廷（カウテイ）官廳又ハ法廷（サイバンシヨ）ヲ云フ

公安（カウアン）社會ノ平穩（オホヤケニサクル）ヲ公安ト云フ公安ノ爲メ裁判管轄（ヤスシ）ヲ

公行（カウコウ）通常ノ裁判ニ傍聽（オホヤケニオキフ）ヲ許ス之ヲ裁判公行ト云フ

公訴（カウソ）是ハ私訴ニ對スル文字ニシテ犯罪ノ訴（ソミノウツタヘ）アルヲ云フ犯罪ハ社會ノ平安ヲ害スルモノナル故一已人民ヲ

リ訴出スベキモノニ非ス社會人民ノ名代タル檢察官之ヲ訴ヘ以テ至當ノ刑ニ當ラントス

ルナリ私訴一名民事ハ何人ニテモ被害者之ヲ訴出スルヲ得是レ其ノ一已ノ訴件ニシテ彼我

ノ關係ノミ社會一般ニ感及セザレバナリ

公訴狀（カウソジヤウ）同上ノ書類ニシテ官吏ノ作ル所（オホヤケニウツタフ）

公訴期滿免除（カウソキマンメンジヨ）公訴ノ期限（オホヤケニウツタフ）違テ警罪ハ六月輕

罪ハ三年重罪ハ十年之ヲ經過スレバ其罪ヲ舊犯ト視做シ檢察官ヨリ之ヲ訴出スルヲ許サズ然レ𪜈刑ノ期滿免除ニ非ルヲ以テ無罪放免ト爲ルニ非ズ之ヲ設クル所以ハ檢察官ガ訴出ス可キ者ヲ訴出セザレハ後日期限過ギテ之ヲ知リ得ルモ其ノ權利ヲ失フヲ以テ職務上ノ失誤ト怠慢ヲ責シムルナリ

出（シユツ）被告人ヲ裁判所又ハ豫審判事檢事等ニ呼出ス時應ゼザル者ヲ引致スルヲ云フ

引致（インチ）被告人ヲ引（ヒキ）出（イダ）スヲ云フ

引出狀（インシユツジヤウ）被告人ヲ引致スル時豫審判事ヨリ出ス所ノ證票ニシテ巡査之ヲ携帶ス

引誘（インイウ）誘引（ヒキイナフ）スル「

引導（インダウ）同上（ヒキミチビク）

引續（インゾク）連續（ヒキツヾク）スル「

引抄（インシヤウ）抜出シ書キ（ヒキヌキ）メシコト

引（イン）

公東（カウソク）私情ナキ（オホヤケ）コトナリ

許（キヨ）許可（ヒキ）スル「

允許狀（インキヨジヤウ）願意聞（ユルシ）ジヤウ屆ノ狀

允准（インジユン）允許（ユルシ）ニ同シ

允（イン）

向（コウ）趣ク所（ムカフ）ヲ云フ

介入（カイニフ）挾入（ハサミイル）ナリ

岸寄（カケヨル）

反坐（ハンザ）誣告僞證ヲ爲シ人ヲ罪ニ陷イレタルモノハ其ノ陷レタル罪ニ同シキ

戶棚（トタナ）

方法（ハウハウ）猶ホ法則ト云フガ如シ

方（ハウ）

刑收（カイシユ）植物ヲ刈リ取リ納ム

刈殘（カイザン）刈取リシ殘餘ナリ

刈取（カイシユ）刈收ニ同シ

木石（ボクセキ）

木材（モクザイ）

木樁（ボクテウ）

刑ヲ受ケシム之ヲ反坐ト云フ假令ヘハ無罪ノ人ヲ輕懲役ニ爲シタル時ニ誣告僞證ノ罪露顯シタル時ハ其ノ經過シタル日數ヲ反坐セラル

反證（ハンシヤウ）證據トシテ出シタル事件ニ許僞誤謬アリトシテ其ノ證據ヲ出スヲ反證ト云フ

屯集（トンシウ）守衛人爲メ兵士ヲ集メ置クヲ

屯聚（トンシウ）同上

屯營（トンエイ）兵士ヲ集メ置クノ陳所ナリ

巴勒 佛國大都會

巴里府 同上

中立 何レニモ與セザルナリ

中央 中間

中斷 期限ノ經過ヲ中斷ストハ假令ヘバ百日ノ期限中五十日ヲ經過シタル時着手シタルヲ得ズ然ル時ハ此ノ十日ヲ百日ノ期限外ニ置キ併セテ百十日トスル類ナリ

日本 日本全國

日數 何月何時

日時 何月何時

日後 他日ヲ云フ

日當 雇人職人等ニ一日幾圓又ハ幾十錢ノ金額ヲ以テ給與スルヲ云フ其者ノ職業藝術ニヨリ一定ス可カラス裁判所ニ於テ鑑定ヲ命スルトキハ旅費ノ外之ヲ給與ス

日出前 日没後

曜日 牙保 商業ノ世話人

牙保 商業ノ世話人

弔鎖 門戸等ヲ鎖閉スル器 御戸ヲ鎖スニ用ユ

仍ホ 牛

云々 箇様々々ト云フ語ヲ略シテモチユ

勾束 勾留束縛スル器

勾引 豫審判事ヨリ発スル所ノ狀ヲ以テ被告人ヲ四十八時間留置スル

勾引狀 被告人ヲ全ニ書類問吟味ノ爲メ留置スル勢力アル書狀ニシテ豫審判事之ヲ發スル權アリ

内地 内地トハ外國ニ對シテ云フモノナレ圧嶋地ニ對シテハ本土ノ事ヲ云フ獄ニ入ルト云フガゴトキ其ノ島地ニ愛遣セザルヲ云フ懲役ハ内地ノ

内國 外國ニ對シ本國ノ事ヲ云フ

内亂 外患ニ對スル義ニシテ國内ノ騒亂ナリ

内部 内ノ部分ナリ

内科 人體ノ内部ヲ療治スルヲ云フ

内

科醫 人體ノ内部ヲ治ムル醫師ナリ

内務卿 地方官ヲ總括スル職ニシテ勅任官ナリ

厄難 災難ナリ

化學 藥品氣類等ヲ分析スル學ニシテ舍密ヲ云フ

化學家 舍密ス

元來 最初ヨリトモ云フコト

元利 貸ス金ヲ元トモ云ヒ貸メ利ヲ生ズルヲ利ト云フ

元老院 法津ヲ議定スルトコロ

元老院長

元老院議官 法津ヲ議定スル官吏ナリ

元始祭 一月三日ニ行ハルル朝廷ノ大祭ナリ

火器 銃礮ノ類ナリ

火竈 蒸氣車ナリ

火災 失火放火等ノ災難ナリ

火藥 彈藥

火輪車

不當 適當セザル

不論罪 罪トナル可キ所業トイヘ圧其情狀ニ因リ全ク罪ヲ論ゼザル

不敬

不通

不正

不實

不熟 成熟セザル

不熟果實 成熟セザル果物ナリ

不

動産 家屋田畑山林等運搬ス可カラザルモノヲ云フ

不備 法律ノ備具セザル

不悉 文意ノ悉サザル

不具 備具セザルナリ又身體ニハ廢疾ノ類

不幸 幸福ナラザルナリ

不在 居合ハサザルナリ

不充分 十分ナラザルナリ

分量 分限ノ如シ

分析 混合物ヲ分離スルコト

分散 身代限ノ處分ヲ受ケタル者其財産ヲ財主ニ渡スナリ

分配 夫々物件ヲ分與スルコト

分散者

同上ノ人
分散人 同上
分派 分別スルコト
分娩 出産ナリ
分明 明白ハッキリナリ
分署 一ニ支局支署ト云フ出張役所ヲ云フ
分附 夫々分チ附ワケワタス與スルナリ
㊇文書 文句ノ書付カキツケ
文體 文句ノ記載方法
文官 政治ノ官吏
文意 文句ノ意思
文學 學問ナリ
文中 文句中ナリ
文面 文句上ナリ
文字 文武官吏 政事軍事ノ官吏
㊄五
港 東京横濱神戸長崎新潟
�心心得書 忘レザル爲ノ記スル所
㊄天皇 天子ナリ
天災 地震風雷ノ類
天生 天年生スルナリ
天長節 禁死刑天子御誕生日
㊅勿論 言フマデニオヨバヌコト
㊆牛馬 牛羊 ㊆什物 什器ナリ諸種ノ道具ヲ云フ
㊄户長 户主 一家ノ主人
㊄夫 夫妻ニ對シテ云フ
夫妻 夫婦ナリ
㊄父母 父母繼父母嫡母養父母等法律上ニテ一般父母ト云フ
㊄井 井溝 井戸溝渠
㊄切 切斷 切半斷絶スルナリ
切手 手形切符又ハ押印シタル書付ノ類
切ル 切ハ切ナリ
㊄手 手形 割符又ハ押印シタル書付ノ類
手形類 同上
手續 順序ノ始末ナリ
手書 自カラ認メシ書
手 署 自分ニ姓名ヲ書スルコト
手械 手ノ自由ナラザル爲ニ繫鎖スル器械ナリ
㊄支 支解 人ノ支體ヲ分解スルコト
支配 部分ヲ以テ擔任スルナリ
支配人 同上ノ人
㊄日 日附 其ノ當日ヲ記スルナリ
日稼 日々其ノ職業ヲ勤ムルコト
㊄引 引渡 事件ヲ渡シ與フ
引渡人 同上ノ人
引取 事件ヲ受ケ取ル
引取人 同上ノ人
引續 事件ヲ引受ルコト
㊄氏 氏名 姓名ナリ

五畫

㊄今 今節 紀元節天長節等ヲ云フ
今狀 豫審判事ヨリ被告人ニ向ヒ質スル所ノ書狀ニシテ召喚狀アリ勾引狀アリ勾留狀アリ收監狀アリ凡ベテ之ヲ令狀ト云フ
㊄打 打倒 打碎
㊄立 立會 立會人
㊄幼 幼者 八歲以下ノ者ハ法律ニ於テ之ヲ幼者トシ罪アルモ之ヲ問ハス
㊄石 石類
㊄用 用法 用立
㊄刊 刊行 版木ニ付シ世ニ行フ
刊刷 版行製本等ヲ爲ス
㊄半 半高 某數ヲ二分セシ一數ノ高
㊄平 平常 平日ニ同シ
平生 上ニ同シ
平民
㊄代 代書 他人ニ代リ書類ヲ作ルコト
代書人 訴訟事件ヲ人ニ代リ書スルモノ
代人 他人ニ代リ事ヲ擔當スル人ナリ
代用
代言 訴訟關係人ニ代リ

事件ヲ陳述スルコト

代言人 同上ノモノ

代署 人ニ代リ其ノ姓名ヲ書スナリ

代役 代リ其ノ役ヲ執ルナリ

代役人 名代役人

代書師 代書人ニ代ル

員 代人ニ同シ

局 別ノ役所

(以)

以上 以タ以下以前以後以來

(加)

加減 刑ヲ重加シ又ハ輕減スルコト

加減例 刑ヲ加重シ又ハ減輕スル例規ヲ云フ

加重 再犯等ニテ刑ヲ加重スルコト

加重減輕 刑ノ加減ヲ併セ云フ

加辱ノ刑 佛ノ重罪ニシテ追放ノ刑ト公權剝奪ノ刑トヲ云フナリ

加減順序 罪ヲ加重減輕スル次第ナリ

(甲)

甲 第一ト云フガ如シ又甲某乙某ト云フ時ハ誰レ彼レト云フノ義ナリ

甲者 同上

(立)

立法 法則ヲ作リ立ルコト

立法局 同上ノ驛

立像 神人等ノ立チタル偶像ナリ

(氷)

氷雪 同上

(可)

可否 是非ナリ

(犯)

犯罪 法律上禁止シタル規則ヲ破ルモノ之ヲ犯罪トス刑法第二條ニ法律ニ正條ナキ者ハ何等ノ所爲ト雖モ之ヲ罰スルコトヲ得ズト云フ故ニ假令ヒ世間公衆ノ視テ以テ罪トスル所タリトモ刑法ニコレ無キモノハ犯罪ト爲スヲ得ザルナリ

犯人 犯罪人ナリ

犯前 犯罪ノ以前

犯 官ヨリ禁制アリシコトヲ犯スコト

犯所 犯罪ノ場所

犯罪取調 犯セシ罪ヲ吟味スルコト

犯ス 爲スマジキコトヲ爲スナリ

(未)

未文 文中ノ終リ

(白)

白紙 白紙

白狀 犯罪ノ狀情

(瓦)

瓦 瓦

(旦)

旦 旦

(皮)

皮 皮

(本)

國 各人自國ヲ指テ本國ト云フ

本夫 妻其夫ヲ指シテ本夫ト云フ私スルモノ之ヲ密夫ト云フ

本刑 犯罪ニ適當スル所ノ刑ナリ

本屬 其所屬ナリ

本人 當人ナリ

本心 實意ナリ

本案 一事件ノ罪犯アリコレニ附帶スル他ノ犯罪アレハ原罪ヲ本案ト稱ス假令ハ辨論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アレバ直チニコレヲ裁判シ其ノ裁判ニ付キテノ控訴上告ハ本案ノ裁判言渡アリタル後ニアラザレバコレヲ爲スヲ得ズト云フガゴトシ

會 其ノ會ナリ

本罪 其犯罪ナリ

本法 當タル所ノ法律

本條 其條ナリ

本 異父異母ノ兄弟ヲ云フ

(玄)

玄孫 孫ノ孫

(凹)

凹所 本文

(瓦)

瓦礫 瓦ト小石

(兄)

兄弟 兄弟及ヒ

人 異國人

外國政府 外國ノ政執ル官廳ヲ云フ

外國勲章 外國ニテ受ルトロノ賞牌勲狀ノ類

外國 異國ナリ

外國 外國

外部 外ノ部分ヲ云フ

外科 外部ノ創傷ヲ治スル醫師

外患 外國ヨリ來攻ヲ云フ

外圍 外側ノ同圍ナリ

外人 他人ナリ又外國人ヲモ云フ

(中)

中立 吉立ルコト

申立人（言立ル人）

申立書（言立ル書）

申述人（其ノ意ヲ陳述スルノ人）

申述（其ノ意ヲ陳述スルナリ）

書（其ノ意ヲ陳述スル書）

㊐布告（政府ヨリ一般人民ヘ告知スル所ナリ）

㊐占夢（夢ノ有様ヲ以テ吉凶ヲ占フナリ）

㊐田野（田ニ稻ヲ種ル所圃ハ蔬菜ヲ種ヘシ所）

田圃（田ニ稻ヲ種ル所圃ハ蔬菜ヲ種ヘシ所）

㊐囚（入牢ノ人ヲ云フ）

囚人（同上）

囚徒（囚人等ヲ云フ）

囚獄（牢屋ヲ云フ佛國ニ囚獄ノ刑アリ吾ガ禁獄ニ同シ）

囚獄場（同上ノ場所）

㊐召捕（捕縛スルヿ）

召捕状（被告人ヲ捕縛スルヲ命スル書附）

㊐左件（其ノ次ノ事件ナリ）

㊐冊子（帳簿ナリ）

㊐世話人（世話人）

㊐司法（政府ヨリ發シタル法制ヲ司掌シ人民ノ權利ヲ保護スルカナリ）

司法卿（天下ノ法律ヲ司掌スル勅任官ナリ）

司法省（司法官廳）

司法權（司法ノ權）

司法警察官（司法省諸裁判所ニ属スル警察官ヲ云フ）

司法警察官（警察ニ二種アリ行政ト司法トナリ行政警察ハ政府ニ属シ主トシテ人民ヲシテ法ヲ犯サヾラシムル務ヲタモチ司法警察ハ主トシテ犯罪ノ行爲ヲ捜索スルヿ）

司獄官吏（牢獄ヲ司ドル官吏）

㊐目的（事物ヲ爲スノ目當）

目前（眼前ナリ）

目下（現時ト云フガ如シ）

目錄（名目ノ紀ナリ）

目論見人（事物ヲ企テタ人）

目擊（現在眼ニカケタルコト）

㊐民事（人民ノ公事即チ金穀貸借契約ノ相違等ヲ云フ刑事ニ對スル語ニ）

民事原告人

民事擔當人

民事ノ訴（民事ニ付キ出訴スルナリ）

民事裁判所（人民ノ公事ヲ裁判スル法廳）

民事局（民事ヲ取扱フ局庭訴裁判所ニハ民事刑事ノ二局アリ）

民事局判事

民權（人民固有ノ權力ナリ即チ政府ニ對シ有スル裁判官所ノ權利人民相互ニ壓抑セラレザルモノ之ヲ行ハシメザルコト）

民權剝奪（人民固有ノ權力ヲ剝奪シテ）

民法（人民ノ相互ニ守ル所ノ法則ナリ）

民法裁判所（人民ノ法則ヲ裁判スル廳）

民心（人民ノ心上ナリ）

㊐未遂（罪ヲ犯サントシタル意志ノミカ又ハ着手シタルト雖モ未ダ世人ニ害ヲ與ヘサル時ハ法律上之ヲ罰ス可カラザル者トス然レ𪜈其ノ犯罪ノ性質タル凶害ノ太甚シキ者タルニ於テハ猶ホ之ヲ罰シ以テ懲創ヲ示ス然リト雖ドモ元來其罪未ダ發覺セザルモノナルヲ以テ重罪タリトモ本刑ニ一二減等シテ刑ヲ科ス内乱ヲ爲スモノハ未遂タリト雖モ本刑ヲ科ス是レ其ノ事實ノ容易ナラザルヲ以テナリ）

未遂犯（同上ノ犯罪）

未遂罪（同上）

未遂犯罪（同上ニ）

未（未ダ罪ノ判決セザルヿ）

未決（未ダ罪ノ判決セザルヿ）

㊐囚（同上ノ囚人ニシテ檢察官ヨリ公訴セラレタル被告人ナリ）

未決囚徒（同上ノ囚人等ヲ云フナリ）

未決勾留（ミケツカウリウ）未ダ罪ノ判決セザル時勾留所ニ於テ勾留スルコト

出頭（シユツトウ）出參ナリ

出生（シユツシヤウ）出産ナリ

出産（シユツサン）

出獄（シユツゴク）獄舍ノ囚ヲ放ツナリ

出兵（シユツヘイ）兵士ヲ出発スルコト

出席（シユツセキ）其ノ席ニ出頭スル

出入（シユツニフ）出去入來ナリ

出行（シユツカウ）出發シ行クナリ

出張（シユツチヤウ）其ノ處ヘ出張ルナリ

出廷（シユツテイ）公廷ニ出頭ス

出處（シユツショ）出産セシ所

未滿（ミマン）不足ナルコト

未熟（ミジユク）未ダ成熟セザルヘ

（出）出ヅ

（收）

收メ（ヲサメ）トリアゲ

收受（シユジユ）收納受理ナリ

收斂（シユウシン）租税ヲ收ムルナリ

收稅（シユウゼイ）同上

收納（シユウノウ）物品ヲ受入ルヽコト

收稅官（シユウゼイクワン）

吏（リ）收税ヲ取扱フ官吏

收監（シユウカン）監獄ニ收メ囚フ

收監狀（シユウカンジヤウ）同上ノ告達狀ナリ

收賄（シユウワイ）賄賂ヲ收受スルナリ

收賄者（シユウワイシヤ）同上

（正）

正條（セイジヤウ）現在ノ條件ナリ

正犯（セイハン）主犯ナリ

正數（セイスウ）現在ノ員數ナリ

正本（セイホン）清書ノ本ナリ

正當（セイタウ）正直適當ナリ

正理（セイリ）正直ノ理由

正直（セイチヨク）誠正實直ナリ

正實（セイジツ）直正實誠ナリ

（主）

主發意者（シユハツイシヤ）

主謀（シユボウ）發意ノ謀計

主從（シユジユウ）發意者及ビ同意者

主人（シユジン）雇人ヲ使用スル人

主家（シユカ）雇ハレシ人其ノ主人ヲ指ス

主刑（シユケイ）主刑トハ附加刑ニ對スル語ニテ本刑ト云フガ如シ即チ一死刑二無期徒刑三有期徒刑四無期流刑五有期流刑六重懲役七軽懲役八重禁獄九軽禁獄等ヲ云フ

（市）

市街（シガイ）城市ノ街

市場（シジヤウ）物品賣買ノ場所

市（シ）

（區）

區（クヽ）都會ト云フニ同シ田舍ヲ郡村ト云フニ對スル語ナリ

（申）

甲告（コウコク）申述告報ナリ

申述（シンジユツ）意見ヲ陳述スルコト

申述書（シンジユツショ）意見ヲ陳述スルノ書ナリ

申雪（シンセツ）申述恥辱ヲ雪ク

（石）

石礦（セイクワン）石類ヲ出ス坑ナリ

石櫃（セイクワツ）巢實ナリ

（生）

生養（セイヨウ）生存養育スルナリ

生命（セイメイ）生存ノ壽命ナリ

生活（セイクワツ）生命アルナリ

生存（セイソン）生活命ヲ有ツナリ

生計（セイケイ）生活ノ計謀ナリ

生産（セイサン）

（失）

失（シツ）

踪（セキ）出奔シタルコト

失火（シツクワ）誤リテ火ヲ發スルナリ

（比）

比照（ヒシヤウ）彼此見アハスコト

比較（ヒカク）彼此較ブルナリ

六畫

（多）

多數（タスウ）大小ノ二數アル時其ノ大數ヲ云フ

多少（タセウ）數ノ大小ナリ

多衆（タシウ）多人數ナリ

多寡（タカ）物數ノ多寡

（因）

因（ヨリ）

（同）

同視（ダウシ）彼此同一ニ見ルコト

同犯（ダウハン）同一ノ罪犯ナリ

同居（ダウキヨ）一家ニ同ク居住スルコト

同等（ダウトウ）同一ノ等級ナリ

同（ダウ）

行（カウ）同伴ナリ

同日（ダウジツ）

同月（ダウゲツ）

同年（ダウネン）

同刑（ダウケイ）同等ノ刑罪ナリ

同上（ダウジヤウ）

同前（ダウゼン）

同一（ダウイツ）彼此カハラザルコト

同期（ダウキ）同一ノ期限ナリ

同罪（ダウザイ）同等ノ犯罪ナリ

同條（ダウジヤウ）同一ノ條ナリ

同伴（ダウハン）共ニ行クコトナリ

同所（ダウショ）同一ノ場所ナリ

同罪人 同等ノ犯罪人ナリ

同級 階級等位ヲ同フスルモノヲ云フ親属ノゴトキ同等ノモノヲ同級ノ親ト云フ兄弟従兄弟ノゴトキ相互ヒニ稱シテカク云フナリ

同時 同ジノイトキ

同盟 契約ヲ爲シ相互ニ救済スルヲ云フ

列 次第ヲ立テ、

席 席ニナラブ

列坐 列ナラベ坐スル

列記 ナラベ書クコト

列班 位次ノ順序ヲナスコトナリ

列車 車ヲナラベル

列 列ノ別アリ然レドモ印章ト云フハ之ヲ総稱スルナリ

印 印章 天子ノ印ヲ璽ト云ヒ有位者ノ印ヲ章ト云フ平民ニハ之ヲ印ト稱

印影 印章ノ押捺シタル字形

印刻 印行ノ判木

印本 版書ナリ

印紙 郵便印紙

印 證券印紙ノ類

老 老衰

老疾 病氣

老者 法律ニ於テ老者ノ年限ヲ一定セズ五十以上ヲ老トシテ可ナリ然レドモ老テ強壮ナル者ハ通常ノ人トシテ別ニ法律ヲ立ルモノニ非ズ老疾ノモノハ是ニコトナリ

老疾者 老病ノ人ハ幼者ニ同ジ法律之ヲ遺棄スルノ罪ヲ定ム

如 如何 事物ノ定ラザルヿ或ハ間ヒノ辭ナリ

衣 衣服 衣裳着用物品ノ惣名ナリ

汚 汚濁 汚穢 汚穢物 汚損

扣 扣除 計算上ノ語ニシテ幾分ノ數ヲ除去スルコト

扣席 席ヲ濁リ所

好 好質 好キ性質ナリ

好意 深切ナル意

光 光格天皇

竹 竹木

池 池沼 大池小池

有 有期徒刑 期限日時ノ定リアルモノ

有期 期限アル徒刑ニシテ嶋地ニ發遣セラレ定役ニ服ス重罪ノ常事犯第三等ノ刑ナリ佛法ニオイテハ有期徒刑ヲ五年ヨリ二十年ニ至ルマテトサダム

有 期流刑 流刑ハ國事犯ノ刑ニシテ無期有期閉ス其ノ有期ハ徒刑ノ期限ニ同シク十二年ヨリ十五年ニ至ル

有益 利益アル

有無 有無ヲ十二年ヨリ十五年ニ至ルノ期限アル徒刑ニシテ嶋地ニ發遣セラレ定役ニ服ス重罪ノ常事犯第三等ノ刑ナリ佛法ニオイテハ有期徒刑ヲ五年ヨリ二十年ニ至ルマテトサダム

有罪 罪狀アルヿ

有夫ノ婦 本夫アル所ノ女

交 交戰 互ニ接戰スルヿ

交附 送附ナリ

交換 更易ナリ

交替 同上

交代 互ニ交代スル

地 地方 各府縣ナリ

地券 土地ヲ所有スル證據ノ手形ナリ

地 雷火 彈藥ヲ地ニ埋メテ破烈スルモノナリ

地内 境内ナリ

地外 境外ナリ

地 地面ナリ

各 各本刑 各條ニ記載シタル其刑ナリ

各種 各自 各犯 各犯罪 各犯人 各人 各條 各員 各郡 諸郡ト云フガ如シ

各陪員 各陪席セシ人員

各局 各判 各判決ナリ

各裁判所 各本條ニ照シ各條ノ本條ヲ照着ス

存 存命 性命ヲ有ツコト

合 合鑰 錠ヲ開クベキ鍵ノカギナリ偽鍵ノヿヲ云フ

合 合同 同一ナラシムルヿ

年 年金 毎年金額幾許ヲ定メ功勞者ニ賜フ所ノ年給

年限 初メヨリ何年ト定マリシ期限ナリ

年齡 人物ノ年

年數（ネンスウ）ナリ

年數（ネンスウ）

年季（ネンキ）歳末（トシカ）ナリ

年月（ネンゲツ）

任職（ニンショク）職務（ヤクヲマカス）ヲ委任スル

肉類（ニクルイ）魚鳥獸肉（イヲ）ノル云フ

年月日（ネンゲツジツ）

年月日時（ネンゲツジツトキ）

任用（ニンヨウ）職務（マカシモチユ）ヲ委任シ其ノ人ヲ採用スル

全ク（マツタ）全（ノコラス）

向後（コウゴ）以後（コノノチ）ナリ

行政（カウセイ）司法ニ對スル義ニシテ大政府掌トル所ノ政治

行政ノ處分（シヨブン）民事刑事ヲ問ハス裁判ヲ為スハ司法ニ屬スヲ實行スルハ即チ政事上ノ事ニテ之ヲ行政ノ處分ト云フ假令ヘハ國事犯人アリテコレニ流刑ヲ宣告スルハ司法ノ事ナレドモ其ノ囚人謹慎ナルヲ以テ數年ノ後其ノ幽閉ヲ免スルカ如キハ之ヲ行政ノ處分トス政府官吏ノ之カサドル處ナリ

行政ノ權（カウセイノケン）行政ノ權カナリ

行政規則（カウセイキソク）行政ノ法則ニシテ大政ヲ布ク方法

行政（カウセイ）

長官（チヤウクワン）合衆國ニ於テハ大頭領ヲ云カシラヤク ヒ帝王國ニテハ大臣ヲ云フ

行政裁判（カウセイサイハン）行政上ノ事件ニ付キ權義ノ相衝着スルアレハ行政官吏ノ裁判ヲ仰ク即チ行政裁判ナリ其ノ權内閣ニ在ルナリ

行法權（カウハウケン）法律ヲ行フ權力ニシテ政府ノ權ナリ政府ハ立法官カ立テタル法ヲ行フトコロナレハナリ

行法官（カウハウクワン）同上ノ官吏ニシテ行政官ヲ云フ大政大臣ヨリ戶長ニ至ル皆其中ニ在リ

察官（サツクワン）同上ノ官吏ニシテ警視廳ノ官吏巡査等ヲ云フ

行人（ミチヒト）往來ノ衆人ナリ

行使（カウシ）使用スルコトナリ

行在所（アンサイシヨ）天皇ノ假ニ駐輦シ給フ

行法警察（カウハウケイサツ）通常ノ警察ナリ司法警察ニ對シテ云フナリ

行路（カウロ）通行ノ道路ナリ

行李（カウリ）旅中携フヘキ物品

行軍（カウグン）兵隊ノ進軍ナリ

行狀（カウジヤウ）人ノ行爲

行道（カウダウ）通行道

安寧（アンネイ）安全寧謐（ヤスクヤスシ）ナリ

安審（アンシン）安全審理スル

再犯（サイハン）已ニ刑ニ處セラレシノチ再ヒ罪ヲ犯スヲ云フ

再犯加重（サイハンカチヨウ）再犯ニヨリ本罪ヨリ加重スル

再審（サイシン）原裁判ヲ審査（フタヘヒヤシミ）スル

再審ノ訴（サイシンノウツタヘ）控訴上告ヲ經過シ若クハ是等ヲ上訴ヲ爲サヽルニ因リ被告人ニ害アル裁判言渡既ニ確定シタル後其裁判言渡ハ事實ニ違フノ確証アル場合ニ於テ再ヒ之ヲ審明シ更ニ相當ノ裁判アランヲヲ請求スル者ヲ云フ

再婚（サイコン）婦アル人重婚（フタヘヒヤクヒ）スルヲ云フ

再娶（サイシユ）再ヒ妻ヲ娶（フタヘヒメトル）ルナリ

再度（サイド）二度（フタヘヒヤクヒ）ナリ

決（ケツ）決シテ如何（テモ）

決定（ケツテイ）決斷確定（キマリカタ）ス

決定書（ケツテイシヨ）決定ノ書（キマリカキ）

決斷書（ケツダンシヨ）同上

決斷（ケツダン）決定ニ同シ（キマリ）

決潰（ケツクワイ）決壞崩潰（クヒツヒシ）ス

決行（ケツカウ）決斷シテ施行（キノヒコナフ）スルヲ

決水（ケツスイ）堤防ノ壞レテ水ノ他ニ流逸（キレミウ）

旨（ムネ）意味（ムネ）ト云フニ同シ

汞（カヒ）汞引（カヒヒク）

汝（ナンチ）汝等（ナンチラ）

兇（ケウ）兇器（ケウキ）犯罪ノ用ニ供スル器具（キモノ）ナリ

兇徒（ケウト）惡徒（ワルモノ）ナリ

兇行（ケウカウ）惡行（ワルキオコナヒ）

共（トモ）共有（トモタモ）ニテ別有スルヲ

共犯（キヤウハン）數人共ニツミヲ犯スナリ

共和政治（キヤウワセイチ）大頭領ヲ立テタル政治ナリ

共和政立國（キヤウワセイリツコク）同上ノ國

共二（トモニ）

血屬（ケツゾク）先祖ヨリ子孫ニ續クヲ母方ノ親ハ姻屬（チスヒ）ナリ

刎首（クビハネ）

首ヲ斬ル

(此)

此度 今度ト云フ

事 刑罰事件コレハ民事ニ對シ用ユル語ニシテ國法ニ當ル者ナリ

訴裁判所ニ在リ輕罪裁判所ノ控訴ヲ受タ

刑法上 刑法ニテ云フコト

判所 刑事ヲ司ドル法廳ナリ違警罪輕罪重罪裁判所及ヒ高等法院等ヲ云フナリ

刑罰ノ効驗ナリ

刑期 刑罰ノ期限ナリ

刑期限内 刑罰期限中ナリ

刑中 刑期中ナリ

刑壇 刑ヲ行フ臺

刑ノ効 効ハ効ノ誤

刑期計算 刑ノ期限ヲ精算スルナリ

刑 主刑及ヒ附加刑ナリ裁判執行ノ上宣告ス

刑法 刑ノ科目及ヒ其ノ處分ヲ示ス者ナリ

刑例 刑ノ要例ヲ示ス者ナリ

刑罰 犯罪ヲ刑罰スル實決ト罰金等ヲ云フ

刑名 主刑及ヒ附加刑ノ名目ヲ云フナリ

刑事局 刑事ヲ執行スル局ニシテ控

刑法裁判所 即チ刑事裁判所

刑事裁

刑場 刑罰ノ場所

刑事ノ訴 即チ公訴法律上別段ヲ受ケタル官吏ニアラサレハ之ヲ行フヲ得ス犯人死後之ヲ爲ス可ラス

(在)

在營 陣營ニ在ルコト

(死)

死亡 死去

死去 死亡セシモノナリ

死者 人体ナリ

死體 同上

死骸 同上

死傷 死ハ人ヲ殺スト傷ハ人ヲ創傷スルト

死刑 絞首斬首ノ二刑ニシテ歐羅巴諸州多クハ二法ヲ行フ本邦ハ輕罪ヲ擬シ絞首ノミトスルヿ

死屍 死亡

(先)

先

後 以前以後

先任 他人ヨリ先キニ職ニ任シラレタルヿ

(自)

自己 自分ナリ

自首 犯罪ヲ自ツカラ官ニ出訴スルヿナリ

自

減輕 自首スルヲ以テ本刑ヲ減輕スルナリ謀殺故殺ノ外ハ官又ハ被害者ニ自首スル時其ノ罪ノ一等ヲ減輕スルナリ

同上ノ人

自由 權利ノ在ル所ハ意ノ如ク行ヒ得ルコト

自在 同上

自身 自分ノ身体ナリ

自然

自訴 自分ヨリ官ニ訴出

自殺 自害ナリ

自殺人

自主 他人ノ束縛ヲ受ケザルヿ

自主ノ權 同上ノ權

(曲)

曲庇 犯罪人ノ行ヲ爲ヲ隱スヿ

曲利 不正ノ得分ナリ

曲直 正不正ヲ云フ

曲伎 歌舞伎藝ナリ

(休)

休業 職業ヲ休ムコト

休息

休暇 休業ニテ閑暇ナリ

(危)

危難 危害困難ヲ云フ

危害 危難傷害ナリ

危害品 石炭硫黄等發火傳火シ易キ性質ノ物品

危險 危難ト爲ルコト

危

迫 危害ヲ以テ人ヲ恐迫スルナリ

(至)

至重 至極重大ナリ

至輕 至極輕小ナリ

至難 至極困難ナリ

(次)

次二

次

第 順序ナリ

次條 條ヲ分テ項トス項ハ文章一條中ノ一小部分ナリ

次項

次日 翌日ナリ

次會 後會ナリ

(抄)

抄

抄寫

(寺)

寺院

(宇)

宇体 文字ノ形容

(全)

全ク

全部 事物悉皆ノヿ

全文 悉皆ノ文

面ナリ

全員（センイン）悉皆ノ人員（マツタクノカズ）

全國（センコク）國内餘スカナキ丁（マツタクノクニ）

全免（センメン）犯罪ヲ悉皆放免スルコト（マツタクユルス）

㊐ 舟筏（シウバツ）

㊐ 名代（メイダイ）

代人（ダイニン）本人疾病又ハ故障アリテ其ノ名代トナル人

名稱（メイシヤウ）

名目（メイモク）上ニ同シ

名刺（メイシ）名札ノコト

名簿（メイボ）姓名ヲ記ルスナワチ帳簿ヲ云フ

名望（メイバウ）名高ク人望アルコト（ナノソシ）

名譽（メイヨ）高名ニシテ且ツ譽ノ稱セラルヽコト（ナノホマレ）

名義（メイギ）名目トシテ稱スル所ト其ノ義理トヲ合セ云フ（ナワケ）

初（シヨ）

初日（シヨニチ）

第一日ナリ

初犯（シヨハン）數箇ノ犯罪アル時其ノ最モ初メノ犯罪ナリ（ハジメテオカス）

初生（シヨセイ）

初度（シヨド）第一度ナリ

初告裁判所（シヨコクサイハンシヨ）一郡毎ニ設ケタル佛國ノ下等裁判所ニシテ、治安裁判所ノ上ニ在リ

㊐ 刺（シ）

㊐ 刺外（シガイ）一刺域外（シノソト）

㊐ 旨（シ）

旨趣（シシユ）趣意ナリ

旨趣書（シシユシヨ）仝上ノ書

㊐ 刺（シ）國土ナリ

刺長（シチヤウ）一刺ノ首長

刺會（シクワイ）一刺ノ集會ナリ

刺内（シナイ）一刺域内

㊐ 成（セイ）

成就（セイシユウ）

成功（セイコウ）

㊐ 式（シキ）

式（シキ）法式ノコト

式ニ從フ（シキシタガフ）法式ニ從フナリ

㊐ 羊（ヒツジ）

羊（ヒツジ）默名

㊐ 臣（シン）

臣民（シンミン）臣下即チ衆人民ナリ

㊐ 守（シユ）

守備（シユビ）豫メ專アルヲ知テ守護ノ爲メ備具スルヲ云フ

守備兵（シユビヘイ）同上ノ兵士ナリ

守卒（シユソツ）看守人

七畫

㊐ 邑（イウ）村ニ仝シ

邑長（イウチヤウ）村ノ戶長

邑廳（イウチヤウ）戶長役場

邑會（イウクワイ）一村又ハ連合村會

邑中（イウチウ）村中

邑内（イウナイ）同上

㊐ 弄（ロウ）

㊐ 否（イナ）

㊐ 更（カウ）改變改ナリ（アラタメカヘル）

更二（サラニ）

㊐ 利（リ）

利分（リブン）利益ノ幾分ナリ

利益（リエキ）

㊐ 兵（ヘイ）

兵籍（ヘイセキ）陸海軍ノ人民

簿之ヲ兵籍ト云フ故ニ兵籍ニ入ルトハ兵士ト爲ルヲ云フ其ノ兵籍ニハ大將ヨリ士卒ニイタル迄ノ姓名ヲ列記スミナ其ノ中ナリ

兵隊（ヘイタイ）

兵器（ヘイキ）軍用ノ器械ヲ云フ銃砲旗幕築城器具

兵權（ヘイケン）兵隊ヲ指揮スル權利ニシテ司令官之ヲ有ス

兵士（ヘイシ）上等卒以上ヲ士ト稱ス兵士ハ一般軍人下等士卒ヲ云ツハモノ

兵力（ヘイリヨク）兵ノ勢力ナリ

兵ヲ構フ（ヘイヲカマフ）戰鬪ニ及ブコト

兵事（ヘイジ）戰陣等ノコトナリ

兵員（ヘイイン）兵士人員

㊐ 別（ベツ）

別ツ（ワカツ）

㊐ 孝（コウ）

孝明天皇祭（コウメイテンノウサイ）禁死刑

㊐ 住（ジユウ）

住ス（ジユウスル）住居スルナリ

住居（ジユウキヨ）棲居スル家宅

住所（ジユウシヨ）居住スル所場

㊐ 防（ハウ）

防止（ハウシ）暴行人又ハ大水ヲ防キ止ムル等ノコト（フセキトヾム）

防衛（ハウエイ）警護守備（フセキマモル）

防禦（ハウギヨ）仝上ニ（フセグ）

防圍（ハウヰ）四面ヲ取圍ムコト（カコヒ）

㊐ 妨（ハウ）

妨害（ハウガイ）妨害ノコト（サマタケサハル）

妨礙（ハウガイ）妨害ナリ（サマタケ）

㊐ 邦（ハウ）

邦土（ハウド）

㊐ 投（タウ）

投擲（タウテキ）拋擲ナリ（ナゲウツ）

投棄（タウキ）物ヲ投ケ棄ツルコト（ナゲスツ）

投言（タウゲン）投票シテ言フコト或ハ言ヒ送ルコトヲ云フ

投票（タウヘウ）人撰又ハ代價ヲ定メル時ノ入札（イレフダ）

㊐ 男（ナン）

男女（ニヨ）

㊐ 位（イ）

位階（イカイ）一位ヨリ五位ニ至ルノ階級ヲ云フ勲

切ノ位階ハ別ニ等級アリ

位記 位階ヲ賜フ所ノ書

位置 建築スル場所アルヒハ土地等ヲ云フ

言渡 裁判役ノ裁判ヲ爲スロ上言

渡書 同上ノ書附ナリ

言掛 言送 言附 言詞 言語

坑 金石類ノイヅルトコロ之ヲ礦坑ト云

判 **判決** 判斷決定スルコト

判斷 同上ニ同ジ

判斷人 判事 裁判官ナリ五等ヨリ一等ニ至ルノ等級アリ

補 等級ナシ総テ判仕ナリ

伴 **伴行** 同行スルコト

伴行人 同行スルモノナリ

皂 黒色ノ被ル物

村 村中及ビ市街ナリ

足 **足械** 歩行スベカラザル爲メ両脚ヲ繋グ器械ナリ

抗 **抗ス** 手向フフ

抗拒 手向ヒフリヤイアセグナリ

抗 抗議 裁判官訴訟關係人ト其ノ親屬ナルヲモツ嫌疑ヲ避ケ出延セザルヲ回避ト云フ

回報 返酬

回復 一度決セシ事ヲ元ノ通リニ取復マフ

毎 **毎根** 一樹毎ニ

毎葉 一枚毎ニ

毎日 一日毎ニ

毎月 一月毎ニ

毎週 七日毎ニ

毎年 一年毎ニ

沈 **沈思** 靜カニ默シテオモフナリ

抛 **抛棄** 物品ヲ捨ルコト

抛擲 抛擲

没 **没収** 禁制物品タル兇器又ハ博奕器具ノ類ヲ官ニ取上ゲル之レヲ没収ト云フ

没取 同上

没入 同上

弄 **弄花** 花草木ノ花及ビ叢草

完 **完全** 鉄損ナキコト

狂 **狂犬** 嚙犬ナリ

狂者 發狂者ナリ

狂癲 瘋癲ナリ

狂病 瘋癲病ヲ醫治スルトコロ

見 **見分** 扶 **扶助** 危害困窮等ヲ扶クルナリ

扶助料 貧困者ニ給スル金圓物品

形 **形容** 人物ノ有様

武 **武庫** 兵器類ヲ藏ムルトコロ

吸 **吸食** 煙草ヲ喫飲スルコト

低 **低聲** 微聲ナリ

災 **災害** 厄 ナリ

見 **見積** 見出ス 見込 見込書 見做ス

身 **身分** 身上ノ分限

身上 猶ホ身分ノ如シ

身上證書 身分ヲ證明スル書付ニシテ其ノ身父母ノ嫡子ナルヲ證シ又ハ何レノ地ニアリテ如何ナル家ニ生育セラレ如何ナル身分ヲ有スル等ヲ記載スル書ナリ

身體 人身體格

告 **告訴** 被害者ヨリ犯罪アルヲ官ニ報告スルナリ

告訴

別 二

別表 他ノ書類

別冊 他ノ帳簿

改 **改竄** 文字ヲ改タメ不用ノ字ヲ去ルコト

改選 再度選擧スルコト

改 惡シキ所ヲ直スコト

何 **何人** **何物** **何々** **何等** 如何ナルコト等

何級 位ノ定ラザルコト

何時 日數ノ定ラザルコト

何日 日

何月 月

回 **回避** 裁判官訴訟關係人ト其ノ親屬ナルヲモツ嫌疑ヲ避ケ出延セザルヲ回避ト云フ

人　同上ノ人

告訴狀　告訴ノ書狀

告發　被害者ニアラザル者犯罪ヲ官ニ報告スルナリ

告發人　同上ノ人ナリ

知　告達報道スルナリ

告知書　告発報道スル書狀

告達　告知通達スルナリ

告戒　告知警戒スルナリ

告示　

(作)作

爲　製造ナリ

作者　事物ヲ作爲スルモノ

(私)私家　自已ノ家屋ナリ

私訴　犯罪ニ因リ私益上ニ損害ヲ被リタル者其損害ヲ償復スルタメ行フ所ノ民事ノ訴ヘヲ云フナリ

私債　公ナラザル負債ナリ

私書　公ナラザル書

私和　官ノ說諭ヲ用ヒズ私ニ和合スルナリ

私有　自已ノ所有ナリ

私印　人民相互ニ用ユル印形ナリ

私訴期滿免除　私訴ノ期限滿テ免除スルヿ

(免)免訴　免訴ノ言渡トハ豫審判事被告ノ訊問ヲ爲シ其ノ行爲罪トナラザルヲ以テ檢察官ノ公訴ヲ受理セザル證トスルモノナリ

免狀　放免狀

免罪　犯罪免スルヿ

免役　定役ヲ放免スルヿ

免許　官ヨリ允可セラルヽコト

(求)求刑書　刑罰ヲ加フ可キヲ請求スル書檢察官ヨリ裁判官ニ提出スルトコロノモノナリ

求需　求援　應援ヲ求メ乞フヿ

求刑　刑罰ヲ加フ可キヲ請求スル是レ檢察官ノ職務ナリ

(局)局中　役所ノ中

局外　一事件ノ外ニ在リ又ハ事件ノ關係ノ中ニ

局外中立　外國ト外國ト戰端ヲ開ケル時其ノ應援ヲナサヌコト

(助)助力　補助スル

(希)希望　願望ノ事ナリ

(技)技藝者　一藝アル人

(忌)忌避　嫌忌避ケスルヿ裁判官吏ヲ忌ミ原告被告ノ忌嫌フ所ノモノナルニ於テハコレヲ乞フテ退席セシムルノ權アリコレヲ忌避ト云フ回避トハ異ナリ

(狀)狀貌　

(肖)肖像　人形偶像ノ類

(車)車馬　

(否)否　不然ノ辭

(床)床店　結髮斬髮トコロ

(巡)巡査　

(折)折ル　

折傷　折分創傷ナリ手足等ヲ折リ傷クコト

折割　手足ヲ折リ身体ヲ割ルコト

折算　計算スル等ノコト

八畫

(呼)呼出　訴訟關係人ヲ法廷ニ召フヿ

呼出狀　同上ノ書

呼噪　

呼寄　

(到)到着　

(例)例外　規則ノ外

(忠)忠誠　忠義誠實

(即)即時　即刻ナリ

即今　

(法)法例　訴訟法等皆法律ニ大要ヲ示ス例規ヲ云フ

法例　刑法ノ原則及ビ運用ノヿ或ハ法律ニ於テハト云フコト

法式　制度ニ

法教　神法宗教

法律　制度律令總テ之ヲ法律ト云フ故ニ治罪法刑法

法律上　法律ニヨリテト云フ

法律規則　罰則アルモノトナリトヲ云フ諸罰則條例規則等ナリ

(委)委托　車ヲ人ニ打任スヿ

委託（イタス）同上　委任（ニン）同上

㊐ 居合（キヨシ）居住（キヨジユ）居所（キヨショ）居住ノ所

㊏ 板（イタ）

㊍ 牧場（ボクジヤウ）畜類ヲ畜ノ場所

牧畜（ボクチク）獣類ヲ草ニテヤシナフヲ牧ト云フ

㊟ 注意（チウイ）氣ヲ附ケルコト

㊞ 治産禁（ヂサンキン）財産ヲ治ムルヲ禁ズルナリ是レ附加刑トシテ施ス所ナリ此ノ刑ヲ受ルモノハ自分ノ家屋財物ヲ賣買交換ヲ爲スヲ許サス重罪ノ刑人ハ其ノ主刑終ル迄此ノ禁ヲ受ケ流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル時ハ行政ノ處分ヲ以テ治産ノ禁ノ幾分ヲ免シ財産中刑人ノ自由ト爲シ得ベキ數ヲ定ム

治安裁判所（ヂアンサイバンショ）民事ノ下等裁判ニシテ訴訟ノ勸解ヲナストコロナリ

治安判事（ヂアンハンジ）同所ノ裁判役ナリ

治安裁判役（ヂアンサイバンヤク）上ニ同シ

治罪法（ヂザイハウ）犯罪ヲ治ムル方法ニシテ罪ノ有無ヲ判定シ刑ニ處ス規則ナリ

治（ヂ）

療治（リヤウヂ）病氣ヲ療治スルコト

�取 取行（トリヤヲコナフ）執行ナリ

取上（トリアゲ）

取戾（トリモトス）

取消（トリケシ）

取消願（トリケシネガヒ）

取締（トリシマリ）巡査ノ職ヲ取締フ云フ

取調（トリシラベ）

取調局（トリシラベキヨク）佛國ニ於テハ控訴院中三局ヲ置キ之ヲ重罪取調局ト云フ其ノ上席人ノ言付ト檢事長ノ請求トニ因リ罪犯取調ヲ爲シ重罪ナリト決定スル時ハ之ヲ重罪裁判所ニ送ル

取除（トリノゾク）除去ス

取掛（トリカケ）

取引（トリヒキ）

取置（トリオキ）

取斗（トリカヒ）

取還（トリカヘス）

取受（シユジユ）

㊇ 奉（ハウ）

奉養（ハウヨウ）奉持シテ養育スルコト

奉職（ハウシヨク）官職ヲ奉戴スルナリ

㊏ 放（ハウ）

放火（ハウクハ）火ヲ發シ物品家屋ヲ燒クコト

放免（ハウメン）被告人罪人等ヲシテ罪ヲ免レ放歸セシムルナリ犯罪ノ證據十分ナラザル時又ハ被告人ノ所爲罪ト爲ラズト見認ル時ハ豫審判事被告人ニ放免ノ言渡ヲ爲ス又刑期滿チタル者ヲ放歸セシムルニ放免ノ字ヲ用ルコト

放歌（ハウカ）聲ヲ放ツテ歌フコト

放（ハウ）

㊇ 和解（ワカイ）雙方ノ心ヲ和睦セシムルコトニ用ユ

㊏ 派出（シユツ）分出ナリ

㊐ 肯（カヘンス）承諾ナリ

㊍ 爬集（ハシウ）扒寄セカキアツムルコト

㊏ 易フ（カフ）取換ヘルコト

㊍ 泊宿（ハクシユク）船中又ハ旅舍ニ宿スルナリ

㊏ 房屋（バウヲク）家宅ニ同

房（バウ）

室（シツ）屋内ノ奥室

㊐ 苛刻（カコク）酷虐ナリ

㊏ 拐帶（カイタイ）誆騙シテ携帶スルナリ

㊍ 効驗（カウケン）功驗ノアルコト

㊏ 効（カウ）功驗ナリ

㊏ 返還（ヘンクワン）返答（ヘンタウ）問ニ答フルコト

㊐ 兩脚（リヤウキヤク）人ノ雙足ナリ

兩肢（リヤウシ）兩手兩足ナリ

㊏ 佩用（ハイヨウ）衣服ニ貼用シ又ハ携帶スル勲章佩用トハ之ヲ身ニ附帶スルナリ

㊏ 長官（チヤウクワン）職務ヲ司サトル官吏

長短（チヤウタン）

㊏ 刼掠（カウリヤク）刼奪掠取ナリ

刼奪（カウダツ）同上

㊏ 拔キ（ヌキ）

拔書（ヌキガキ）摘書ナリ

㊏ 朋友（ハウユウ）

㊏ 往還（ワウクワン）往來（ワウライ）

往來切手（ワウライキツテ）所ノ證文ニシテ本籍姓名等ヲカキタルナリ

㊏ 往來手形（ワウライテガタ）道中證據ノタメ旅人ノ携フ携帶スルコト勲章ヲ佩用スルノルイ

㊏ 表勲裝飾（ヘウクンシヤウジヨ）有功ノ人ヲ表章スルタメ政府ヨリ與ル所ノ飾物日本ノ勲章ニオナジ會社公衆ヨリ之ヲ贈與スルコトモアリ

㊏ 表別（ヘウベツ）彼此混合シタルヲ判斷スルコト

表携（ヘウケイ）物ノ表見スルヨウ

知覺知慮 知識思慮ナリ

知得

拘留所 拘留人ヲ留置スル場所 違警罪裁判所中ニ在リ

拘留人 拘留セラル、違警罪犯人

拘留狀 拘留ヲ甲付ル狀

拘

拘留 一日以上十日以下拘留所ニ留置シ定役ニ服セザル違警罪ノ刑ナリ

拘

ハル

枉不正ナリ

枉訴 事ヲ誣ヒテ不正ノ訴ヲ爲スフ

枉奪 他人ノ物ヲ已レノ品トシ奪ヒ取ルコト

枉斷 直ヲ非トシテ裁判スルフ

阻動 動搖ヲ阻止ス

阻害 妨害止メ隔テ、スルフ

宗系 本宗ノ系圖ニシテ庶子外人ノ雜ラザルモノ

刷工 彫刻師

來由 從來アリシコトノ理由ナリ

來聽

受取 受取書 受取人

受刑

受理

具 器具ナリ

具備

受取證書 受合 受合書 受寄

具申 具狀シテ上申スルフ

毒藥 毒殺 毒藥ヲモッテコロスナリ

毒物

河岸 河港

河溝 河岸ハ河中舟ヲ泊スル所

届出 届ケ出テ官ニ願ヒ出ル所ノ書類

卓子 脣ヲツク机ナリ

背牛 背ヲ牛ニ

武庫

延ノ延期 期限ヲ延ス引スルフ

延期願 期限ヲ延ス願ヒ出ル書類

官吏 官ヲ職ヲ

官員 同上

官屬 官ニ附屬スル者

官掌 官ノ職掌

官職 官ノ職任

官服 官ヨリ給與スルトコロノ服

官命 官ノ命令

官許 官ノ許可

官印 官ノ印版

官有地 官ノ領分地

官廳 諸役所

官署 同上

供給 給與スル

固執 固ク心ニ思ヒ込ミ他ニ移ラザルナリ

固志

刻期 時ヲ定メ

忽略

佛國 佛蘭西國

佛蘭西 同上

佛蘭西人 佛國人ナリ

佛堂 佛像ヲ安置セル堂

事柄 コトノ始末ナリ

事

變事故 故障ナリ

事實 事件

事件表 事務

事情 事由 事物

拒ム

夜夜間 日沒後ヨリ日出前ニ至ル時間ヲ云フ

夜中 同上

附則 規則ヲ加附スルモノ

附加 他ニ附屬

附加刑 剥奪公權停止公權禁治產及ヒ重罪ニ附加スル監視マタ沒收オヨビ輕罪ニ附加スル罰金監視等ナリ

附屬

附從

附記 附屬記載ナリ

附帶 一事ト他ノ數事ト密着連スルヲ云フ

附與

附和隨行 他ニ附屬隨從シテ行クナリ

府縣 諸府諸縣

府縣長官 知事縣令ナリ之ヲ地方長官ト云フ

物品 物件 上ニ同シ

物件

差押 犯罪人ノ所有物品又ハ犯罪ニ関係アルモノヲ一時取上ケル

典 典物 質ニ入レシ物品

典舗 質屋ナリ

阿 阿片 芥子ヨリ取ル毒藥ナリ

阿片烟 吸食ニ供スル阿片ナリ

姓 姓名 苗字名前ナリ

姓名票 苗字名前ヲ記載セル票札ナリ

姓 姓 ウジナ

名簿 苗字名前ヲ記載スル帳簿ナリ

性 性質 セイシツ

弟 弟子 学術事業ヲ勤ムル者

泥 泥土 ドロツチ

店 店主 ミセアルジ

抵 抵当 物件ヲ引當テ借金スル

抵觸 此彼抵抗シ相妨グ

邸 邸内 屋敷内ナリ

邸宅 屋敷家ナリ

抵 抵 族店主人モ亦同シ

拙 拙 拙劣ナルコトナリ

押 押印 アフイン

押捺 アフダツ

定 定ム

忽 忽 ユルカセ

妻 妻子 サイシ

所 所 ショ

所有 ショイウ

所有主 ショイウシユ 特有スル所ノ主

所有地 ショイウチ 所有ノ土地ナリ

所有 ショイウ 物品權利等ヲ保有スル

所犯 ショハン 罪ヲ犯セシ所為ニ又ハ犯罪人ニモ

所得 ショトク 取リ上ケル所

所屬 ショゾク

所轄 ショカツ 支配スル所

所作 ショサ

近 近傍 キンボウ 近隣

近隣 キンリン

為 為 井 行ヒタル事業ナリ

所有者 ショイウシヤ 持有スルモノ

所有物 ショイウブツ 所有セル物品

所行 ショゲウ 所為ナリ

所在 ショザイ 其ノ人ノ居ル所

所持 ショチ 所有ナリ

所為 ショイ

明 明日 翌日ナリ

明瞭 メイレウ 明白ニ知リ得ベキ

明白 メイハク 藏ナ

居 居住 キヨジウ

居所 キヨショ 居住ノ所

門 門 モン

門戶 モンコ

門監 モンカン 門番

門扉 モンヒ 門ノ戶

吟 吟味 ギンミ 取調

性 性心 シヤウシン 卑怯ノ心底

命 命令 メイレイ 上ヨリ下ヘ命ケ口令ナリ

命令書 メイレイシヨ 指圖スルコト

命令書 メイレイシヨ 同上ノ書狀

使 使 シ

使令 シレイ 使用ノ命令ナリ

使用 シヨウ 入用スルナリ

使殺 シサツ 使令シテ殺スナリ

使吏 シリ 使用スル小吏

使節 シセツ 官ヨリ發スル所ノ使者ノ節章ナリ

使丁 シテイ 事ニ使用スルモノ

金 金穀 キンコク 金貨穀類ナリ

金貨 キンクワ 金製貨幣ナリ

金銀貨 キンギンクワ 金銀製ノ貨幣ナリ

金圓 キンエン 通用ノ貨幣ナリ

金銀鑿記 キンギンサクキ

金額 キンガク 金高ナリ

金高 キンダカ 金幾許ヲ計算セシ高

金高預り所 キンダカアズカリショ 貯金ヲ預ル所佛國ニテハ都府ニ此ノ預所ヲ設ケ他ハ納稅役所コレヲ管治ス

金銀貨幣 キンギンクワヘイ 金製銀製ノ両貨幣

招 招ク

招集 シヤウシウ

招紹 シヤウセウ

招募 シヤウボ 呼招徵募ナリ

招喚狀 シヤウクワンジヤウ 呼出狀ナリ

周 周圍 シウイ

制 制止 セイシ 法制ヲ以テ禁止スルナリ

制禁 セイキン 同上

制縛 セイバツ 制止捕縛ナリ

始 始審 シシン 最初ノ裁判ナリ

始審裁判所 シシンサイハンショ 民事ノ下等裁判所

始 始 シ

始末書 シマツシヨ 事ノ始終ヲ記セシ書

末 末 マツ 最初最終ナリ

若 若年 ジヤクネン

刺 刺文 シブン 身体ニ模様ヲ刺スルコト

非 非常 ヒジヤウ

通常ナラザルナリ

非常上告（ヒジヤウジヤウコク）常則ナラズ特別ノ上告ナリ不實ノ刑法ニ權ルヲ以テ上告期限後タリ猶ホ上告ヲユルスヲ云フナリ

九畫

（耐）**耐忍**（タイニン）辛抱スルコト

（怠）**怠職**（タイショク）職務ニ怠倦スルナリ

便利（ベンリ）都合ト云フガ如シ

便益（ベンエキ）同上

便宜（ベンギ）同上

（直）**直チニ**（ナホチニ）即時ニト云フ如シ

（迭）**迭ニ**（タガヒニ）

（便）

（枯）**枯草**（カレクサ）

（要）**要地**（ヨウチ）大切ナル場所要害ノ土地

要求（ヨウキウ）

要用（ヨウヨウ）必用ト云フニ同シ要品トシテ用ユ

要領（ヨウレイ）肝要ノ所

要件（ヨウケン）大切ノ事件

要償（ヨウシヤウ）害ヲ被ムリタル者ヨリ賠償ノ金ヲ要求スルコト

（威）**威權**（イケン）威勢權柄

威力（イリヨク）威勢膂力

威逼（イヒツ）威勢ヲ以テ人ニセマリ已レガ意ニシタガハシメントスルヲ云フ

（姦）**姦通**（カンツウ）私通ナリ

姦淫（カンイン）姦通スルナリ

姦所（カンショ）姦通セル場所

姦夫（カンフ）夫アル婦ニ姦通セシ者此ノ刑ヲ六月ヨリ二年ニ至ルノ重禁錮トス佛法ニテハ三月ヨリ二年ニ至ルノ禁錮ニ處セラレ且ツ百フランクヨリ二千フランクニ至ルマデノ罰金ヲ言渡サルベシ

姦婦（カンフ）夫アル婦ノ姦通セシ者○其ノ刑姦夫ニ同シ佛法ニ罰金ナキノミ

海關稅（カイクワンゼイ）海關所ノ租稅交易場ニテ輸出入物品ヨリ取立ル稅

（海）**海陸軍**（カイリクグン）海軍陸軍ヲ併セ稱フ

（俱）**俱ニ**（トモニ）

（幽）**幽閉**（イウヘイ）

宥恕（イウジヨ）犯罪ノ情狀憐憫ス可キ所アルヲ以テ罪ヲ議スルニ酌酌スルヲ云フ仮令ヘバ貧人其ノ父ヲ養フガタメニ盜罪ヲ犯シ父雖ノタメ人ヲコロシタルノルイヲ云フナリ

宥恕減輕（イウジヨゲンケイ）犯罪ノ情狀幾分ノ憐憫スベキ所アルヲ以テ罪ニ處スル本刑ヨリ輕クスルヲ云フ

（冒）**冒瀆**（バウトク）職務又ハ權利ノ事ニ付キ爲ス可カラサル事ヲ爲スヲ云フ

冒認（バウニン）他人ノ物件ヲ見テ以テ吾ガ所有ナリトスルコトヲカシミトム

（背）**背信**（ハイシン）約束ニ背クコト

背叛（ハイハン）約束スハ政府等ノ法令ニ違フコト

（屏）**屏居**（ヘイキヨ）シリゾキヰル

（拜）**拜神**（ハイシン）神佛ヲ礼拜スルコトカミヲオガム

（封）**封**（ハウ）縅ナリ

封印（ハウイン）物品ノ紛失ヲ防ク爲メ封縅シ印ヲ押スコト

（姻）

姻族（インゾク）妻ノ親族ナリ

姻親（インシン）同上

姻屬（インゾク）上ニ同シ

（畏）**畏怖**（イフ）

畏懼（イク）

（勅）**勅書**（チヨクシヨ）天皇ノ臣下ヘ賜ハル詔書

勅命（チヨクメイ）天皇ヨリ臣下ヘ賜ハル詔命ノコトナリ

勅裁（チヨクサイ）天皇ノ詔敕ニテ判決スルコト

勅任（チヨクニン）一等以下四等以上ノ官ニ

勅任官（チヨクニンクワン）同上ノ官吏即チ大臣參議諸省卿等ナリ

（柱）**柱木**（チウボク）家屋ノ柱又ハ電信線ノ柱ヲ云フ

（界）**界紙**（カイシ）罫紙ナリ

（限）**限リ**（カギリ）

（係）**係ル**（カヘル）

（昂）**昂低**（カウテイ）高下アガリサガリナリ

（侵）**侵ス**（ヲカス）

（協）**協フ**（カナフ）和合スルコト

（屋）**屋蓋**（ヤクガイ）

（保）**保釋**（ホシヤク）豫審中被告人ヨリ請求シ自宅又ハ旅店ニ在住スルヲ求メ拘留ヲ止メルヲ保釋ト云フ此ノ時ニアタリテハ之ヲ保證シ逃走セシメサルタメ金額ヲ納メサルヲ得ス且證書ヲ以テ被告人ヲ預リタル證據ヲ

爲サザル可ラズ

保養 保護養生スルヿ

保護 保存護衛スルヿ

保持 保護存有ナリ

保讓 讓與ヲ保証ス

保証人 証據人ナリ

保証金 証據ノ爲メ出ス金即チ保釋ヲ求ムル時出ス金ナリ

保証書 保釋ヲ請求スル時被告人ヲシテ何時ニテモ裁判所ノ呼出シニ應セシムルヿヲ保証スル書

保行 保険會社之ヲ保行ト云フ猶金銀爲替坐ヲ銀行ト云フガ如シ行ハ店鋪ナリ

保行証券 保険會社ヨリ出ス所ノ証據書表ナリ佛法ニ於テ保行ノ僞書ヲ作爲スルヿヲ强壯ナリト僞リタル診斷書ヲ出サンメ又ハ强壯ナルヲ虛弱ナリト書セシムル類ナリ

保存 保護シテ存在セシムルヿ

保險 物品人命家屋等ヲ損害セシメズト請合ヒ若シ其ノ請合期限中損害アルニ於テハ先キニ請合ヒ金トシテ取リタル金額ノ幾十倍幾百位ヲ出ダシ其ノ償ヲナス法ナリ

重罪 死刑徒刑流刑懲役禁獄等ノ刑ニ缺ル罪之ヲ重罪トス

重罪犯 同上ノ犯人ナリ

重罪公判 重罪ヲ公ケニ裁判スルナリ

重罪取調局 佛國ニ於テハ控訴院中ニ重罪取調局ヲオキ重罪犯ヲ取調ベ之ヲ重罪裁判所ニ送ル

重罪裁判所 三月毎ニ之ヲ控訴裁判所又ハ始審裁判所ニ開キ別ニ裁判所ヲオカズ佛國ハ每州ノ首府ニコレヲ置ク每三月コレヲ開クハ前ニ同ジナリ

重大 既ニ妻アル者再娶スルナリ此ノ刑ヲ六月以上二年以下ノ重禁錮トシ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加スルヿ

重婚

重傷 重劇ナル創傷ナリ

重劇 重要ナルヿ

重要 至テ大切ナルヿ

重懲役 九年以上十一年以下内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服スル重罪ノ刑ナリ

重禁錮 九年以上十一年以下内地ノ獄舍ニ留置シ定役ニ服セザル重罪ノ刑ナリ

重禁獄 九年以上十一年以下内地ノ獄舍ニ幽閉シ定役ニ服セザル重罪ノ刑ナリ

重キニ從フ 數罪ヲ犯シ未ダ其ノ判決ヲ受ケサル中ニ並ビ顯ハルヽ時ハ數罪中其ノ重キ刑ニ處スルヲ云フ

叛 問フヿ

叛逆 國君又ハ政府ニ對シテ兵ヲ起スヿ

直 直正 真直實正ナリ

奏 奏請 天皇ニ請願スルコト

度 度量衡 尺度斗升マスハカリ衡量ナリ

某 某 誰レ彼レト云フ意其ノ人ヲ正指セザル時用ユ

並 並二

述 述ノ

流 流行 流行病 傳染病ナリ虎列拉オヨビ腸室扶斯病等ナリ

流行言 風説

流所 徒刑流刑人ノ流ガサルヽ嶋地ナリ

流動物 河水等ノ堤外ニ水漬等ヲ云フ

流溢 流出スルコト

流刑 罪人ヲ嶋地ノ獄ニ入ルヽ刑ニシテ之ヲ國事犯ニ施ス故ニ定役ニ服セシメズ○流刑ニ二種アリ無期ト有期ナリ無期ハ政府ヲ顚覆スル目的ヲ以テ兵ヲ起シ一部又ハ一隊ノ指揮ヲ爲シタル者ニ施ス刑トシ生涯内地ニ帰住スルヲ許サズ有期ハ同樣ノ罪犯中其ノ情差々輕キ者ニ施ス其ノ期限ヲ十二年以上十五年以下トス佛國ノ流刑ハ歐州大陸ノ佛國領地外ノ場所ニウツシ定期ナリ居住セシム又城塞中ニ謫スル流刑アリ是レハ其ノ差々輕キモノナリ

流布

言語行爲等ノ流行スルヿ

洪 洪水 大水ナリ

挑 挑唆 醜爲惡行ヲ勸ムルヿ

穿 穿ツ

穿鑿 事件ヲ探索スルナリ

科 科ス 罪責ノ爲メ法律罰金ヲ科スルナリ

科料 五錢以上一円九十五錢以下罰金ニシテ違警罪ノ刑

活 活字 一字ヲ一刻セシ文字

活刷 活字版ニテ仕立ルヿ

約 約定 約束シ定ムルナリ

約定書 同上ノ書

約束 條約スルヿ

約縮 事物ヲ取纏メルヿ

相 相續 家名ヲ續ギ持ツモノヲ家名相續ト云ヒ物件ヲ相續ト云フ

相續人 同上ノ事ヲ爲ス者

相 姦 相共ニ姦通ヲ爲スモノ

相當 相違 相異 同上

負 負訴訟 訴訟人ノ申立ル所成ラザルヲ云フ

計 算 勘定スルヿ

計謀

軍 軍隊 一軍一隊ノ兵

軍情 兵ノ重情ナリ

軍事 兵ノ事件

軍備 軍ノ豫備ナリ

軍人 軍事ニ從事スルモノ

軍屬 軍隊ノ官吏

拾 拾ル 約縮

荒 荒廢 荒殘

恐 恐喝 ヲ以テ脅迫スルナリ

恐赤 威カヲ以テ脅迫スルナリ

銀 限 限内 期限ノ内

限外 期限ノ外

限定 期限ヲ定ムルヿ

草 草類 草木ノ種類

草木 草木類 草木ノ種類

待 待合茶屋

契 契約 誓約ナリ

契約書 誓約書ナリ

契印 符印ナリ

建 建設 建築設立ナリ

建造 建築造立ナリ

建造物 家屋倉庫神祠佛閣學校病院劇場縱覽所等ナリ

後 後桃園天皇祭 十二月六日死刑ヲ禁スルノ日トス

風 風俗 一般ノ風儀習俗ナリ日常ノ制衣服ノ樣交際ノ儀等ヲ云フ

風雨 風評 世間ノ評判

負 負戴 背ニ負ヒ頭ニ戴ク

負債 借財ナリ

侮 侮辱 侮慢シ加辱スルナリ

協 協議 相談ノ整フカナヒカルコトナリ

服 服飾 衣服粧飾ナリ

皇 皇帝 天子ノ稱ナリ

皇族 皇室ノ宗族

皇室 皇國ノ宗室ナリ

皇子 天子ノ御子ナリ

皇太子 天子ノ儲嗣ナリ

皇嗣 皇室ノ繼續ス

是 是 是非

迄 從來ヨリ今ニ至ル迄ヲ云フ

是等 以上ノ車ヲ指ス

故 故二 別段ニト云フコト

故意 出來心ト云フニ同ジキナリ

故殺 殆ノヨリ人ヲ殺スノ意ニアラズ臨時殺意ヲ發シ故サラニ人ヲ殺シタル者ヲ云フ

故買 其情ヲ知テ爲ニ買フナリ

故障 故サラニ妨害ス

故舊 懇意人又ハ朋友ノ類ヲ云フ

昏 昏倒 昏醉 大醉ナリ

枯 枯死 草木ノ枯ルヽコト

枯草

後 後 後見人 幼者ノ戶主ヲ保護スルナリ

後見人 同上ノ人

後判 最後ノ判決ナリ

後職 前職者ニ代リテ其職ヲ執ル者ヲ後職ト云フ

後

發（ハツ）犯罪ノ後チニ發覺スルコト

後條（コウジヤウ）其ノ條ノ次條ナリ

後日（ゴジツ）將來ノ日ノコトナリ

後見人（コウケンニン）ノ監察者（カンサツシヤ）後見人ヲ監督視察スルコト

帝（テイ）帝權（テイケン）天子ノ權威ナリ

相（アヒ）相觸（アヒフル）雙方抵觸スルナリ

相會（アヒクワイ）互ニ集會ス

相對（アヒタイ）互ニ對面ス

相（アヒ）

手方（テカタ）

相談（サウダン）雙方談合スルナリ

相通（アヒツウズ）クガヒニ交通ス

差（サ）差別（サベツ）分別ナリ

差押（サシヨウサヘ）物件差押トハ嫌疑アル物品ヲ取上ルコトナリ

差支（サシツカヘ）

差置（サシヲキ）

差送（サシクル）

差異（サキ）

差越（サシコス）

差出（サシダス）

差免（サシユルス）

差圖書（サシヨ）

設（セツ）設（モウケ）

備（ビ）設置豫備ナリ

削（サク）削除（ジヨ）文章中ノ文字ヲ取除クニ用ユ

柴（サイ）柴草（サウ）薪柴ノ牧草

柵（サク）柵欄（ラン）木ヲ以テ柵ヲ造リ人ノ盜入ヲフセグ者

宣（セン）宣告（コク）判決ノ言渡ナリ

宣誓（セイ）詐僞ナキ事ヲ證明スル爲メ法廷ニ於テ盟誓ヲナスナリ

宣誓書（セイシヨ）同上ノ書ナリ

急（キウ）急（キウ）

病（ビヤウ）劇症（ケキシヤウ）ナリ

急症（キウシヤウ）同上

急務（キウム）速ニ爲ス可キ務ナリ

急迫（キウハク）急ニ起リタル事

急速（キウソク）怒卒ナリ

急遽（キウキヨ）上ニ同シ

持（モチ）持場（バ）管轄場所

持參（ジサン）

持來（ジライ）

指（シ）指定（シテイ）指示決定ナリ

指揮（シキ）差圖ナリ

指揮官（シキクワン）同上ノ官吏

指（シ）

道（ダウ）行道ヲ指示スルナリ

指定標（シテイヘウ）指定ノ標札ナリ

指定標者（シテイヘウシヤ）指定ノ標札ヲ爲ス者

指示（シジ）差圖呈示スルナリ

指（シ）

令（レイ）指揮命令ナリ

指名（シメイ）姓名ヲ指示スルナリ

指道標（シダウヘウ）通行便利ノ爲メ路傍ニ道ノ案内ヲ報道スル標札ナリ

食（ショク）食物（モツ）食用品物

食料（ショクリヤウ）食用代金

食用（ショクヨウ）食物入用ナリ

食用物（ショクヨウブツ）同上ノ物品

面（メン）面前（メンゼン）面前ニテ談話スルコトナリ

面談（メンダン）

面（メン）

目（モク）体面ト云フガ如シ面目ヲ失フトハ恥辱ヲ受クルコトニ用ユルナリ

紀（キ）紀元節（ゲンセツ）明治元年二月十一日維新ノ功全ク成ルヲ以テ今ノ年号ヲ建テ以テ祝日ト定メ此日ハ死刑ヲ行フコトヲ禁ズ

奇（キ）奇數（スウ）半數ナリ

虐（ギヤク）虐殺（サツ）暴行ヲ以テ人ヲ殺戮スルコトナリ

首（シユ）首魁（クワイ）張本人ナリ

首府（シユフ）全國ヲ統轄スル政府アル都城ヲ云フナリ

首謀（シユバウ）發意計謀ナリ

首（シユ）首服（フク）其罪ヲ白狀シ其刑ヲ受ルコト

首項（シユウ）條ヲ分ツテ項トス故ニ一條中ニ文アレバ首項次項ト云フ

首從（シユジユウ）首ハ發意者從ハ同意者又之ヲ正犯從犯ト云フ其罪ヲ犯スモノ又罪ヲ犯サシメタルモノハ皆正犯ニシテ即チ首ナリ其ノ犯罪ナルヲ知リ之ヲ助ケタルモノハ從犯ニシテ正犯ノ刑ニ一等ヲ減ズ

首者（シユシヤ）首魁者

首邑（シユイウ）第一等ノ邑

首邑內（シユイウナイ）同上ノ域內

政（セイ）政府（フ）政事ヲ爲ス所之ヲ政府ト云フ大政府トハ天下ノ政ヲ爲ス所即チ太政官小政府トハ一地方ノ政ヲ爲ス所即チ府縣廳ヲ云フナリ

政事（セイジ）人民ヲ治ムル所ノ事

政權（セイケン）政事ヲ施スノ權利

信（シン）信用（ヨウ）信正トシ適用スルナリ

信據（シンキヨ）真正ノ證據

斫（キ）斫ル

斫伐（キバツ）切斷スルコト

斫痕（キコン）斫

棚（サク）**毆**（フウ）切リ又ハ衝キ折ツ等ノ刑ト云ヒ權利ノ剥奪等ハ加辱ノ刑トス

修（シウ）**修理**（シウリ）修正理治ナリ家屋修正等ノ工ヲモ云フ

修復（シウフク）同上

施（シ）**施體**（シタイ）身體ニ施ス刑ヲ施體カラスルヲ云フ

施用（シヤウ）ホドコシモチユ

施行（シカウ）頒布公行ナリ

侵（シン）**侵占**（センガ）侵取占有シテ吾物トスルコト

卑（ヒ）**卑屬**（ヒゾク）已レヨリ下等ノ新屬

拾（ヒロフ）**拾得**（ヒロフエ）遺失物ヲ拾ヒ得ルナリ

前（セン）**前發**（センハツ）最初ニ發露スルナリ

前條（センデウ）前ノ箇條ナリ

前判（センハン）後判ニ對スル義ニシテ前ノ判決ナリ

前款（センクワン）前條ニ同ジ

前婚（センコン）最初ノ婚姻ナリ

前文（センブン）最前ノ文句ナリ

前章（センシヤウ）其前ノ章句ナリ

前後（センゴ）

前數條（センスウジヤウ）最前ノ五六ケ條

前加（センカ）事物ノ先キニ入ルヽヿ

前加篇（センカヘン）文章中一篇ノ主意ヲ前ニ加入スルコト

前加規（センカキ）

則（ソク）文章前ニ規則ヲ入加スルヿ

思（シ）**思ヲ**（シヲモ）

思料（シリヤウ）思慮推察ナリ

思慮（シリヨ）同上

承（シヤウ）**承諾**（シヤウダク）承知ナリ

承認（シヤウニン）

城（ジヤウ）**城塞**（ジヤウサイ）大城小城ノ類ナリ

室（シツ）**室內**（シツナイ）

品（ヒン）**品物**（ヒンブツ）諸般ノ物件

品行（ヒンカウ）行狀ナリ

十畫

退（タイ）**退職**（タイショク）職務ヲ罷ムヿ

退任（タイニン）同上

退去（タイキヨ）

退散（タイサン）退去解散スルコト

退廷（タイテイ）法廷ヲ退キ出ルヿ

退席（タイセキ）其ノ席ヲ退出スルヿ

退亡（タイバウ）

逃（タウ）**逃走**（タウソウ）

院（インチヨウ）**院長**（インチヨウ）大審院長コレヲ院長トイフ然レ𪜈院ト名ツクル所ノ長官ハ總テ院長ナリ

員（イン）**員**（カ）

數（スウ）人物等ノ數

徒（ト）**徒**（イタヅラニ）

書（カキ）**書入**（カキイレ）

書取（カキトリ）其ノ要件等ヲ記書ス

書留（カキトメ）

書體（シヨタイ）字形ナリ

書類（シヨルイ）記書ノ類

書類中（シヨルイチウ）雜書中

書籍（シヨセキ）書物ナリ

書記（シヨキ）記錄ナリ

書記官（シヨキクワン）長官ニ次グノ官吏

書翰（シヨカン）消息ナリ

書記（シヨキ）

局（キヨク）書記ノ役所

書中（シヨチウ）記書中

書畫（シヨグワ）記書圖畫ナリ

書面（シヨメン）記書ノ文面ナリ

書狀（シヨジヤウ）書翰ナリ

時（ジ）**時間**（ジカン）光陰ナリ

時價（ジカ）其ノ時ノ直段

時主（ジシユ）其ノ時ノ主人

時宜（ジギ）其ノ時ノ便宜

凌（リヤウ）**凌虐**（リヤウギヤク）人ヲ虐ニシ暴行ヲ爲スコトナリ

送（ソウ）**送達**（ソウタツ）

送呈（ソウテイ）送遲進呈ス

書面物品等ヲ送致遲達ス

送還（ソウクワン）

送達書（ソウタツシヨ）送致遲達ノ書

送致（ソウチ）書面物件ヲ送所スルヿ

送附（ソウフ）同上

朗（ロウ）**朗讀**（ロウドク）明ラカニ讀ムヿ

校（カウ）**校監**（カウカン）學事ヲ監察スルモノ即チ學校監督ナリ

容（イヤウ）**容易**（イヤウイ）難カラザルヿ

同上

容止（イヤウシ）形容ト云フヿニオナシ

容貌（イヤウバウ）

留（トメ）**留置**（トメオキ）

留置場（トメオキバ）警察所ニ在ル被告人ヲ拘留スル所

佛法ニ於テ詐僞ノ倒産ハ其ノ刑ヲ有期徒刑トシ通常ノ倒産ハ一月ヨリ二年ニイタル禁錮トス家ノ部家資分産ヲ見合ス可シ

倒（タウ）**倒産**（タウサン）財産ヲ傾ケ身代限ヲ爲スヿ

倒産ノ罪（タウサンノツミ）同上ノ罪

家（カ）

家屋（カオク）　人ノ住居スル所

家屋内（カオクナイ）　家宅ノ中

家宅（カタク）　家屋ナリ

家畜（カチク）　家ニ畜フ獣類ナリ　牛羊豚等ヲ云フ

家畜獣（カチクジウ）

家資（カシ）　一家ノ財産ナリ

家資分散（カシブンサン）　身代限リノ處分ヲ受ケタル者其ノ財産ヲ債主ニ渡スヲ云フナリ

家具（カグ）　家ノ道具

家畜（カチク）　家ニ畜フ獣類ノ中ノ獣類

家長（カチヤウ）　一家ヲ統ヘカシラ轄スル者

家僮（カトウ）　家ニ召使フ僕童ナリ

家屬（カゾク）　一家ノ一族ナリ

破（ハ）

破裂（ハレツ）

破裂質（ハレツシツ）　爆發スル性質

破信ノ罪（ハシンノツミ）　約束ニ違フ罪

破毀（ハキ）

破壞（ハクワイ）

看（カン）

看守（カンシユ）　看視守護スルナリ

看守（カンシユ）

看護（カンゴ）　監護スルモノ

看護人（カンゴニン）　同上

看做ス（カンナス）

特（トク）

特二（トクニ）　特別ナリ

特別（トクベツ）　格別ナリ

特別（トクベツ）

物品（ブツヒン）　即チ焔硝礦黄石炭油ノ類

人（ニン）

人監護（ニンカンゴ）スルモノ

看護（カンゴ）

裁判所（サイハンシヨ）　特別ニ設ケシ裁判廳即チ高等法院臨時裁判所等ヲ云フ

特權（トクケン）　通常與ヘサル所ノ大權

特赦（トクシヤ）　一人乃至數人ノ罪犯ヲ赦宥スルノ義ナリ

特（トク）

事情（ジジヤウ）　殊ニ憫察スヘキモノ或ハ國事犯ノ連累ナル者ノ赦免スル法律トス是ハ天皇ニ非サレハ行フコトヲ得ザルモノトス大赦ハ天下一般ニ及フモノナレバ之ト同視ス可ラス

赦狀（シヤジヤウ）　特赦ヲ與ヘ罪ヲ免スノ書

格（カク）

格別（カクベツ）　別段ナリ

埋（ウメ）

埋葬（ウメハブル）　埋藏スルコト

埋藏（ウメカクス）　同上

埋藏物（ウメカクスモノ）

病（ヤマヒ）

病患（ヤマヒウレヒ）　病氣ニ同シ

病氣（ヤマヒキ）

恩（オン）

恩給（オンキウ）　軍人ノ勤勞アルモノニ給與スルノ金ナリ

恩給令（オンキウレイ）　同上

ノ告達規則書ナリ

孫（ソン）

孫男（ソンナン）　子ノ男子ナリ

孫女（ソンジヨ）　子ノ女子ナリ

徒（ト）

徒刑（トケイ）　徒刑ハ常事犯中重罪ニ在リテ死刑ニ續ク重刑ナリ無期徒刑ハ終身有期徒刑ハ十二年以上十五年以下ノ間政府ヨリ定メタル地即チ北海道ニ發遣シ鑛山開墾等ノ役ニ服ス但シ婦女ハ内地ノ懲役場ニ於テ定役ニ服ス

徒刑場（トケイジヤウ）　徒刑人服役スル所即チ鳴地ノ役場ナリ

徒中（トチウ）　徒刑期限中

徒流ノ囚（トリウノシウ）　徒刑流刑ノ囚徒ヲ云フ

配（ハイ）

配分（ハイブン）　物ヲ夫々別ケルコト

配偶者（ハイグウシヤ）　夫ヨリ妻ヲ指シテ配偶者ト云ヒ妻又夫ヲ指シテ配偶者ト云フ

耕作（カウサク）　田畠ヲ耕ヘシ作ルナリ

捉（トラ）

捉ヘ（トラヘ）　捕縛ナリ

害（ガイ）

害科（ガイカ）　妨害スル罪科

害（ガイ）　妨害ナリ

缺（カク）

缺キ（カクキ）

缺乏（ケツバウ）

不足（フソク）　不足數ナリ

缺數（ケツスウ）

勉（ベン）

勉勵（ベンレイ）　勉強ニ同シ

匿（カク）

匿ス（カクス）

採（サイ）

採リ（サイリ）

採折（サイセツ）

採食（サイシヨク）　採取喫食スルナリ

祖（ソ）

祖父（ソフ）　親ノ父ナリ

祖母（ソボ）

祖父母（ソフボ）　祖父母ヲ合稱スルモノナレ𪜈法律ニ於テハ祖父母高祖父母曾祖父母外祖父母養高曾祖父母ヲ云ヒ

租（ソ）

租稅（ソゼイ）　田賦市稅ナリ

租稅官吏（ソゼイクワンリ）　租稅ヲ取扱フ官吏ナリ

倉（ソウ）

倉庫（ソウコ）　倉ハ穀藏庫ハ器藏ヲ云フ

桑（クワ）

旅（リヨ）

旅費（リヨヒ）　旅中ノ入費

旅店（リヨテン）　賓泊所

旅舍（リヨシヤ）　旅人ノ宿泊スル所

旅客（リヨカク）　旅人ナリ

旅券（リヨケン）　道中證券トシテ戸長村役人ヨリ渡シ來ル籍寄留

所等ヲ明記シタル書附ケ

樟籠屋 旅宿業

(剥) **剥奪** 剥キ去リテ奪ヒ取ルナリ

剥奪公權 世間公衆ニ向フテ行ヒ得ル所ノ大權利ヲ奪取ル之ヲ剥奪公權ト云フ是ハ附加刑トシテ本刑期ヲ終ル後ニ於テ受ル刑ナリ公權ノ部ヲ合セ見ル可シ○重罪ノ刑ハ悉皆公權剥奪ノ附加刑アリ輕罪ノ刑ニハ之アルモノトナキモノトノ區別アリ罰金ニハ之ナク禁錮ハ其ノ本刑期間公權ヲ行フヿヲ停止ス重罪ニハ剥奪ト云ヒ禁錮ニハ停止ト云フ

剥去 剥キ去ル

(航) **航海** 海ヲ渡行スル人

(借) **借主** 借受タル人

借受 借用

(高) **高祖父母** 父母ノ父母ヲ祖父母ト云ヒ祖父母ノ父母ヲ曾祖父母ト云フ

高聲 大聲ナリ

高深 高上深奥ナリ

高曾祖父母 高祖父母曾祖父母ナリ

高 物價ノ高貴ナルヿ

高貴 尊キ位

高等法院 皇室ニ對スル罪内亂ニ關スル罪外患ニ關スル罪ト皇族ノ犯シタル重罪ト禁錮ノ利ニ該ル罪トヲ裁判スル廳ナリ

高利貸 高キ利息ヲ取リテ金ヲ貸スヿト月一分二厘五毛ヲ以テ利息ノ制限トスヿヨリ以上ヲ高利トス

(粗) **粗惡** 麁末ナリ

(疏) **疏水** 漂水溜水等ヲ通シ流フ

(納) **納完** 罰金科料ヲ皆納ス

納稅役所 稅金ヲ納サムル役所ナリ

(除) **除去** 除棄

(馬) **馬** 獸ナリ

(訓) **訓誡** 教訓警戒スルナリ

(脅) **脅迫** 威カヲ以テ強ヒテ人ニ切迫スルヿ

脅迫罪 同上ノ罪

(殊) **殊二** 格別ナリ

(軒) **軒楹** 宇ノ柱ナリ

(浮) **浮說** 無根ノ說ナリ

(席) **席** 座

(系) **系亂** 系擾騷亂ナリ

(追) **追徵** 稅金及ヒ費用等ヲ後日取立ルコト

追呼 犯人抔ヲ聲カヲ呼ブコト

追放 佛ノ重罪五年ヨリ十年迄領地外ニ追放ス

追告 布告ノ後ニ加ハルモノ

(郡) **郡長** 一郡ノ政事ヲ爲ス官

郡區 郡村ト市區ト

郡內 郡ノ境內

郡中 同上

郡外 郡ノ域外

郡 國ヲ分ツテ郡トス

(偶) **偶數** 二四六八十等ノ丁數ナリ

偶像 土木金石等ニテ作ル像

偶

(然) **然**

(原) **原由** 元ノ理由

原因 事物ノ始モトノヲ云フ

原告人 被告ヲ相手ニ官ニ告訴スル人民專ニ於テハ何人クリトモ之ヲ爲シ刑事ニ於テハ檢察官之ヲ爲スナリ

原被 原告被告ナリ

原裁判言渡 控訴又ハ上告シタル時ニ於テ其ノ最初ノ裁判ヲ原裁判ト云フナリ

原

犯 後犯ニ對スル義ニシテ第一ノ犯罪ナリ

原諒 原ハ赦免ノ意諒ハ事情ヲ察スルヿ

原告 被告ヲ相手ニ官ニ告訴スルモノ民事訴訟ノ原告ハ人民ニシテ刑事ノ原告ハ檢事ナリ

(財) **財物** 金錢及ヒ物品

財產 家ノ金貨及ヒ諸道具

(殺) **殺死**

殺害

(宰) **宰相** 三公諸省ノ長官等

宰相局 宰相ノ詰所

(疾) **疾病**

疾病證書 診斷書種痘天然痘証傳染病全快証書伺健康證書ノ類ナリ

疾苦 疾病ハ辛苦ナリ又病ノ如ク困苦スルニモ用ユ

疾驅 車馬ヲ疾ク走ラスナリ

疾惡 憎ムナリ

起 **起訴** 原告人ヨリ裁判官ニ訴訟事件ヲ抗出スルナリ刑事ハ捜察官之ヲ起訴シ民事ハ何人ヲ論ゼズ之ヲ為スヲ得ルナリ

起作人 目論見人

起筭 計筭ヲ起シ初ム

從 **從犯** 正犯タル張本人ヲ助ケ惡事ヲ為シタル者ヲ犯トス其刑正犯ニ一等ヲ減ジタル者ニ歷セラル

從犯 張本人ヲ助ケシ者

神 **神佛** **神祠** 神ヲ祭リシ祠社

神官 神祠ヲ掌ル官吏

記 **記載** 記書ナリ

記入 同上

記了 記錄シ終リタルナリ

記號 番号符号等

記列 記載陳列

記念 記憶ナリ

記名 姓名ヲ記載スルナリ

記錄 記載ナリ

記錄稅役所 記錄稅ヲ納ムル役所佛國ノ法官署ノ簿冊ニ登記スル時其稅ヲ納ム通常ノ稅納役所之ヲ管ス

記錄稅受取人 記錄稅ヲ受取ル者

記名公債 秩祿金祿等ノ証書ハ之ヲ受領シタル者ノ姓名ヲ記載ス故ニ記名公債證書ト云ヒ起業公債証書ハ姓名ヲ記載セス天下流通ノ性質ニシテ紙幣ト其用ヲ同フス故ニ刑法偽造變造ノ律ニ於テ一等ヲ重クシ之ヲ無記名公債証書ト云フ

證書 紙ノ末尾ナリ

紙尾 紙ノ末尾ナリ

紙 **紙幣** 金札ナリ又之ヲ紙貨トモ云フ

紙券 紙ニテ作リタル切手

紙帶 紙ニテ帶封スルナリ

准 **准備** 預シメ用意ヲ為スコト

准死 死刑ヲ行ハレタルモノト同シ屢々ナ受ルノ刑ニシテ生存ス

准ス 同様ニスルノ意

准現行犯 目前罪ヲ行フタル者ヲ現行犯ト云フ罪ヲ行フタル後多クノ時間ヲ經ズ又ハ其罪ヲ人ニ知ラレ追呼セラルヽモノ等ハ現行犯ニ准ゼラルナリ

條 **條箇** **條件** 同上

條中 箇條ノ内

條線 電信ノ線ナリ

悛 **悛過** 改メルコト

酒 **酒類**

秘 **秘密** 内々ニスルコト

辱 **辱** 恥辱ナリ

酌 **酌量減輕** 裁判官ノ見込ヲ以テ其情ヲ酌量シテ本刑ヨリ一等又ハ二等ヲ減輕スルナリ時其情ヲ酌量スルヲ云フ

酌量 車情憫諒スベキ者ト認ムル

消 **消滅** 消耗滅亡ナリ

消費 消耗費用ナリ

乘 **乘載** **乘客** 舟又ハ車ニ乘ル人

訊 **訊問** 事情ヲ問尋スルコト

船 **船舶** 舟船ノ

船艦 通常ノ舟ト軍艦

船隊 船艦ヲ以テ軍陣ニ備ヘタル海軍

船長 一船中ヲ主トル人

船中 船中ヲ

十一畫

盜 **盜** 金品ヲ盜ムナリ

盜奪 金品ヲ盜ミ奪フコト

盜取 同上

盜犯 盜竊ノ犯罪

盜賊 盜奪セシ物品

盜用 物品ヲ盜ミ取リ之ヲ使用スルコト

盜罪 盜犯罪ナリ

盜賊 金品ヲ奪ヒ取リシ人

連 **連帶** 數人同ク擔當スルコト假令ハ數人共犯アリテ賠償ノ返還

ヲ爲ス其ノ中先ツ捕ニ就キタルモノ之ヲ引受ケザル可ラズ之ヲ連帶義務ト云フ其著後日他ノ共犯ニ向フテ返金ヲ求ムルハ民法ニテ之ヲ爲スヲ得ルナリ

連行 續キクコト

連綴 段々ツヾキテソナグコト

㊀**脫** 取落スヲ又逃ルコト

脫漏 取落スナリ

㊀**捩開** 門戶等ノ鎖ヲ無理ニコヂアケテ開キテアケルコト

㊀**探** **探索** 探偵尋索スルコト

㊀**啞** 耳聞ク能ハズ

捺印 印影ヲ押ス

㊀**崩** **崩壞** **崩潰**

㊀**動** **動產** 所有物品中搬運スベキモノヲ云

動物 人及ビ禽獸蟲魚ノ類

動植物 禽獸蟲魚及ビ草木ナリ

㊀**徘** **徘徊** 往來スルコト

㊀**堆** **堆積** 高ク重ク積ミ上ルナリ

㊀**陸** **陸路** 街道ノ居住スル所ナリ

陸軍警察官吏 陸軍中ニ於テ警察ヲ掌リ非常ヲ戒シム官吏

陸海軍裁判所 通常裁判所外ニ設ケタル陸軍海軍ノ裁判所ナリ

㊀**陳** **陳述** 口上書

陳謝 事情ヲ陳述シテ罪ヲ謝スルナリ

陳述書 口上書ナリ

陳列 並列ナリ

陳營 兵士ノ聚屯スル所

㊀**第** **第一**

㊀**帶** **帶行** 携ヘ行クコト

㊀**移** **移動** 住居ヲ換ヘルコト

移任 全上

移轉 同上

移送

㊀**唯** **唯**

㊀**郵** **郵便** **郵便切手** 書狀ノオモテニ貼用スル印紙

㊀**港** **港口** 船舶ノ輻輳スル入口ナリ

港埠 船舶ノ輻輳スル處又交易場ニ用ユ

㊀**逐** **逐訴**

㊀**異** **異父** 實父ニ非トスルヲ云フ養父トハ異ナリ實父ノ死後母ノ夫トナルモノ即チ繼父モ亦之ヲ異父ト云フ

異父兄弟姉妹 其ノ母ハ同フシテ父ヲ異ニスルモノ兄ナレバ之ヲ異父兄ト云ヒ弟ナレバ之ヲ異父弟ト云フ姉妹ニ於ケル亦同ジ

異母兄弟姉妹 母ヲ異ニシ父ヲ同ノスル兄弟姉妹ヲ云フ

異母 實母ニ非ルモノヲ母トスルヲ養母ハ之ヲ異母ト云ハズ實母死シテ父ノ娶リタル後妻ヲ先妻ノ子ヨリ稱スル辭ナリ

異議 異見アリテ之ヲ論議スルヲ云フ治罪法ニ異議ノ申立ト云フヲアリ是ハ其ノ公判ノ手續或ハ規則方法ニ背ク所アリト思料シ訴訟關係人ヨリ申立テ改更センヲ求ムルナリ此ノ申立ハ上告控訴ニ非ルヲ以テ裁判中其ノ裁判役又ハ檢事ニ向フテ爲スモノナリ之ヲ爲ストモ採用セザルニ於テハ其ノ裁判判決後上訴スルヲ訴ス

㊀**挽** **挽夫** 車夫

㊀**確** **確證** 確適ノ證據

定斷 決定スルナリ

確定裁判 決定裁判ナリ判決ヲ受ケタルモノ其ノ言渡シニ甘服スルニ付キ上訴セザルトヲ上訴セント欲スルトモ控訴ニ付キ五日上告ニ付キ三日ト定メタル期限ヲ過キ再訴スルヲ得ズシテ原ト言渡シニ從フベキヲ云フ

確的 確然ト慥カナルコト

確知 慥ニ知ルコト

確認 現ニ見留ルコト

㊀**控** **控訴** 始審裁判所ノ判決言渡シ不服ナルヲ以テ上訴スルコト

控訴裁判所 控訴ハ即チ上訴ニシテ民事刑事共ニ其ノ裁判

不服ノ所ヲ訴出スル者アル時之レガ再判ヲ與フル所ト
ス故ニ此ノ裁判所内ニハ刑事局民事局ノワカチアリ

控訴院 佛國ニテハ控訴裁判所ヲ控訴院ト稱号セリ

假出獄 囚人中品行善キ者ハ暫ク其ノ禁獄ヲ宥赦シ幾分ノ自由ヲ與フ之ヲ執行ヒ之ヲ見定ムル事ハ

假住所 寓所ナリ

假二 行政官ノ任ニ

強制 人ヲ強ヒ其ノ心ナラザルコトヲ行ハシムル之ヲ強制ト云フ

強令 暴行脅迫ヲ以テ命令スルコト

強迫 暴行ヲ以テ脅シ迫ルナリ

強逼 同上

強姦 暴行脅迫ヲ以テ姦淫スルコト此罪ヲ犯シタル男女ハ軽懲役ノ刑ニ處セラルヲ云フ之ヲ刑スルニ軽懲役ヲ以テス

強盜 暴行脅迫ヲ加ヘテ人ノ所有物ヲ強取スル

強取 無理ニ奪ヒ取ル之

強奪 上ニ同ジ

強士 壯年ナリ

強壯者 壯年ノ者

彫 彫

工 版本又ハ細工物品ノ字刑圖画ヲホリモノニスルコト

偏頗 偏

眼目 要件ノ所ヲ云フ

梗 梗

梗 道路等ヲ塞ヲ

賣 賣出スコト

賣者 同上ノ人

富 金ヲ賭シ根蔵ニ中ル者ハ若干倍金ヲ得賞ラザル者ハ賭金ヲ失フ博奕ニ似タル戯ナリ此ノ業ヲ爲シタルモノハ風俗ヲ害スル罪トシテ一月以上六月以下ノ重禁錮ニ處シ五円ヨリ五十円ノ罰金ヲ附加セラル佛國ニ於テハ富ヲ公許ス故ニ允許ナク之ヲ開ケバ軽罪ノ刑ニ處セラルレ所官許ヲ受ル時ハ其ノ罰ナシ

富籤 同上ニ用ユル籤ナリ

富場 富ヲ行フ場所

着手 取掛ル

着意 注意ナリ

著述 書冊ヲ著ス

著述者 同上ノ人

執行 裁判所ノ判決ヲ實施スル之ヲ裁判執行ト云ヒ刑事ニ付キテハ之ヲ刑事執行ト云フ

敗訴 民事ノ訴ヲ爲スニ其ノ言フ所立タザル之ヲ負訴訟ト云ヒ一ニ敗訴ト云フ

掠奪 無理ニ奪ヒ取ルコト

陪審 佛法ニ於テ裁判ノ席ニハ陪審ノ方式アリテ其ノ場ニ立合フモノトハ重罪裁判ハ三十人ノ陪審官ヲ出席セシメ其中判決ヲ爲スモノハ十二名ニ上ラシムルヲ得ズ其ノ三十員ハ民間ヨリ撰擇シ満一年裁判ノ事ニ從シムルモノナリ公訴公判ノ席ニ於テハ裁判上席人其ノ被告事件ヲ陪審官ニ問フ陪審官ハ過半數ノ決議ヲ以テ之ニ答ヘ被告ノ罪ヲ軽減スルヲ求ムルヲ得又裁判長ヨリ問ヲ受ルヲアル時ハ退キテ之ヲ協議シ一決ノ上答書ヲ爲ス陪審官長ノ名ヲ以テ之ヲ爲スナリ

陪審官 同上ノ官吏

陪席 佛法ニ陪審アルト如ク日本法律ニテハ重罪審判陪席ヲ爲スノ方式アリ其ノ員數四名ナリ不正ノ裁判アルヲ慮リテ設クル所ナリ控訴裁判所ニ開ク時ハ裁判所長ヨリ其ノ裁判判事中ニテ之ヲ命シ始審裁判所ニヒラク時ハ其ノ先任判事ヲモッテ之ニ任ズ

陪席判事 仝上ノ裁判判事ナリ重罪裁判ヲ

排列 次第ニ陳列スルコト

萌芽 萌

堀得 堀

得利 利益ヲ得ルナリ

排

統轄 一統ニ管轄スルナリ

掃除 掃 塵芥等ヲ掃ヒ除ク

涉ル 及ブナリ

盜ム 盜

族權 族 親族中ニ向フテ有スル所ノ權利ニシテ親族會議ニ加ハルモ

剪刀 剪

亦其一ナリ

(略) 略取 (閉) 閉廳 官署ヲ閉ルヲ

閉鎖 門戸ヲサシタテルコト

道理ナリ 理由 道理ノアルヲ云フ

(掛) 掛合 (晝) 晝間 日出ヨリ日没マデノ時間ヲ云フナリ

(挽) 挽夫 車ヲ牽クル人

常 車ノ變異ナラザルコト

通知 通達告知スルコト

通謀 互ニ謀計ヲ通ズルナリ

通信 音信ヲ通ズルコト

(途) 途中 (通) 通

通用 金錢ノ世上ニ用ユ

(理) 理

ル如キ是ナリ

通事 通辨ヲ爲スコト

通船 通行船ナリ

通則 一編又ハ一章ニ限リ流通施用ス可キ規則ヲ云フ

通譯 通辨翻譯

通

問 交通訊問

通算 一体ニ計算ス

通行 往來通行ナリ

通行錢 渡船賃橋錢等ナリ

通ジテ 彼此一ニスルナリ

通

商 彼我商業ヲ相爲スコト

通辨 外國内國ノ言詞ヲ通達スルナリ

通辨人 同上ノ人

(蛮) 蛮獣 勢ノ烈シキ獣即チ虎豹狼ノ類ナリ

(蛇) 蛇蠍 樹ニ生スル蟲ナリ全身細毛ヲ生ズ

(裏) 裏書 證書手形等ノ紙背ニ讓渡シノ理由名宇等ヲ書付ルコト

(朗) 朗讀 明ラカニ讀ムコト

(捩) 捩開 締リアル門戸等ヲ鍵ヲ鍵ナク强ヒテ開クコト

(區) 區別 箇々ニ分別スルコト

區内 一區域内

區劃 區別分畫

區郡 區分 區別ニ同ジ

(菓) 菓物 菓實 菓樹 柑柿柚橙ノ類

(郭) 郭内 區域内ト云フ郭ガ如シ市區ヲ

續グルナリ 郭ト云フ

(組) 組合 聯合ナリ (造) 造立 家屋物品ヲ製造建立スルコト

造ル

造方 造製ノ方法

(婚) 婚姻 緣組ナリ

(痕) 痕跡 人ノ足跡ナリ (健) 健康 身體強ク稍ノ病ナキコト

(堅) 堅牢 堅固ナリ (婦) 婦女 (副) 副本 本紙ニ添ヘタル書付

(豚) 豚 家畜ノ一ナリ (符) 符咒 符ハ神祇ヲ祀ノ幣咒ハ祈禱スルコト

(部) 部分 區分ナリ

(問) 問紀 訊問吟味スルナリ

問目 問フ所ノ箇條

(代) 代 (袋) 袋

(浅) 浅薄

(清) 清潔 清淨潔白ナリ

(教) 教唆 煽動スルナリ

教唆者 煽動者ナリ

教授 學業ヲ子弟ニ授ケ訓ユルナリ

教師 學業ヲ子弟ニ授クル者

教祭

(國) 國 國敵 國家ノ讐敵ナリ

國祭 孝明天皇仁孝天皇神武天皇後桃園天皇春秋季皇靈祭等ヲ云フ

法 國家ノ法則ナリ

國語 其國ノ言詞ナリ

國民 其ノ國ノ人民

國民ノ特權 國民特別ノ權力ニシテ外國人ニ與ヘザルモノヲ云フ選舉權兵役ニ出テ國家ヲ護ルノ權等ヲ云フ

國

民軍 外國ト交戰アル時全國人民皆ナ兵役ニ出ツ之ヲ國民軍ト云フ

國事 國家ノ事

國事犯 政事上ノ犯罪即チ政府ノ敵ニシテ一箇人ノ犯罪ニアラズ

國璽 國家政府ノ印章ニシテ外國交際ニモチユルモノ

國債 國家ノ負債ナリ

國債證券 公債證書

國債

證票（シヤウヘウ）同上

國立銀行（コクリツギンカウ）

停（テイ）

停止（テイシ）制止ナリ

停止公權（テイシコウケン）人民ノ權利ヲ行ハシメサルノ刑其再間ニ長短ノ別アリ

掩（エン）

掩蔽（エンヘイ）車物ヲ遮リ蔽スル

掩蓋（エンカイ）同上

參（サン）

參加（サンカ）參入附加ス

參考（サンコウ）彼此看合スル

參會（サンクワイ）同上

參議（サンギ）

參議院（サンギイン）

參議院官員（サンギインクワンイン）政事ニ參預スル官吏

參（マジヘ）

參（マジヘ）取交ユル

產（サン）

產業（サンゲウ）生產ノ職業ナリ耕作商賈工業ノ類

產物（サンブツ）

減（ゲン）

減輕（ゲンケイ）罪ヲ犯セトモ其ノ情狀ニ因リ全刑ヲ科セズ減輕スルヲ云フ

減免（ゲンメン）減等放免ヲ合セ称ス

減縮（ゲンシユク）罪科ヲ減シ刑期ヲ短フスルノ類

減等（ゲントウ）等級ヲ減輕スルナリ

減盡（ゲンジン）減等悉盡ナリ罪ヲ作リ出ス物品ナリ

減ジテ盡ルニ至ル

減（ゲン）

減（ゲン）

減（ゲン）

スル者違警罪裁判所檢察官ハ之ヲ輕罪裁判所檢事ハ其ノ作ル所ノ表ヲ
アハセ控訴院檢事長ニ差出シ檢事長ハ其ノックル所ト輕罪事件表トヲ合セ之ヲ司法卿ニ差
出ス

授 授與（ジュヨ） 物品ヲ渡スコト（サズケアタフ）
授受（ジュジュ） 與ヘルト取ルト
授任（ジュニン） 官位ヲ賜フコト
授業（ジュゲウ） 學事作業ヲ教エラルヽコト
授業（ジュゲウ）

師 同上ノ教ヲナスモノ（シ）

常 常律（ジャウリツ） 軍律ニ對シ云フ通常ノ法律ナリ（ツネノノリ）
常慣（ジャウクワン） 習慣ナリ（ツネニナルナリ）
常備（ジャウビ） 平生備ヘオクコト（ツネニソナフ）
常備兵（ジャウビヘイ） 平生備ヘ設ケノ兵士（ツネニソナフノヘイシ）
常員（ジャウイン） 平生定マリシ人員（キマリノヒカズ）
常燈（ジャウトウ） 常夜ノ點灯（ツネヨノ）
常事犯（ジャウジハン） 國事ニ關セザル違警罪輕罪重罪等（ツネニカヽハラズ）

將 將校（ショウカウ） 大將中將小將大佐中佐小佐等ヲ云フナリ
將來（ショウライ） 以後ナリ
將帥（ショウスイ） 軍ヲ統ヘ率ユル者

接 接（セツ） 接續ナリ（マシヘ）
接見（セツケン） 接對相見ルコト（マシヘミル）
接近（セツキン） 接續近邊ナリ（チカシ）
接木（セツボク） （ツギキ）

真 真正（シンセイ） 真實正直ナリ（マコト）
真物（シンブツ） 真正ノ物（マコトモノ）

終 終身（シウシン） 一生涯ナリ（イッシャウ）
終審（シウシン） 最後ノ裁判ニシテ控訴ス可ラザル訴訟ヲ云フ（ヲハリ）
終結（シウケツ） 最後ノ結局ナリ（ヲハリ）
終日（シウジツ） （イチニチ）

商 商品（シャウヒン） 賣物ナリ（アキナヒシナ）
商業（シャウゲウ） 商賣ノ職業（アキナヒワザ）
商議（シャウギ） 評議ナリ（ハカリハカル）
商舗（シャウホ） 商賣店（アキナヒシセ）
商法（シャウハウ） 商賣ノ法律（アキナヒノ）
商法裁判所（シャウハウサイバンショ） 商法事件ヲ決斷スル法廳（アキナヒノ）
商賈（シャウカ） 商賣人（アキナヒビト）
商事（シャウジ） 商賣事件（アキナヒコト）
商船（シャウセン） 商業ニ用ヒル船舶（アキナヒブネ）

情 情（ジャウ） 情ヲ知テ（コヽロ）
情狀（ジャウジャウ） （コヽロノアリサマ）
情慾（ジャウヨク） （コヽロノヨク）

償 償額（シャウカク） 償還ノ金高（ツグナヒ）
償（シャウ）

償 償金ヲ以テ損害シタル代價ヲ歸ス（ツグナヒ）
償還（シャウカン） （カヘス）
償高（シャウカウ） 償還ノ總計（ツグナヒダカ）

章 章句（シャウク） 文句ナリ（ヲハリ）

唱 唱賣（シャウバイ） 聲ヲ發シテ世活スル人（ヨワタリ）

娼 娼婦（シャウフ） 公許ヲ受ケ色ヲ賣ルノ女（マ）

則 則場（シャウ） 便所ナリ（カハヤ）

筒 筒櫃（ジュヒツ） （ツヽ）

宿 宿（シュク） 旅店等ニ寄宿スルコト（トマル）
宿泊（シュクハク） 旅店又ハ船中等ニ寄宿スルコト（ヤドリトマル）

被 被告（ヒコク） 原告ヨリ訴ヘラルヽコト（ツゲラル）
被告人（ヒコクニン） 同上ノ人（ソコナハルヽ）
被害者（ヒガイシャ） 患害ヲ被ムリシ人（ソコナハルヽ）

該 該庭（ガイテイ） 訴訟ヲ審判スル法廷即チ裁判所（ソノ）

浄 浄水（ジャウスイ） 清水ナリ（キヨキミヅ）

廢 廢子（ハイシ） 妾腹ノ子ナリ（ヒメ）

尋 尋常（ジンジャウ） （ヒトトホリ）

習 習慣（シウクワン） 風習ノ常慣ナリ（ナラヒナル）

貧 貧窮（ヒンキウ） 貧乏困窮ナリ（ヒンボウコンキウ）
貧院（ヒンイン） 貧窮者ヲ救フ所（マシナヒ）
貧困（ヒンコン） 貧窮困苦ナリ（マシナヒ）

十二畫

逮 逮捕（タイホ） 犯罪人ヲ召シ捕ヘルコト（メシトル）
逮捕官吏（タイホクワンリ） 司法警察官檢事巡査等ヲ云フ（メシトルヤクニン）

貯 貯（チョ） （タヽハヘ）

陰 陰謀（インボウ） 密謀ノ未タ露顯セザルモノ（ヒソカニハカル）
陰陽（インヨウ） 女陰男根（ホトヽ）
陰密（インミツ） 外部ニ顯ハサヌコト（ヒソカニ）
陰私（インシ） 陰祭ノ私事（ヒソカニ）

幾 幾分（キブン） 歟ノ定ラザルコトデ何程ニテモ之ヲ稱スルコトヲ得假令バ刑法第四十五條ニ刑事ノ裁判費用ハ其ノ全部又ハ幾分ヲ犯人ニ科スト云フガ如シ全額十圓ナレバ之ヲ犯人ヨリ出サシムルニ其貧乏ナル件ハ一圓ニテモ又ハ二圓ニテモ

ノ能ク及ブ丈ケ之ヲ出サシムルノ謂ナリ

幾許（イクバク）數ノ定ラザルコトナニホド幾介ト略々同シ

親ノ祖父ナリ **曾祖母**（ソウソボ）親ノ祖母ナリ **曾祖父母**（ソウソフボヒバヘ）曾祖父ト曾祖母トヲ合稱スルモノ

長期ニ對スル義ニシテ期限ノ短キモノヲ云フ假令ヘバ人ノ所有物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪トナシ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處スト云フ其ノ四年ハ長期ニシテ二月ハ短期ナリ

遊 **遊戯**（イウギ） **遊興**（イウキヤウ） **曾** **曾祖父**（ソウソフ）

短 **短銃**（タンジウ）小銃ナリ **短期**（タンキ）

噤 **啞**（アイ）耳聞ク能ハズ故ニ言語ノ法ヲ知ラズ不具ノ者ナリ **啞者**（アシヤ）刑法第八十二條啞者罪ヲ犯ス時其罪ヲ論ゼズ是レ其ノ未タ善惡是非ヲ聞知セザルヲ以テ宥恕スルナリ

著 **著**（チヤク）明白ナルコト

喫 **喫**（キツ）牛馬ニ草類ヲ食スナリ

遙 **遙行**（ヨウカウ）男女ノ間不正ノ行爲アルコトヲ遙行ト云フ

圍 **圍繞**（イネウ）四方ヲ取マクコト

發 **發覺**（ハツカク）罪狀密事等ノ露顯スルコト **發狂**（ハツキヤウ）瘋癲ヲ發スルコト **發言**（ハツゲン）言語ヲ爲スナリ **發行**（ハツカウ）

印刷刊行シテ世ニ公ケニスルコト **發掘**（ハツクツ）土中ヲ堀リ開クコト **發遣**（ハツケン）人ヲ某處ヘ出シ遣ルコト **發見**（ハツケン）ミツケル **發ス**（ハツス）出スコト起スコト始ルコト

開 **開張**（カイチヤウ） **開封**（カイフウ）書狀ニ封セザルコト封シタル書狀ヲ開クコト **開閉**（カイヘイ）閉鎖ナリ **開墾**（カイコン）土地ヲ開拓スルコト **開聽**（カイテウ）開

院 大審院ヲ開ク **開披**（カイヒ）書類等ヲ開ク

博 **博奕**（バクエキ）錢物ヲ賭シテ勝負スル遊戯 **博具**（バクグ）骨子骨牌類ナリ **博徒**（バクト）博奕ノ徒 **博**（バク）

猶 **猶豫**（イウヨ）時日ニ餘分ヲ爲スコトヲ云フ假令ヘバ治罪法第十九條ニ陸軍八日毎ニ一日ノ猶豫ヲ加フト云フガ如キハ陸軍裁判所ノ呼出シニ一日ノ餘分ヲ與フガ如キ

湮 **湮滅**（インメツ）消滅スルコト證迹ヲ湮滅ストハヲ云フ

勞 **勞動**（ロウドウ）働クコト

絞 **絞首**（カウシユ）首頸ヲシメルコト死刑ハ絞首スト云フ是ナリ死刑ニ處スル法ニツアリ斬ト絞ナリ本邦ハ新刑絞首ノ一ト爲ル

烈 **烈**（レツ） **葬** **葬**（ソウ）

番 **番號**（バンカウ）一番二番ナリ **番守**（バンシユ）守ノ人

街 **街衢**（カイク）市街ナリ **街路**（カイロ）街道ナリ

爲 **爲替**（カハセ）金円ト引替ヘシ手形

間 **間諜**（カンテウ）密カニ敵ノ樣子ヲ伺フモノ **間斷**（カンダン）間隙ナリ

傍 **傍觀**（ハウクワン）傍邊ニ在リテ望觀スルコト又ハ見ナガラ救ハザルコト **傍徑**（ハウケイ）大道ノ傍又ハ家屋ニ近キ小路 **傍聽**（ハウテウ）傍邊ニ在リテ聽聞スルコト

焚 **焚燬**（ハンキ） **焚燒**（ハンセウ） **媒** **媒合**（バイガフ）男女ヲ導キ交通セシムルコト **媒介**（バイカイ）交際ノ中間ニ居テ事ヲ取扱フコト **焚** **焚燬**（ハンキ）火ニテ燒キ又ハ壞ルコト **焚**（ハン）

死 **死**（シ）

次弟ト云フガ如シ **貼** **貼附**（チヤウフ）張附ナリ **貼附書**（チヤウフショ）張附ノ書附 **喪** **喪失**（ソウシツ）亡失ナリ **報** **報知**（ハウチ）事ヲ報ケ知ラスコト **等** **等級**（トウキウ）

報告（ハウコク）同上 **報復**（ハウフク）返答スルコト或ハ事業ヲ以テ報酬スルコト **報告書**（ハウコクショ）輕罪裁判所會議局ニ於テ判事一名ヲシテ一事件ノタメ豫審ヲナサシムル

了アリ此ノ豫審ヲ終リ其ノ事情ヲ報知スル書類之ヲ報告書ト云

報金 官吏ノ功勞アル者軍勲アル者ニ賜フ所ノ金

諜簿 訴事ヲ筆記スル帳簿ナリ

渡 **渡船** 河海ヲ舟ニテ渡スヿ

渡錢 舟渡シノ代價

塗 **塗沫** 書面文字ニ朱墨等ヲ塗リヌル字形ヲ消亡セシムルヿ

都 **都府** 都會ノ地ナリ

貯 **貯金** 貯蓄金

貯藏 貯蓄所有スルナリ

貯金預所 貯蓄金ヲ預リ受クル所驛遞局又ハ諸銀行ニアリ

朝憲 憲法法律

補 **補助** 數ノ不足ヲ充タスヿ

補任 官職ノ不足ヲ補フヿ

補佐 長官ヲ助ケ老人小兒等ヲ世話スルヿナリ

佐人 仝上ノ人

補役 不足ヲ補フ官吏

補員 同上但シ官吏ナラザル者ニモ用ユ

補充判事 裁判役ノ不足ヲ補充スル者

封 **封助** 奥秘

勝 **勝手** 帽

貸 **貸借** 貸與 貸家 貸坐

舗 **募** **募集** 人ヲ呼ビ集ムルヿ

募聚 同上

募兵 呼集ムルヿ

答 **答辯** 其ノ理由ヲ返答スルコト

答辯書 同上ノ書

答詞 反辯ナリ

答辭 反答スル言詞

登 **登記** 記載ナリ

超 **超過** 分限ニ過ギ超スルヿ

透 **透觀** 見ユルコト

尊 **尊族** 子弟ノ父母ニ於ケル從子ノ從父母ニ於ケルガ如シ

尊族ノ親 同上ノ親屬

尊屬 尊族ニ同シ

尊屬ノ親 同上

損 **損害** 利益ヲ妨害スルヿ

損失 利益ヲ失フヿ

損敗 損害敗失ナリ

添 **添ヘ**

添置

備 **備ル** 用意ヲ爲スヿ

就 **就中**

痛 **痛苦**

堤 **堤防** 河水池水等ヲ防グタメノ土手ヲ云フ

堤塢 同上

壺 **壺中** 壺ハ陶器ナリ物ヲ容ルヽニ用ユ

壺 **魚** **貿** **貿易** 交易ニ同ジ故ニ交易ニ用ル貨幣ヲ貿易銀ト云フ

堺 **堺墻** 土堺板堺ノ類

換 **換フ**

掲 **掲ケ**

解 **解ク**

訴 **訴訟** 訴訟ハ裁判所ニ於テ判決ヲ乞フ事ヲ云フ訴訟ヲ大別シテ之ヲ二種トス曰ク民事ノ訴曰ク刑事ノ訴其他附帶ノ訴ト云ヒ上訴ト云フアリ各自其ノ部ニ於テ註解スベシ

訴訟手續 訴訟順序ノ方法ナリ

訴訟 訴訟ノ

訴出 裁判所ニ訴訟スルヿ

訴告 訴訟申告スルヿ

訴フ

亂 **亂妨** 亂暴シテ人ノ行爲ヲ妨害スルコト

關係人 訴訟ニ付關係アル人原告被告證人等ヲ云フ辨護人鑒定人モ亦タ其ノ中ナリ

喇 **喇叭**

勞 **勞動**

棺 **棺槨** 死屍ヲ容ルヽ函中

創 **創立** 事物ヲ始メナルヿ

創造 事物ヲ始メ作ルヿ

創業 事業ヲ始ムルヿ

創設 始メテ事ヲナスヿ

創傷（サウシヤウ）身體ニ刀及ノ痛ミヲ受ルコト

雇（ヤトヒ）賃錢ヲ出シテ人ヲ使フナリ

雇人（ヤトヒビト）耕作雜役等ニ雇ハル人

雇主（ヤトヒヌシ）雇人ヲ使フ人

雇賃（ヤトヒチン）雇人ノ賃錢

雇夫（コフ）雇人ニ同シ

揚（ヤウ）樹名

燒（ヤキ）ク

間（マ）

喂（シヤウ）ス

無（ム）期（キ）期限ノ無キヲ云フ

無期徒刑（ムキトケイ）政府ヨリ定メタル嶋地ニ發遣シ終身カキリナキトケイ地ニ於テ假出獄ヲ得レド終身内地ニ歸ルヲ得ズ重罪中死刑ニ次クモノナリ

無期流刑（ムキリウケイ）政府ヨリ定メタル嶋地ニ發遣シ終身獄舍ニ幽閉ス國事犯ノ重罪刑ナリ

無効（ムカウ）爲シタル効力ナシ

無人（ムジン）

記名（キメイ）姓名ヲ記スルナシ

無記名公債證書（ムキメイカウサイシヤウシヨ）公債證書ニ記名無記名ノ別アリ秩祿金祿ノ如キハ之ヲ受ケタル者ノ姓名ヲ記シ其ノ者ノ所有主タルヲ證ス起業公債ハ記名セズ發行スル所ノ紙幣又ハ銀行手形ト畧々其用ヲ同フシ交換流通自在ナルヲ以テ僞造變造ニ於テモ其刑ヲ重クス

無意（ムイ）所存惡意モナキコト

無名（ムメイ）名ヲ記セズ

無實（ムジツ）實事ナラザルコト

無根（ムコン）根本ナキ浮言

無罪（ムザイ）罪犯ナキナリ

無稅（ムゼイ）租稅ヲ叙メザルナリ

無用（ムヨウ）用ニ適セザルナリ

無能力（ムナウリヨク）幼者老疾者癲狂人等ハ法律上之ヲ人間ノ藝能勢力ナキモノトシ又夫アル婦女資力ナキモノ亦コノ中ニ入ル

混和（コンワ）數個ノ物ヲ混合スルナリ

混合（コンガウ）數個ノ物ヲ合一ニスルナリ

混合物（コンガウブツ）同上ノ物

混亂（コンラン）

詞（コトバ）ヲ參

フ

互ニ問答スルコト

程（テイ）式（シキ）期程法式ナリ

景（ケイ）況（キヤウ）

喧（ケン）噪（サウ）言語ヲ以テ騷グコト

喧鬧（ケンノウ）喧噪ニテ鬧ナリ

湖海（コカイ）

揭（ケイ）示（シ）

結（ケツ）局（キヨク）最終ナリ

結果（ケツクワ）同上

葡（ブ）萄（ダウ）植物ニ產スル實子ナリ

葡萄酒（ブダウシユ）

葡萄園（ブダウエン）

復（フク）權（ケン）公權ヲ素ノ通リニ取リ還スコト

復權願（フクケンモカヒ）公權ヲ復スル請願ナリ

復權狀（フクケンジヤウ）官ヨリ發スル所ノ公權ヲ復スル書狀ナリ

添（テン）添置（テンチ）加入スルナリ

超（テウ）過（クワ）分限ニ過ギ絕スルこと

集（シユウ）ム

詐（サ）偽（ギ）詐僞（サギ）人ヲ僞リ騙シテ財物ヲ奪フコト

詐欺（サギ）詐計（サケイ）詐僞ノ謀計

詐稱（サシヤウ）他人ノ名姓ヲ僞リ云フコト

詐言（サゲン）人ヲイツハリ僞リ言語ハル言語

取財（シユザイ）

最（サイ）終（シウ）殘餘ノ期限

最近（サイキン）

最初（サイシヨ）

最要（サイヤウ）

最重（サイチウ）

殘（ザン）虐（ギヤク）虐酷虐關

殘忍（ザンニン）酷虐ナリ

殘期（ザンキ）

虛（キヨ）偽（ギ）無根ノ言ヲ以テ詐僞スルコト

虛僞（キヨギ）

欺（ギ）隱（イン）詐僞ヲ以テ隱匿スルコト

寄（キ）托（タク）委任囑托ナリ

寄遊（キイユウ）

他車ニ托シテ遊樂スルナリ

越（エツ）權（ケン）權利ナキコトヲ爲シタルコト

裁（サイ）判（バン）是非善惡ヲ裁斷判決シ世上ノ權利ヲ護ルコト

裁判所（サイバンシヨ）

同上ノ法廳

裁（サイ）判（バン）廳（テウ）同上

裁判官（サイバンクワン）裁判官吏

裁判官吏（サイバンクワンリ）同上

裁判所長（サイバンシヨチヤウ）裁判法廳ノ長官ナリ裁

判長ニハ非ズ

裁判長 一事件ノ訴訟ヲ掌ル判事ナリ裁判所長ニ非ズ

宰相 我ガ司法卿ニ同ジ佛國ノ官

裁判管轄 裁判執行ノ管轄ナリ

裁判補役 裁判官ノ補助人ナリ

裁判確定 裁判言渡ヲ受ケ不服ナル時ハ之ヲ上告又ハ控訴スルヿヲ得之ヲ上訴シテ判決ヲ得其ノ上ニ訴出スル所ナク又ハ訴出セザルニ於テハ之ヲ裁判一定シテ再ビ変改セザルモノトス又原裁判言渡ヲウケ其マヽニ服從スルヲ云フヽ

裁判事務

裁判費用 裁判公事ニ付テノ入用ナリ呼出シ狀送達入費相手方ノ日當等ヲ云フナリ

裁判權 裁判ノ權カナリ

裁判官

渡 判決ヲ言渡ス

裁判宣告 同上

裁判執行 言渡ノ如ク取計フコト

裁決 裁判ス ルコト

裁可 裁決ス ルコト

裁可狀 同上ノ書狀

裁斷 裁判決斷スルナリ

裁斷役 同上ノ役人

期日 カネテ定メシ期限日

期 キ

限 豫テ定マリシ期日

期限内 期限中ナリ

期満 期限ノ満ルヿ

期満免除 期限ノ満ルマデ刑ヲ進レ補ニ就カズシテ其ノ罪ヲ免ルヽヿヲ云フ譬ヘハ刑法ニ於テ定ル所ノ如キ死刑ハ三十年無期徒流刑ハ二十五年有期徒流刑ハ二十年重懲役重禁獄ハ十年禁錮罰金ハ七年内留科料ハ一年等ナリ○民事ニモ亦期満免除アリテ其ノ期ヲ過グレバ出訴ノ權ヲ失フ○又公訴期満免除ハ違警罪ハ六月軽罪ハ三年重罪ハ十年トシ此ノ期限満ツレバ檢察官ヨリ求刑ノ訴ヲ爲スヿヲ得ズ然レ𪜈刑ノ消滅スルニハアラズ公訴ノ部ヲ参看スベシ

期満得免 定期既ニ満チテ義務ヲ免ル前ニ同ジ

期限間 期限ノ時間ナリ

減 減盡 重物ノ形跡ナキニ至ルヿ

棄 棄ツ 棄擲 遺棄拋棄ナリ 棄却 遺棄シテ用ヒザルコト 棄權 權力ヲ捨テ棄ス訴ヘ得ベキモノニシテ其ノ期限ヲ過キ出訴セザルモノヿヲ法律ノ棄權ト云フナリ 棄兒 小兒ヲ遺棄スルヿ

給 給ス 給與スルナリ 給與 物品ヲ與フルコト 給料 給與ノ物料

猥 猥ニ

禽 禽獸

貴 貴号 天子親王華族士族等ノ称号ナリ

稅 稅關 交易ノ稅ヲ取ル所 稅關官吏 同上ノ役人 稅法 租稅ノ法則 稅銀 課租ノ銀貨 稅官 租稅職務ノ官吏ナリ

順 順次 次第ト云フニ同ジ 順序 順席 上座下座ノ次第

衆 衆庶 衆人民ナリ 衆人 同上

集 集會 聚集會同スルコト 集合 集聚合同ナリ 集取 集合取採ス

傷 傷痕 創傷ノ痕迹 傷害 創傷ノ害

剩 剩行 一行乃至數行ヲ餘シ記入ヲ爲サシムルモノ

森 森林 樹木ノ繁茂セル所

等 等

白 書面ニ白紙ヲ餘シ書入レヲ爲サシムルモノ

シ 同ジキヿ

進 進ム 進ミ歩ス 進行 進ミテ其處ニ入ルナリ 進擊 進行擊戰ス 進歩 物ノ上達スル

(詔) 詔書 勅詔ノ書ニ

(備) 備警兵 警察ノ為メノナヲル兵卒

(循) 循ガフ 循守 其ノ法則ニシタガヒマモル

フナリ

十三畫

(預) 預定 初メヨリ事ヲ畧々定ダメ置クナリ

預備 豫官ニ同シ

預メ 前以テト云フニ同シ

預リ

預證書 預リノ証文

(躲) 躲避 身體ヲ脱シテ逃亡スルコト

(飲) 飲料 飲食 飲食料 飲食物 飲食料ノミクヒノモノ

食店 (路) 路上 往來途中ト云フニ同シ

路傍 道路ノ側

路程 道中里數

路費 道中ノ入用スナハチ旅費ナリ

路 ミチ

券 往來手形ナリ警察所ヨリ犯人ヲ他所ニ送致スル時ハ其ノ證據トシテコレヲアタヘ詐僞ナラザルヲ証スル文ヲ旅券ト云

(賂) 賂遺 不正ノ贈遺ヲ賄賂ト云フ

(遂) 遂ク 成就ナリ

(稠) 稠密 人戸ノ多ク並ブ

(零) 零數 小數ノ一二分

零紙 小紙片

(携) 携

(へ) (廉) 廉直

(慥) 慥力 相違ナキコト

(意) 意志 心志ニ同シ

意外

意見

意見書

(詭) 詭リ

(鬻) 鬻獲

(道) 道路 道理

(當) 當然 當時

(督) 督促 警察催促

(鉤) 鉤竿

(違) 違警罪 行政警察ノ罪ニシテ罪犯ノ尤モ輕キモノナリ凡ヘテ六條項トス其ノ罰金ノ五錢ヨリ一圓九十五錢ニ至リ拘留一日ヨリ十日ニ至ル佛法ニ於テハ之ヲ註誤ノ罪トシ其ノ刑禁錮罰金品物ノ没收トス禁錮ハ一日ヨリ五日ニ至ル罰金ハ一フランヨリ十五フランニ至ル此ノ罪ヲ犯スニ因リ得タル物品又ハ之ヲ犯スニ用ヒタル物品ハ之ヲ官ニ取上ル即チ没收ナリ

違警罪裁判所 警察ノ罪ヲ犯シタルモノヲ裁判スル所ニシテ治安裁判所ニ之ヲ開ク佛法ニテ之ヲ註誤裁判ト云フ治安裁判役其ノ裁判ヲ爲スコヲ掌ル

違警罪公判 警察ニ違フタル罪ヲ裁判スルヲ云フ

違戾 方法規則ニ反スルヲ警察ノ方法ニ背ク者ニ施ス刑ヲ警察違戾ノ刑ト云フ

違背 同上

(賃) 賃貸 賃錢ヲ取リテ物ヲ貸スナリ

賃銀 賃錢ヲ以テ人ヲ雇フナリ

(註) 註誤 意ナク犯スノ過失ニ

註誤ノ刑 過失ノ刑違警罪即チ佛法ニ於テハ禁錮罰金品物ノ没收トス

註誤罪 過失罪即チ違警罪

註誤裁判所 過失ヲ裁判スル法廳即チ違警罪裁判所ナリ

註誡 註誤ノ警戒スルナリ

(罰) 罰ス 犯スノ所ノ罪ヲ科ス

罰金 罪ヲ罰スル爲メ金ヲ官ニ納ムルヲ云フ上際限ナシ本刑ノ罰金ト附加刑罰金有リ

(爆) 爆氣 石炭質ノ氣ヲ含ミタル穴

(塲)

場合（ハヒ）機會ナリ又其時ト云カ如シ
場所（シヨ）
頭（トウ）二
蓄（カヒ）ヒ
煙（ケフ）火（クワ）
煙突（ケフトツ）屋上ヲ穿チ煙火ヲ
發散スル者
筭（カソ）筭（カソ）ヘ
經（ヘ）經（ヘ）ル過ル
盟（チカヒ）盟約（メイヤク）堅固ニ約束スルコト
盟約書（メイヤクシヨ）同上ノ書
馳（ハシル）ス
解（カイサン）散集會等ノ場所ヲ解キ去ルコト
解剖（カイボウ）人体ヲ切断シテ之ヲ分解スルコト
解放（カイハフ）繫ギアル舟筏及ヒ牛馬ヲ放逸スルコト
解除（カイジヨ）
搜（ソウ）搜査（ソウサ）犯罪アルヲ知リタル時其ノ發見シタル證據又ハ徵憑ヲ集取シ又ハ被告人ノ身分ニ關シ一應ノ取調ヲ為シ公訴ヲ起スノ手續ヲ運フコト
裝（ソウ）裝飾（ソウシヨク）文飾粉色等ノ類
挿（ソウ）挿入（ソウニフ）サシコムコト
廐（ウマヤ）馬ヲ畜フ所
罪（ツミ）罪人（ツミヒト）法律ニ定メタル規則ニ違背
罪（ツミ）犯（ハン）法律ニ定メタル規則ヲ犯シ罪科タルモノナリ
罪（ツミ）按（アン）犯罪ノ考案
罪（ツミ）狀（ジヤウ）犯罪ノ情狀ナリ
罪（ツミ）證（シヨウ）犯罪ノ証據ナリ
セルモノナリ
罪（ツミ）名（メイ）犯罪ノ名目輕罪重罪違警罪等ノ類ナリ
墓（ボ）墓所（ボシヨ）
墓碑（ボヒ）墓所ノ石碑ナリ
須（ス）須布（スフ）法律規則ヲ人民ニ廣告スルコト
賄（ワイ）賄賂（ワイロ）不正ノ贈遺
搬（ハン）搬運（ハンウン）物品ヲ運輸スルナリ
載（サイ）載（サイ）ス書キ載スルコト
運（ウン）運搬（ウンハン）
運送（ウンソウ）
運送人（ウンソウニン）
奪（ウバ）奪（ウバ）フ
寫（ウツ）寫取（ウツシトル）
植（ウヘ）植（ウヘ）
植（ウヘ）蘿（ガ）植物ヲ植テ蘿トナスコト
農（ノウ）農工（ノウコウ）百藝及ヒ

職工ナリ
農工業（ノウコウゲウ）農業工業ヲ併セ云フ
農業（ノウゲウ）耕作ノ業ナリ
農具（ノウグ）農業ニ用ユル器械即チ鋤鍬ノ類ナリ
過（クワ）過（クワ）ス
過失（クワシツ）
過去（クワキヨ）
過實（クワジツ）事ニ過ギ越ヘルコト
過分（クワブン）分限ニ過ギ
過半（クワハン）半數ヨリ多キコト
過多（クワタ）過分ニ多キコト
失殺傷（シツサツシヤウ）
罕（マレ）罕丸（キンダマ）陽囊ナリ
時（トキ）時ク（トキ）種ヲ播クコト
蓄（カヒ）ヒ
經（ケイ）經過（ケイクワ）時ヲ越スコト
經界（ケイカイ）境界ナリ
經（ケイ）
由（ユウ）
嫌（ケン）嫌疑（ケンギ）
蓋（カイ）蓋（カイ）
痼（コ）痼疾（コシツ）不治ノ病ナリ
畫（クワ）畫圖（クワヅ）畫（クワ）シ區別スルコト
詳（シヤウ）詳（シヤウ）カ
羣（ムレ）羣集（ムラツ）羣聚（ムラアツマル）
羣（ムレ）衆（シユウ）衆人ナリ
會（クワイ）會社（クワイシヤ）仲間ヲ結ンテ業ヲ為スモノ
會（クワイ）議（ギ）集會シテ評議スルコトナリ
會（クワイ）
議局（ギキヨク）會議ノ場所
會（クワイ）衆（シユウ）集會ノ衆人ナリ
會話（クワイワ）集會談話スルナリ
會計局（クワイケイキヨク）用度局ナリ
鼓（コ）鼓舞（コブ）人氣ヲ引キ起スコト
誑（クワウ）誑騙（クワウヘン）姓名ヲ詐稱シテ物件ヲ奪取スルコト
携（ケイ）携帶（ケイタイ）
暗（アンカウ）暗藏（アンカウ）密ニ藏匿スルナリ
談（カタ）談（カタ）ル適當ナリ
傳（デン）傳（デン）染（セン）病（ヘイ）人ニ感染スル病氣ナリ
照（テラ）照（テラ）シ參看ナリ
照（シヤウ）照（シヤウ）懲（ケイ）彼此參看ナリ
節（セツ）節（セツ）章ヲ小別シテ節トス文章ノ一小段ニ
蹴（ケン）蹴足（ケンソク）足後ヲ穿クコトナリ
歲（サイ）歲入（サイニフ）年々ノ入額ナリ田畑ノ作得家屋借ノ賃利ノ如キモノ
債（サイ）債主（サイシユ）負債主ナリ
肆（シ）

肆 徒刑言渡一時間町ニサラス

(絲) 絲色 染色ニテ飾ルモノヲ云

誠心 誠實ノ心ナリ

誠實 詐僞ナキ

(愛) 愛 愛憐ト憎惡トナリ

憐愛憎 愛憐ト憎惡トナリ

(啞) 啞 口言フ能ハザルヲ

啞者 同上ノ者

(電) 電氣 電氣ノ通信ナリ

電信 電氣ノ通信ナリ

電 電信ヲ以テ報道スルナリ

信機 電信機械

電報 電信ヲ以テ報道スルナリ

(園) 園池 園ハ樹木ヲ植エルトコロ池ハ魚類ヲ畜フ所

園內 樹木ヲ植置境內

園庭 園ハ牆ヲ繞キテ其內ニ禽獸ヲ畜フ所

園圃 園ハ牆ヲ繞キテ其內ニ禽獸ヲ畜フ所

(禁) 禁錮 十一日以上五年以下禁錮場ニ留置スル輕罪ノ刑ナリ

禁錮場 禁錮ノ場所

禁獄 內地ノ獄ニ入レ定役ニ服セシメ國事犯ニ施ス刑ナリ

禁治產 已レカ所有ノ財產ヲ自由ニ支配スルヲ禁止スルモノニシテ本刑ニ附加スル刑ナリ

禁制 禁止ナリ

禁制物 博奕淫本ノ類

禁止 制止ナリ

禁錮狀 禁錮ヲ達スル狀

禁死 死ヲ禁制ス

禁苑 朝廷ノ園囿ナリ

(義) 義務 務ムル可キ事業

義意 義理アル心上

義理 道理ナリ

(詭) 詭僞 詐僞ナリ

詭稱 僞詐ノ言辭

(濕) 濕車 蒸氣車ナリ

濕船 蒸氣船ナリ

(毀) 毀ツ 毀損ス

毀損 毀壞損毀ナリ

毀棄 毀棄ス

毀傷 身體ヲ毀壞シ捨ルヲ

毀壞 器具等ヲ毀損壞敗スルヲ

毀滅 物品ヲ損シ亡滅スルヲ

(植) 植物 草木

植籬 植物ニテ作リシ籬

植物場 草木ヲ結用セシ所

(裝) 裝飾 衣服器具等ニ飾ル

(酩) 酩酊 酒ニ醉フコトナリ

(道) 道幅 街道ノ廣サ

(資) 資產 資力財產ナリ

資給 扶助給與ス

資助 扶助ナリ

資益 資助利益ナリ

資力 財產ヲ所持スルカ

(新) 新聞紙 新物ト古物ト

新舊 新物ト古物ト

(詳) 詳力 詳細明白ナル

詳明 詳細明白

詳記 詳細記載

(銃) 銃獵

(署) 署名 姓名ヲ記載スルヲナリ

(費) 費ヤシ

費用 入費ヲ適用スルナリ

費消 費用ス

費 消耗ナリ

十四畫

(總) 總則 全編又ハ全章ヲ總括スル規則ヲ掌シテ大法ヲ示スモノヲ云フ

總督 軍事ナドノ長官トシテ一人ニテ事務ヲ總括スルモノ

總稱 全體ノ稱號

總高 諸數ヲ合計シタルモノ

總豐 全体ヲ云フ

總額 總高ニ同シ

總長 一般ノ首長ニ

總規則 一般ノ定法ナリ

(銅) 銅貨 銅ニテ鑄造セシ貨幣ナリ厘五厘一錢二錢ノ四種ナリ

銅貨幣 同上

(誓) 誓 誓約ノ他ニ渡

(漏) 漏泄 事物ノ他ニ洩

レ聞ユルヿ

漏洩（ロウセツ）同上

漏告（ロウコク）秘密ノ事ヲ他人ニ報告スルヿ

滯留（タイリウ）逗留ナリ

偽（イツハリ）

偽造（ギゾウ）贋造スルヿ

偽計（ギケイ）詐偽ノ謀計ナリ

偽印（ギイン）偽造ハ印形

偽璽（ギジ）天子ノ御印ヲ偽造スルヿ

偽證（ギシヤウ）證據ヲ贋作スルコト

偽署（ギショ）姓名ヲ偽リ書スルナリ

偽名（ギメイ）姓名ヲ詐稱スルヿ

偽鑰（ギヤク）偽造ノ合鍵ナリ

偽版（ギハン）偽造ノ印版ナリ

偽版者（ギハンシヤ）印版ヲ偽造シモノ

偽（ギ）

版書（ハンショ）偽造刻刻ノ書

僧徒（ソウト）佛法ニ從事スル教徒

僧侶（ソウリヨ）同上

誘導（イウダウ）誘引シ導ビキ出スヿ

誘惑（イウワク）惡事ニ導ク

誘拐（イウカイ）人ヲ迷ハシ導ビクヿ

誘起（イウキ）人心ヲ導キ起スヿ

誘助（イウジヨ）誘導助成

誘出（イウシユツ）導ビキ出スヿ

維（イ）

維持（イジ）維キ持チ

鳴（ナラ）

鳴ス（ナラス）

填（ウツ）

填ム（ウツム）

對（タイ）

對ス（タイス）對面シ又ハ其事ニ向フヿ

對理（タイリ）對面ニテ取調ヘ紛議ヲ理治スルナリ

對質（タイシツ）同上

對質人（タイシツニン）同上ノモノ

對手人（タイシユニン）原告ヨリ被告ヲ對手人ト云ヒ被告ヨリ原告ヲ又對手人ト云フ凡ベテ訴訟關係人相互ニ云フ

對審（タイシン）裁判官被告人相對シテ裁判ヲ為スヿヲ對審ト云フ被告人ノ出席セザルニ裁判ヲ為スヿヲ闕席裁判ト云フ對審ハ闕席ニ對スル辭ナリ

裁判（サイハン）同上ノ裁判

養（ヤウ）

養親（ヤウシン）養子其ノ養フ所ノ両親ヲ云フ

養子（ヤウシ）佛國ニ於テハ猥ニ他人ノ子ヲ養ヒ已レノ子ト為スヲ得ズ幼年ノ時滿六年

ヒヲ養ヒタル事アルカ又ハ已レノ性命ヲ救ヒシヿアル等ノ關係アル者ニシテ初メテ之ヲ為スコトヲ得

養父母（ヤウフボ）養家ノ両親

養家（ヤウカ）養子ニ行キタル家

養育（ヤウイク）

養樹園（ヤウジユエン）

管（クワン）

管ス（クワンス）管轄スルナリ

管轄（クワンカツ）支配スルナリ

管轄內（クワンカツナイ）管轄域內ナリ

管轄外（クワンカツガイ）管轄境外ナリ

管內（クワンナイ）管轄地內ナリ

管理（クワンリ）統轄治スルヿ

管主（クワンシユ）管轄主人ナリ

管主人（クワンシユニン）管轄スル主人

管係（クワンケイ）管主關係ナリ

管照（クワンセウ）參看ナリ

管主（クワンシユ）

財人（ザイニン）財產ヲ掌リ扱フヿ

慢（マン）

慢侮（マンブ）輕ンジ侮ドルナリ

疎（ソ）

疎思（ソシ）疎忽愚痴ナリ

疎忽（ソコツ）匆卒ナリ

疎略（ソリヤク）同上

疎（ソ）

虞（グ）不注意ナリ例ヘバ人民雜沓ノ地ニ於テ車馬ヲ驅突シ又ハ金反ヲ揮ヲテ遊戯ヲ為ス類ソカヲ

摘（ツミ）

摘取（ツミトリ）書類中必要ノ所ノミヲ拔取リシヿ

摘撮（ツミトリ）書類中必要ノ所為ス類

摘殘（ツミノコリ）

遣（ケン）

遣ス（ケンス）

嗾（ソウ）

嗾ス（ソウス）

寡（クワ）

寡數（クワスウ）小數ナリ

寡婦（クワフ）夫ナキ婦ヲ云フ

慣（クワン）

慣習（クワンシユウ）風習ニテ自然行ヒ來リタルコト

慣熟（クワンジユク）

魁（クワイ）

魁首（クワイシユ）張本人

構（カウ）

構成（カウセイ）作為スルヿニテ裁判所構成トハ判事幾名書記幾名檢事幾名ニテ成リ立ツト云フヿガ如シ

構兵（カウヘイ）戰端ヲ開キ構ヘルナリ

漂（ヘウ）

漂失（ヘウシツ）水ノタメニ流レ失フナリ

漂流（ヘウリウ）河水ノタメニ流サルヽコト

漂流物（ヘウリウブツ）河水ノ為メニ押シ流ガレシ物品ナリ

輕（カロ）

輕キ（カロキ）

輕キ二從フ（カロキニシタガフ）輕重ノ二アル時其ノ輕キニ從ヒ依ル

稻害（カイガイ）流害ニ屬

ルコト

僕 僕婢 下男下女

徵 徵收 徵招収納スルコト金額物品ヲ取立ル等ニ用ユ

徵兵 兵ヲ徵シ募ルコト

徵憑 憑リ所ロアリテ募スル刑事ノ裁判費用及ヒ民事損害ノ賠償ヲ追逐スルヲ云フ

徵償處分 ノ取

徵憑 證據トナルコトナリ

箇 箇條 數條ノ如シ

箇條書 數箇條ナリ

監 監視 刑罰後警察官吏ノ監視ニ付シ行為ノ改良スルヤ否ヤヲ檢視スルコトナリ

監獄 監倉ト牢獄ヲ

監獄則 監倉獄舍ノ規則ナリ

監獄規則 同上

監獄長 監獄ノ長官

監禁 密室ニ監禁シテ自由ヲ得セシメザルナリ

監察 吾方監視ニ同シ

監察者 監視者

監守人 監視守人

監定人 職業ニヨリ監定ス可キ者ニ檢定證明セシムルコト

監倉 同上

監倉長 獄中ノ輕キモノ

監倉長官

監護 監視守護ナリ

監定書 監定ノ書付

參 參闕 無人所ナドノ寥闕ノ地ト云フ

榜 榜示 張紙ニテ衆人ニ示ス

榜標 立札標札等

滿 滿 京滿ナリ

滿限 日限ノ終ルヲ云フ

駁 駁多 數多ナリ

繼 繼父 實父沒シテ家ヲ繼ク者

繼母 室ヲ繼ク者

繼續 相續ナリ

繼續犯罪 一事ノ罪タリトモ日ヲ經テ幾度ニモ犯ス時ハ之ヲ繼續犯罪ト云フ數罪ヲ數度モ犯スニアラズ

誣 誣告 無ヲ以テ有ト爲シ告訴告發スルコト

誣罔 無ヲ以テ有ト爲シ人ヲ罪スルコト

溝 溝渠

隔 隔ル

歌 歌謠

嘗 嘗テ

嶋 嶋地

領 領地 支配地

領地外 領地內 境界外

端 端 支配地內

境 境界 土地ノ限域

誑 誑惑 詐欺ヲ以テ人ヲ蠱スルコト

腐 腐爛 物品ノ用ヲ爲サルニ至ルモノ

敗 敗 飲食物品ノ用ユ可ラザルニ至ルモノヲ云フ

獄 獄舍 牢獄ニ同シ囚人ヲ繫ケ所

獄 獄內 同上

獄監 獄舍內ナリ

獄具 獄具 囚獄場ノ道具ナリ囚人ヲ護スル官吏縛スル繩牢獄ノ鍵ノ類

獄則 獄則 囚獄場ノ規則

獄外 獄外 囚獄場外ナリ

獄外役 獄外役 獄內ノ役

司 司獄丁

僥 僥倖 不正ノ幸ナリ

養 養子 他家ヲ相續スル者

養女 養家 養子女ノ相續スル家

養 養子女ヲ成長セシムルコト

養親 養子女ノ父母

養樹園 植物園ナリ

輕 輕罪 重輕禁錮及ヒ罰金ノ刑ヲ云フ佛輕罪即チ懲治罪一懲治場ヘ期限ヲ定メ禁錮スル刑ニ定期間公權民權族權ヲ行フヲ禁ズル刑三罰金

輕罪公判 同上ノ罪ヲ法廷ニテ裁判スルコト

輕罪裁判所 輕罪ヲ取扱フ法廳ナリ民事ノ始審裁判所ヲ以テコレニ當テ用ユルナリ

輕罪控訴局 輕罪ノ裁判ヲ受ケシモノ不服ナル時ハコレヲ

控訴スル所ナリ

輕罪犯 重禁錮輕禁錮罰金ノ犯罪ヲ云フ

輕重罪 輕罪重罪ヲ併セ称ス

輕重 減輕加重

輕禁錮 十一日以上五年以下定役ニ服スル刑ヲ云フ

輕禁獄 内地ノ獄ニ入レ定役ニ服セザル刑ヲ云フ期限ハ六年ヨリ八年ニ至ル

輕懲役 六年以上八年以下内地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服スル刑ヲ云フ

輕減 輕恕減等スルナリ

銀 **銀行** 金銀ヲ貸借為替等ヲ為ス所ナリ

銀行手形 預金貸金ノ證書銀行ヨリ出ス預リ金ノ證書

聞 **聞届** 允許ナリ

聞取 **聞取書** 口上ヲ聞取リテ記載スルコト

嫡 **嫡母** 庶子ガ父ノ正妻ヲ指ス

嫡子 本妻ノ長子

遞 **遞送** 驛傳ヲ以テ物ヲ輸送スルコト

演 **演說** 口上ニテ說キ明スコト

演ス 同上

遠 **遠隔** 土地ノ隔絶スルコト

遠地 遠方ノ土地

惡 **惡事** 兇惡ノ所爲

惡質 兇惡ノ性質

惡氣 不吉ノ氣色

惡意 兇惡ノ心志

算 **算計** **算還** **算入**

慘 **慘刻** 酷虐ナリ

際 **際** 猶ホ時ト云フガ如シ

製 **製造** 製作造爲ナリ

製造品 製作セシ物品

製造所 製造ノ場所

靜 **靜謐** 閑靜無事ナリ猶ホ國安ト云フニ同ジ

靜默 閑靜ニシテ言ヲ發セザルナリ

精 **精神** 人心勢力ヲ云フ

煽 **煽動** 教唆シテ騷擾セシムルナリ

摸 **摸樣** 有樣ト云フニ同ジ

模樣書 同上ノ書

說 **說教** 各宗ノ法談ナリ

說書 辭ノ說義理

說諭 說示諭告ナリ

說明 意味ヲ言聞カスコト

廠 **廠舍** 舞工場ナリ

聚 **聚會** 諸互ニ一處ニ會スルナリ

聚衆 諸人互ニ一處ニ聚合スルナリ

聚積場 聚集重積スル所場

稱 **稱ス** 名言スルコト

稱賛 稱譽賛成ナリ

需 **需用** **屢** **屢々** 度々ナリ

障 **障礙** 故障妨害ナリ

種 **種類** 夫々ノ類

種子 植物ノ種ナリ

種植 種子ヲ植ユルナリ

認 **認メ** **認印** 印影ヲ押ス

認知 辨識シテ取ルナリ

認可 許可ナリ

認定 辨識シテ取定ムルコト

僭 **僭用** 用ユ可ラザルヲ用ユルコト

僭ス 權限外ノコトヲ爲スナリ

僭竊 用ユ可ラザルヲ用ヒ取ル可ラザルヲ取ルコト

十五畫

墮 **墮胎** 胎中ノ兒ヲ傷ヲ殺スナリ

彈 **彈丸** 銃礮ノ丸ナリ

彈藥 焰硝

談 **談話**

歐 **歐羅巴** 歐羅巴大州ノ陸地ナリ

歐州大陸 三大陸ノ一州

慰 **慰安** 安心スル意

慰勞 其ノ苦勞ヲ謝スル意

廢 **廢疾**

之ヲ醫治スルトモ全ク元ノ如クナル可ラザルモノヲ云フ

廢篤疾（ハイトクシツ）醫藥ニテ本復シ難キモノト必ス死ス可キ者ドヲ云フ○人ヲ毆打創傷シテ篤疾ニ致シタル者ハ輕懲役ニ處シ廢疾ニ致シタル者ハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス篤疾ニ致シタルノ刑廢疾ニ致シタルヨリ重キコト三等ナリ

廢止（ハイシ）**廢棄**（ハイキ）**廢屋**（ハイヤク）破宅ナリ

論（ロン）**論說**（ロンセツ）車ノ是非善惡等ヲ辨シ說クコト

論ス（ロンス）議論スルヿナレ𪜈刑法ニ於テ論ズト云フ時ハ意モ其ノ情狀ニ因リテハ之ヲ罪ト爲サヾルヲ云フ第三百四十條身體生命ヲ防衛シ已ムヿヲ得ザルニ出テ暴行人ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ論ゼズト云フノ類ナリ

調（チヨウ）**調印**（チヨウイン）**調直**（チヨウチヨク）**調濟**（チヨウセイ）書取調ヘノ書附ナリ有罪無罪ノ書附豫審ノ取調等皆書記役ノ調書ナリ封シ目ニ横線ヲ畫シ散亂セズ證據書入レナキ徵効ヲ示メス

價（カ）**價額**（カガク）物品ノ惣高

價直（カチヨク）物品ノ直段

横（ヨコ）**横線**（カウセン）帳簿書面等ノ合ハセ目

編（ヘン）**編成**（ヘンセイ）兵隊ヲ組立テ歷史ヲ修ル等之ヲ編成スト云フ

編入（ヘンニフ）兵隊ニ入レラルヽコト

編墻（ヘンシヨウ）竹ヲ編ミ列ラ子テ造リシ垣ナリ

努（ノウ）**努包**（ノウホウ）麥ニテ製ス西洋人ノ食物ニ

暴（バウ）**暴行**（バウコウ）**暴行人**（バウコウニン）**暴動**（バウドウ）

興（キヨウ）**興行**（キヨウコウ）演劇觀物場等ノ業ヲ興スヿ

履（リ）**履行**（リコウ）契約ヲ行フヿヲ言フタル事ヲ爲ス

標（ヘウ）**標札**（ヘウサツ）公衆ニ示ス書札ノ類

標榜（ヘウバウ）同上

標識（ヘウシキ）公示ノ目印

搭（トウ）**搭竿**（トウカン）賊ノ道具

搭鑰（トウヤク）錠ヲ撥ク器ナリ

賣（バイ）**賣買**（バイバイ）**賣淫**（バイイン）娼妓ノ業之ヲ賣淫ト云フ淫行ヲ賣リ金ヲ得テ生活ヲ爲ス者ナリ政府ノ許可ヲ得ズ其ノ鑑札受ケズシテ此業ヲ爲ス者ヲ密賣淫ト云フ

賣與（バイヨ）**賣土**（バイシヨク）**賣藥者**（バイヤクシヤ）近隣相組ミ合フテ佑助ヲ爲スモノ

隣（リン）近邊ナリ

隣區（リンク）**隣佑**（リンイウ）

罵（バ）**罵詈**（バリ）人ニ向フテ直ニ惡口スルヲ罵詈ト云ヒ陰ニ惡口スルヲ誹謗ト云フ違警罪ニ罵詈ノ律アリ其ノ刑ヲ二日以下ハ拘留又ハ五十錢以上一圓五十錢以下ノ科料トス

賠（バイ）**賠償**（バイシヤウ）犯罪ニ因リ損害シタル所金額ヲ以テ償却スルナリ盜品ヲ返給スル之ヲ贓物ノ還給ト云ヒ犯罪ヲ爲ス時倉庫ヲ破リ器具ヲ損壞シタルニ因リ之ヲ償フ即チ損害ノ賠償ナリ故ニ犯人ハ刑ニ處セラレ又ハ放免セラルルトモ之ヲ以テ賠償ヲ免ルヽ能ハズ是レ其ノ刑罰ハ公訴ニシテ賠償ハ私訴ヨリ起ルモノナレバナリ

篇（ヘン）**篇**（ヘン）法律上ノ區分ニ於テ節ヲ集メテ款ト爲シ款ヲ合セテ章ト爲シ章ヲ編ンデ卷ト爲シ卷ノ上ニ編ヲ置ク

解（カイ）**解怠**（カイタイ）怠慢ナリ

概（ガイ）**概略**（ガイリヤク）大略ナリ

嘲（チヨウ）**嘲弄**（チヨウロウ）譏言ヲ以テ人ヲ愚弄スルヿ

暗（アン）**暗**（アン）目盲ナリ

舖（ホ）**舖**（ホ）

箱（ハコ）**箱匣**（ハコカウ）物品ヲ藏サムルニ用ユ

窓（サウ）**窓**（サウ）同シ

隊（ツイ）**隊**（ツイ）

落（ラク）**落**（ラク）

樂（ラク）**樂書**（ラクカキ）慰ノ爲ノ妄リニ門戶牆壁等ヘ記載スルヿ

樂（ラク）

稼（カ）**稼穡**（カショク）穀ヲ種ユルヲ稼ト曰ヒ之ヲ斂ムルヲ穡ト曰フ

店（テン）肆店ナリ

圖（ヅ）**圖面**（ヅメン）繪圖ノ表面ナリ

圖書（ヅシヨ）其ノ形ヲウツシ取ルコト

惟（イ）**惟ル**（イタル）禍ナドニ逢フヿ

憁（ソウ）**憁**（ソウ）窓ニ同シ

疑ヒ

疑義 疑惑ノ義理ナリ

能 寵ム

勲 勲章 賞牌勲狀ノ類ニシテ有功ノ者ニ賜與スル證票

劇 劇藥 酷劇ノ藥劑ナリ毒藥ニ次グモノヲ云フ

劇場 芝居興行席

穀 穀物 五穀雜穀ナリ

穀類 同上

穀麥 米麥ノ類

穀粉 穀類ノ粉ナリ

穀草 稻ノ類ナリ

穀草類 同上

影 影跡 事物ヲ爲シタル有様

陰 陰寵

請 請求 請願來需ナリ

閲 閲讀 書類ヲ閲キ着ルフ

數 數罪 二罪以上五六罪ヲ云フ

數罪俱發 五六ノ罪一時ニ發スルナリ

數 條件 五六個條ナリ

數件 五六事件

數邑 五六ケ村

數郡 五六ケ郡

數局 五六ケ局

數州 五六ノ州

數人 五六人

數根 草木ノ五六株

數區 五六區

數員 五六人員

數通 書類五六通

數名 二三ノ人

數 幾許ト定限ナキ數ナリ

數箇 五六箇

墳 墳墓 死屍ヲ埋葬セシ所高ヲ墳トシカハカ云ヒ平カナルヲ墓ト云フ

敵 敵國 雙敵ノ國

敵對 戰鬪ノ相手ナリ

敵兵 讐敵ノ兵士

適 適宜 程能ト云フニ同シ

適當 事物ノ能ク符合スルナリ

適用 程能ク用ユ

適ス 適合ナリ

歐 歐傷 歐打 歐打創傷 歐擊

醉 醉臥 酒ニ醉ンテ臥寢スルコト

醉迷 酒ニ醉フ

テ昏亂スルフ

鋤 鋤 農具ナリ

濟 濟ム

窮 窮乏 困窮貧乏ナリ

窮乏證書 無力貧窮ニシテ政府又ハ會社ノ救助ヲ受ク可キノ證票官吏ヨリ公正ノ法ヲ以テ給與ス

質 質 抵當ヲ入レ金ヲ借ルナリ

質入 同上

蒸 蒸氣罐 蒸氣器

械 衝 衝突 舟車ノ物ニ觸レ當ルフ

震 震災 地震火災

塵 塵芥

撰 撰任 撰舉任用スルナリ

撰 撰擇 數多ノ中ヨリ拔キ擧ルフ

撰擇 良善ナルモノヲ引拔リフ

撰用 衆人中ヨリ拔テ其事ニ用ユルフ

撰定 撰擇決定ナリ

撰ブ

緊 緊ク 緊要 大切ナ

緊急 同上

審 審力 審判 詳細判決ナリ

審案 詳細ニ案考スルナリ

趣 趣意 旨趣ノ心意

趣意書 同上ノ書

嘯 嘯集 暴行ノ爲メ人ヲ集合スルコト

賞 賞牌 慰勞ノ褒牌ナリ

實 實子

樞 樞要 樞機ノ要件ナリ

潛 潛入 人ノ家屋等ニ藏匿スルフ

潛伏 同上

潛匿 同上

潛 潛

二

誹 誹毀 人ノ名譽ヲ害スル可キ事ヲ摘發スルナリ

誹謗 同上

(豫)**豫備** 兼テ用意スルヿ

豫納 納ム可キ金額ヲ前以テ差入レ置クヿ

豫知 前知スルヿ

豫防 災難病氣等ヲ前ニ防止スルヿ

豫防規則 撿疫停船規則虎列拉病豫防規則傳染病患牛處分假規則傳染牛疫豫防法ノ類

豫審判事 豫審ノ判斷官更印チ下吟味掛リ裁判役ナリ

豫審終結 豫審落着シ被告人ヲ無罪トシテ放免スルカ又ハ之ヲ裁判所ニ送附スルカヲ云フ

豫審上訴 豫審事件ニ付キ不正不理ノヿアリト見認ムル時之ヲ申立ルヿ

(擔)**擔當** 事件ノ委任ヲ受ルヿ

擔當人 同上ノ人

擔任 擔當委任スル

(謀)**謀故殺** 豫メ謀リテ人ヲ殺ス罪ノ名モ大ナルモノ此ヲ死刑ニ處ス毒藥ヲ以テ人ヲ殺シタルモノモ謀殺トシテ論スルナリ

謀殺 豫メ謀リテ人ヲ殺ストヲ併セ云フ故殺ノ部見合ス可シ

(篤)**篤疾** 治療ヲ施ストモ生命ヲ救フ可ラザル病コレヲ篤疾ト云フ人ヲ篤疾ニ致スモノハ其ノ刑ヲ輕減セリ

(燈)**燈** 舟行ノ標或ハ人行安全ノ爲メ掲ケシ燈火ナリ

(餘)**餘罪** 一罪アリテヌ他罪アルヲ云フ

餘額 金田等ノ殘額ヲ云フ

餘 同上

(贅)**贅** 贅ナレ

(賭)**賭ス** 勝負ノ爲メ物ヲカケルヲ云フ

賭博 博奕ヲ賭スヿ之ヲ爲スモノ刑ハ一月ヨリ六月ニ至ル間ノ重禁錮五円以上五十円以下ノ罰金トス

賭物 博奕ニ賭スル物品貨幣等

賭場 博奕場

賭博場 同上

(學)**學術** 學問ノ技術

學校 學問ノ教場

學校長 學校ノ長

(贋)**贋造** 偽造ナリ

贋造者 模造者

(頭)**頭上** 人體ノ最モ上部ナリ

(繁)**繁多** 多ク在ルコト

(縛)**縛** 束ネ縛ル

(檄)**檄攬** 取落シタル物品ヲ云フ

(遺)**遺失** 紛失スルコトナリ

遺失物 紛失ノ物品

遺留 遺留財産トハ死後ニ在ル金銀物貨ヲ云フ

遺漏 取落シタル事ヲ云フ

遺囑 遺言ヲ以テ死者ヨリ人ニ依頼スルコトバ

遺 同上

遺散 死者ノ體軀

遺棄 物品ヲ捨ノコシテルコト

遺物相 遺物ト云フ之ヲ所有スル方法アリ遺物相續ナリ

遺物 死者ノ殘シ置キタルモノ之ヲ遺物ト云フ

(穩)**穩安** 産婆ナリ

(遲)**遲延** 遲刻延引ナリ

遲速 遲速ヲ問ハズ

(憑)**憑據** 證據ノヿ

憑據書 證據ノ書類ナリ

(辨)**辨解** 其ノ條理ヲ能ク解明スルコト

辨別 紛亂混合シタルヿカヲ判斷スルコト

辨濟 埒明ヲ爲スコト

辨理公 辨理公

使 外國ト交際上又ハ交易事件ニテ車ヲ生スル時之ヲ擔當シ彼國ニ赴キ談判ヲ爲ス使ナリ外務省ヨリ之ヲ發遣ス

(橙)**橙** 橙ノ類

(默)**默** 不言ナリ

(操)**操** 操ノ類

作場 作事ノ場所

(橋)**橋梁** 水橋石橋ノ類ヲ總稱ス

(憲)**憲法** 國家ノ大法ニシテ政治法律ノ元タルモノ一ニ之ヲ根本立法ト云

憲兵 兵隊ニシテ警察ヲ爲シ不慮ヲ戒ムルモノ

憲兵卒 憲兵

(燃)**燃火** 燃火ノ類

(積)**積載** 荷物ノ類ヲ重積乘載スルナリ

(擇)

擇ム（エラブ）　車物ヲ撰ミ取ルコト

隨行（ズイコウ）　人ニ伴ヒ行クコト

隨意（ズイイ）　存意ノ通リニ爲スコトナリ

儘（マヽ）

噪聚（サウシウ）　多衆ノ人數喧噪シテ集聚スルコト

噪鬧（サウタウ）　喧噪スルコト

激發（ゲキハツ）

激發物（ゲキハツブツ）　火藥石炭油ノ如キ忽チ發火破裂スルモノ

險夷（ケンイ）　險峻ト平夷ノ地トヲ云

辭（コトバ）

辭柄（ヘイ）　猶ホ口實ト云フガ如シ

諭（サトス）

諭ス（サトス）

檢（ケン）

檢ス（シラブ）　取調ブルコト

檢束（ケンソク）

檢察（ケンサツ）　車物行爲ヲ取調ベル義

檢察官（ケンサツクワン）　檢事長檢事檢事補及ビ違警罪裁判所ニ於テハ刑事檢察官社會ニ代リ原告人ト爲リテ訴訟事件ヲ裁判官ニ抗出スルナリ

檢察官ノ起（キ）　訴檢察官中ヨリ原告ト成リ法庭ニ出席スルモノ

檢事長（ケンジチヤウ）　檢長ノ長官

檢事（ケンジ）　檢察官ノ職務ヲ行フ警部ノ總稱ヲイフナリ

檢事補（ケンジホ）　同上ノ助役人

檢査（ケンサ）　吟味ナリ

檢視（ケンシ）　臨檢視察ス

檢印（ケンイン）　檢査印ナリ

檢證（ケンシヤウ）　證據物件ヲ檢定スルコト

檢（ケン）　書類ヲ吟味スルナリ

遷（セン）

遷徙（シ）　遷轉徙移ナリ

遷延（エン）　猶豫日ヲ經ルナリ

錯（サク）

錯亂（ラン）　混合紛亂ナリ

錯誤（ゴ）　并錯矢誤ナリ

輸（ユ）

輸入（ニフ）　持込ムコト外國物品ヲ輸入品ト云フ

輸出（シユツ）　持出スコト內國物品ノ交易ニテ外國ニ出ルヲ輸出物品ト云フ

踰（ユ）

踰越（エツ）　門戶牆壁等ヲ越ヘ入ルコト

機（キ）

機密（ミツ）　樞機秘密ナリ

戲（ギ）

戲遊（ユウ）

諸（ショ）

諸般（ハン）　種々ノ如シ

諸方（ショハウ）　所々ニ同シ

諸件（ケン）　種々ノ事

諸書（ショ）　種々ノ書類

諸書類（ショルイ）　同上

諸州（シウ）　多クノ國土

諸會社（クワイシヤ）　多數ノ人會社ヲ合稱ス

諸費（ヒ）　數多ノ入費ナリ

諸費用（ヒヨウ）　同上

諸器具（キグ）　種々ノ道具

諸人（ショニン）　衆人ナリ

親（シン）

親屬（ゾク）　父母ナリ又親屬法律ニ於テ親屬トスルモノ一祖父母父母夫妻　二子孫及ビ其ノ配偶者　三兄弟姉妹及ヒ其ノ配偶者　四兄弟姉妹ノ子及ヒ其ノ配偶者　五父母ノ兄弟姉妹及ヒ其ノ配偶者　六父母ノ兄弟姉妹ノ子　七配偶者ノ祖父母父母　八配偶者ノ兄弟姉妹及ヒ其ノ配偶者　九配偶者ノ兄弟姉妹トス而シテ祖父母ト稱スルモノハ高曾祖父母外祖父母ヲ合稱シ父母ト稱スルハ嚴父慈母ヲ合稱シ子ト稱スルハ庶子曾孫玄孫外孫ヲモ合スル又其ノ兄弟姉妹ト稱スルモノハ異父異母ノ別ナク之ヲ合稱シ養子ハ實子ニ同シ是レ法律書ノ定ル所ナリ

樹（ジユ）

木（モク）　種々ノ木

遵（ジユン）

遵守（シユ）　其ノ法則ニ從フナリ

遵ガフ（ガフ）　同上

戰（セン）

戰鬪（タウ）　同上

戰鬪（タウ）　兵ノ鬪ヲ戰ニ鬪ノ鬪ナリ

戰爭（ソウ）　戰ニ鬪フコト

十七畫

聯（レン）

聯接（セツ）　段々ツヾキテタヘヌコト

錄（ロク）

錄取（シユ）　書取ルコト

錄收（シユウ）　書入ルコト

營（イトナ）

營ム（ヤム）　家作之ヲ造營ト云フ

營繕（イトナ）

農業工藝商業等ヲ爲スヿ

營生（エイセイ）生活ノ道ヲ立ルヿ

營スル（エイスル）建築スルヿ

之ヲ臨檢ト云フ豫審判事ノ任ナリ

臨時（リンジ）不意不時ノコト

請シ（ウケシ）請議ナリ

謄本（トウホン）謄寫セシ本

償（ツグナフ）財ヲ以テ罪ニ代ユルヿ

謙重（ケンジウ）謙遜シテ重ンジ敬フナリ

點ス（テンスル）

點燈（テントウ）

點示（テンシ）

點火（テンクワ）

縣（ケン）地方官廳ノ名

縣廳（ケンテウ）地方官廳ノ名

內（ナイ）地方縣廳ノ內ナリ

雜役（ザツエキ）雜事ニ使役スルヿ

雜劇（ザツゲキ）芝居狂言等ナリ

雜處（ザツショ）混雜シテ住ミ居ルコトナリ

藏匿（ザウトク）書物ヲ版行スル權利アルモノ

藏版（ザウハン）書物ヲ版行スル權利アルモノ

藏置（ザウチ）

鍬（クワ）農具ナリ

還附（クワンフ）返還附與ス

還償（クワンシヤウ）返還附償ス

還納（クワンナウ）返還納ス

還付（クワンフ）返還附與ス

還納（クワンナウ）返還納與ス

還與（クワンヨ）返還附與ス

還與（クワンヨ）返還與ス

懇切（コンセツ）深切ナルヿ

擅權（センケン）權力ヲ專ラニスルナリ

舉動（キヨドウ）行爲ノ有樣

縱令（ジウレイ）縱容スルヿ

縱容（ジウヨウ）許容スルヿ罪ヲ赦スヿ

醜行（シウカウ）猥褻ノ所行ナリ

徽章（キシヤウ）紋ナリ

歸着（キチヤク）

謝金（シヤキン）謝報ノ爲メ出ス所ノ金

謝報（シヤハウ）謝恩報酬ナリ

十八畫

臨檢（リンケン）犯罪ノ場所又ハ犯罪ノ關係スル地ニ臨ミ實際ノ檢證ヲ爲ス

謄寫（トウシヤ）

償（ツグナフ）

縣（ケン）地方縣ノ名

縣廳（ケンテウ）

鎮撫（チンブ）國家ヲ鎮定シ人民ヲ撫安スルナリ

鎮臺（チンダイ）東京仙臺名古屋大坂熊本廣島之ヲ六鎮臺ト爲シ各陸軍少將之ヲ統轄ス

禮（レイ）

拜（ハイ）神佛ナドヲ尊ム式

禮拜所（レイハイショ）同上ノ場所

禮式（レイシキ）禮義ノ規則

禮服（レイフク）禮式ノ服ナリ大禮服及ヒ通常禮服ノ二アリ

禮節（レイセツ）禮義

懲戒（チヨウカイ）其身ノ自カラ悔ヒ改ムル爲メ戒シムルナリ

懲役（チヨウエキ）內地ノ懲役場ニ入レ定役ニ服スル刑ニシテ重輕ノ二等ニ分ツ

懲役場（チヨウエキジヨウ）囚徒ヲ使役スル場所ニシテ佛國ニ於テハ輕罪囚徒ヲ入ル本邦ハ無罪ノ者ニシテ之ヲ懲治スベキ時ハ之ヲ入ルヽヲ得不孝無賴者ノ如キ是ナリ故ニ罪囚本刑ヲ終リ監視ニ附ス可キモノ住居ナク引取人ナキ時ハ此場ニ入ルモノトス

懲治罪（チヨウチザイ）佛國ニ於テ輕罪禁錮ノ囚人ヲ其ノ好ム所ニ應シテ使役スル刑ノ六日ヨリ五年ニ至ルマデヲ期限トス

懲（チヨウ）

治罪裁判所（チザイサイバンショ）同上ノ刑ヲ言渡ス裁判所

懲治刑（チヨウチケイ）輕罪ヲ罰スル刑即チ六日ヨリ五年ニ至ル迄ノ禁錮ヲ云

裁判所（サイバンショ）同上ノ言渡ヲ爲ス裁判所

贓（ゾウ）不正ノ貨物ヲ云フ

贓物（ゾウブツ）強竊盜詐欺取財賄賂又ハ遺失物ヲ拾得テ隱匿シモシクハ家資分散ノ際藏匿脫漏シタル物件ヲ云フ

聽（チヨウ）

許（キヨ）允許ナリ

聽訟（チヨウショウ）訴訟ヲ聽クコト

聽取（チヨウシユ）陳言ヲ聽取ルヿ

聽（チヨウ）

瀆職（トクショク）官吏其ノ務ム可キ車ヲ急リ或ハ法律規則ニ背キタル時ハコレヲ瀆職ノツミトナス

療（リヤウ）

治（ジ）療治ヲ加ヘテ病ヲナヲスヿ

簿（ボ）

冊（サツ）帳簿冊子

簡（カン）

略（リヤク）

(應)應接(ヲウセツ)問答交際等ヲナスコト

(藁)藁類(ワラルイ)

(醫)醫師(イシヤ)醫者ナリ

醫官(イクワン)醫者ニシテ出仕スルモノヲ云フ佛法ニテハ上等醫者ヲ稱ス

醫士(イシ)醫官ノ下等ナルモノ

醫業(イケウワサ)醫者ノ爲ス業

(離)離散(リサン)別レテ外ヘ行クコト

離宮(リキウ)宮内省ニ屬スル別殿別館ノ類

離婚(リコン)夫婦ノ緣ヲ斷ツコトナリ佛國ニ於テハ法律上離婚ヲ許サズ然レドモ夫ハ其婦ノ姦通シテ離婚ヲ許サルコトヲ得又過欲苛虐至重ノ害ヲ受ルニヨリ又ハ一方ノ證アル時婦ハ又其夫ノ其家ニ女ヲ畜ヒ置キシ時其ノ姦通シタルヲ以テ原由トノ者加辱ノ刑ヲ受ルニヨリテハ夫婦ノ中何レヨリモ其訴ヲ爲スヲ得

離脫(リダツ)中間ヲヌケ出テ外ヘユクコト

(藝)藝術(ゲイジツ)技藝ナリ

(闕)闕席(ケツセキ)出席セサルコト

闕席裁判(ケツセキサイハン)裁判言渡ノ日出席セサルモノアレドモ其ノ侭裁判ヲ爲スコト

(額)額(カク)金ノ數ヲ金額ト云ヒ定リタル物數ヲ定額ト云フ

攀援(ハンエン)持チ引ヨチヒクコト

(藩)藩屬地(ハンゾクチ)海外領地ヲ云フ王公アリテ内屬スルモノヲ之ヲ藩屬ト稱ス南亞米利加洲ノケイヤンス又ハ亞米利加洲ノアルセリーハ佛國ノ屬地ナリ

(雙)雙方(サウハウ)兩方ナリ

(鎖)鎖鋼(サコ)罪人ヲ一室ニ入レテ出サシメザルコト

(藥)藥酒(ヤクシヨ)藥劑ヲ混ゼシ酒

藥劑(ヤクザイ)藥品

藥物(ヤクブツ)同上

藥餌(ヤクジ)藥ノ爲メ食フモノ

藥商(ヤクシヤウ)藥劑ヲ販賣スルモノ

(贅)贅者(ヤクシヤ)

(轉)轉移(テンイ)所替スコト

轉住(テンジウ)住居ヲ替ヘルコト

(舊)舊敗(キウハイ)

(擬)擬律(ギリツ)法律ニ擬准スルコト

(續)續圍(ゾクイ)

續圍内(ゾクイウチ)

(覆)覆没(フクボツ)舟船ナドノ海ニ沉ムコト

覆審院(フクシンイン)控訴裁判所ヲ云フ

(監)監(カン)二

(謹)謹慎(キンシン)

謹守(キンシユ)

(職)職工(シヨクコウ)細工人

職業(シヨクゲフ)夫々業トスル所業ヲ云フ

職務(シヨクム)官吏ノ爲ス可キ任ト外ナリ

職務分(シヨクムブン)職務ニ付テ官ヨリ賜フ所ノ位階ナリ

職務昌瀆(シヨクムバウトク)官吏ノ其ノ職務上ニ關スル失策

職掌(シヨクシヤウ)官吏ノ其ノ任ヲ爲スコト

職事(シヨクジ)職掌ノ事件

職位(シヨクイ)

十九畫

(蘇)蘇生(ソセイ)死シタル名ノ復タ生ルコト

(願)願下(ガンカ)既ニ官ニ願出シタル者ノ下渡シヲ願フコト

願書(ガンシヨ)

願出(ガンイデ)

願人(ガンニン)

(繫)繫系(ケイソ)

繫鎖(ケイサ)罪人ヲ一室ニ補囚スルコト

繫囚(ケイシウ)同上ノ人

(難)難易(ナンイ)爲シ難キト爲シ易キト

(懷)懷胎(クワイタイ)婦女ノ任娠スルコト

懷中小刀(クワイチウコガタナ)懷中ニ入レ携フベキ小刀ナリ

懷劍(クワイケン)懷中スベキ小劍ナリ

(礦)礦業(クワウギヤウ)金石ヲ掘ル業

(贈)贈遺(ゾウヰ)物品ヲ贈ルコト

贈物(ゾウブツ)

(增)增加(ゾウカ)數額ノ益スコト

增減(ゾウゲン)物數ヲ增加シ又ハ減却スルコト

礦山(クワウザン)

礦坑(クワウカウ)

礦物(クワウブツ)

(禱)禱神 神ニ加護ヲ求メ福ヲ求ムルコト

(騙)騙取 詐言ヲ以テ物品ヲ奪ヒトルナリ

(羅)羅列 順序ヲ立テナラベルコト

(勸)勸誘 勸進誘導ス

勸諭 勸進說諭ス

勸解 議論ヲ中裁スルコト

(關)關ス 關係ナリ

關係 其事ニ與カルナリ

(關)關 カハル

(警)警察官吏 警察役人司法警察官ナリ

(警)警察 犯罪未前ニ豫防スルノ主旨ニテ人民ニ向フテ不虞ヲ警戒スルコト

係人 同上ノ人

警察違戾 即チ詿誤罪

警察總督

警察裁判所

警視本署 大政府ノ下ニ

警視 警察官吏

警部 行政警察官吏

警視本署長

警察事務宰相

警戒 警察ヲ總掌ナリ

(牆)牆屋 垣籬家屋ノ類

牆壁 門戶塀圍ノ類

(嚴)嚴重

(醵)醵集 金錢物品ヲ各自出シ集ムルコト

(騎)騎行 馬ニ乘リテ行クコト

(證)證人 證據人ナリ

證書 讓渡證書拂濟證書負債返却證書借用證書ノ類

證人尋問 豫審判事ガ檢事其ノ他訴訟關係人ヨリ證人トシテ指名シタル者ヲ呼出シ之ヲ訊問スルコト

證據 證跡依據ノ意ニアルナリ

證券 證據ト爲ル可キ切手ナリ

證憑 證據ニ同ジ

證人 證據人トシテ指名シタル者ヲ呼出シ之ヲ訊問スルコト

二十畫

(齡)齡 年齡ナリ

(齒)齒 齒物ノ都合ヨク行カヌコトニ用ユ

(齟)齟齬

(襦)襦祥 肌ニ着ル衣ナリ

(議)議員 評議人

議院 集會議院ナリ

議事院 評議スル所

議事院長

(釋)釋放 釋縱放免ナリ

(觸)觸ル

(譯)譯解 翻譯理解シ易カラシム

譯本 翻譯本ナリ

(覺)覺書 覺知ノ籍

(籍)籍 戶籍帳簿ノ類

(顚)顚覆

二十一畫

(露)露積 物品ヲ家屋倉庫ノ外ニ重積スルコト

(竈)竈屬 附屬ス

屬吏 附屬ノ官吏

屬籍 戶籍ノ附屬スル所何府又ハ何縣ナリ

屬地 附屬ノ地

(欄)欄圍 範圍

欄內 範圍ノ內

欄外 範圍ノ外

(騷)騷擾 騷動擾亂

騷亂

(鷄)鷄鳴 曉天ヲ鷄鳴ノ時ト云フ

(護)護送 守護送致スルナリ

護國兵 國ヲ護衛スル兵士又國民軍ト云フ

護

送者（サウシヤ）監護送致スルモノ

辯護（ベンゴ）被告人ヲ保護スルタメ法庭ニ於テ訴訟事件ヲ陳述辯明シ對手人ヲタハ裁判官ト論判スルコトナリ

人（ニン）同上ノ事ヲ爲ス人裁判所所屬ノ代言人中ヨリ之ヲ撰任ス然レ𪜈裁判所ノ許可ヲ得レバ何人ヲモ論セズ

辯明（ベンメイ）論議シテ事理ヲ明ニスルヲ云フ

辯護（ベンゴ）

人（ニン）同上ノ事ヲ爲ス者

黨衆（トウシウ）徒黨ノ衆人

鰥夫（クワンフ）婦ナキ夫ヲ云ヒモノ

譴責（ケンセキ）詰責セメセムルナリ

二十二畫

讀上（ヨミアゲ）

讀聽ス（ヨミキカ）

讀聞ス（ヨミキカ）

變更（ヘンコウ）

變造（ヘンゾウ）金銀銅貨又ハ紙幣ヲ僞造スルヿヲ贋造ト云ヒ正貨ヲ削減シ其ノ細粉ヲ奪ヒ又ハ一圓紙幣ヲ二円ニ改書シテ通用セシメタルガ如キヲ變造ト云フ此ノ罪ハ輕懲役ノ刑ニ當ル

變換（ヘンクワン）

變亂（ヘンラン）事變騷亂ヲナスヿ

變死（ヘンシ）縊死自殺等ヲ云フ

變死人（ヘンシニン）謀故歐殺ヨリ自殺ニ至ルマデノ死屍ヲ云フ

變災（ヘンサイ）天災變異

鑑札（カンサツ）諸營業鑑札ナリ

權（ケン）權力

權利（ケンリ）

權限（ケンゲン）權力ノ定限ナリ

權威（ケンイ）

驚逸（キヤウイツ）牛馬等ノ驚駭シテ逃逸スルナリ

竊奪（セツダツ）同上

竊取（セツシユ）同上

竊盜（セツトウ）暴行脅迫ヲ用ヒズシテ他人ノ所有物ヲ陰カニ盜ムナリコノ刑ヲ二月以上四年以下ノ重禁錮トス

二十三畫

體力（タイリヨク）身體氣力

體格（タイカク）身体ノ格恰ナリ

聾（ロウ）耳聞ク能ハザルヿ

聾者（ロウシヤ）耳聞ク能ハザル人

聾啞（ロウア）耳聞ク能ハズ口言フ能ハザルヿ

驛（エキ）

驛遞（エキテイ）宿驛ニテ事物ヲ運送傳搬スルヿ

襲（シウ）ヒ不意ニ擊ナリ

襲擊（シウゲキ）同上

選（セン）

選卒長（センソツチヤウ）巡査ノ長官

選卒（センソツ）巡査ニ同シ

選卒總長（センソツソウチヤウ）同上ノ總長警察官ヲ云フ

囊（ノウ）

二十四畫

鑪（ロ）鋼鐵ヲ熔リ減ス爐ニ用ユル器械

釀（カモ）ス酒ヲ造ルヿ

囑（ソク）託依托委任スルナリ

囑（ソク）ヲ取リ更ニ紀スルナリ

觀（クワン）物場（ブツジヤウ）物品ヲ縱覽スル場所

鑿記（サクキ）文字ノ處ヲ穿ツ

讒（サン）訴人ノ惡事ヲ告訴シ告シ不實ノ罪ヲ奏ヲ

讒誣（サンフ）人ノ行事ヲ陳シコチウタフルニ過實ナルヿ

讓（ジヤウ）ル讓リ渡スヿ

二十五畫

躡 テウ フム　**躡ス** 求ノ行クフ

顯 ケン セン　**顯然** 明白アキラカナリ

糶 チヤウ ハリウリ　**糶賣** 米穀其ノ他ノ物品ヲウリイタスコト又ハ入札拂ヒ高直ニセリウリスルコト

二十七畫

鬮 キウイン　**鬮引** 籤ヲ引クジビキ取ルこ

鑰 ヤク　**鑰** 鎖鍵ヲ開クルニ用ユルカギ器即チ鍵ヲ云フナリ

鼇頭刑法註釋　洋本綴　壹卷　定價壹圓
鼇頭治罪法註釋　洋本綴　壹卷　定價一圓拾錢
鼇頭治罪法書式註釋　洋本綴　壹卷　定價二十五錢

治罪法ハ被告人ノ罪狀ヲ證明シ其ノ有無輕重ヲ査定スル法律ナレハ事實顯ル多ク其ノ被告人關係人等ニ對シ發スル所ノ書狀規則亦從フテ多カラサルヲ得ス此ノ書狀法則ヲ一書ニ集輯シ之ヲ治罪法書式ト云フ若シ此ノ書狀或ハ書式ニ違背スル有レハ其ノ從前爲シタル手續ノ無效ニ屬スルヲアリテ權利上大差異ヲ生スルナシト爲サス故ニ治罪法ヲ講明スル必ス此ノ書式ヲ對照シ令狀中收監狀ハ此ノ如シ召喚狀ハ云々又其ノ宣誓書ハ如何ナルヲ言フモノ乎ヲ知ラサレハ治罪法ト相ト重リ蛇足ニ似タリト雖モ治罪法ヲ反覆閲スルノ勞ヲ省キ一統シテ其ノ何狀ノ何事件ニ必要ナル何ノ場合ニ於テハ此ノ書狀ヲ用ユルヲ掲著シタル良書ナリ治罪法ヲ講習スル諸君ノ一覽ニ供セント欲スヒフ屬ニ講求アランヲ

明治十五年九月十五日出版御届
同　年十月刻成發兌

定價金三十錢

編輯人　京都府平民　白井吉太郎
上京區第廿一組意比須町拾二番戶

出版人　京都府平民　細川清助
上京區第廿組下本能寺前町五十三番戶

發賣所　東京神田淡路町二丁目六番地　國文社本店

036001-000-3

特61-630

皇仏刑法治罪法字引

白井　吉太郎／編

M15

BBP-0618